

淀川流域治水協議会 第5回 猪名川分会

日時：令和5年2月27日（月）

次 第

1. 開会

2. 議事

- (1) 流域治水プロジェクトの構成員の拡充について…………… 資料1
- (2) 本会構成員の交代について…………… 資料2
- (3) 流域治水プロジェクト進捗確認について…………… 資料3
- (4) 情報提供
 - 避難行動に資する情報発信の充実等【気象庁 大阪管区气象台】…………… 資料4-1
 - 安威川ダムの試験湛水状況【大阪府】…………… 資料4-2
 - 大阪府における流域治水の取組強化【大阪府】…………… 資料4-3
 - ハザードマップ作成におけるお願い（CCTV カメラ設置位置や水位観測所の位置などの情報提供）【猪名川河川事務所】…………… 資料4-4
 - 流域治水施策集のご案内について【猪名川河川事務所】…………… 資料4-5
 - 災害復旧時の新しい施策の紹介【猪名川河川事務所】…………… 資料4-6
- (5) その他

3. 閉会

淀川流域治水協議会 第5回猪名川分会 参加者名簿

1. 猪名川分会構成員

機関名	所属	役職	氏名	備考
大阪府	都市整備部河川室 河川整備課計画グループ	課長補佐	堀 太香夫	
		総括主査	山本 輝	
		主査	中島 正登	
兵庫県	土木部 総合治水課	課長	志茂 大輔	構成員
豊中市	都市計画推進部 都市計画課	都市計画係長	木村 忠功	
		主事	田島 隆一	
	危機管理課	主査	山本 大二朗	
		係員	岸田 陽久	
	上下水道局技術部 下水道建設課	下水道計画係長	木村 瑛	
	上下水道局技術部 下水道管理課	管理係長	斎藤 彰一	
	都市基盤部 基盤管理課	課長	榊原 英彦	
		—	東久保 寿広	
池田市	都市整備部 土木管理課	主幹	谷畑 将宏	
箕面市	みどりまちづくり部 公園緑地室	担当室長	石橋 淳	
豊能町	都市建設部 建設課	主査	加藤 泰典	
能勢町	—	—	—	欠席
尼崎市	都市整備局 土木部 河港課	係長	浅海 麻衣	
		技手	岡 雅貴	
	公営企業局 上下水道部 下水道計画担当	部長	来間 重則	
		係長	松森 幸平	
		技師	福田 正輝	
伊丹市	総務部 危機管理室	主幹	村上 豊	
宝塚市	都市安全部 公園河川課	係長	雑賀 弘晃	
川西市	総務部 危機管理課	課長	下村 和久	
	上下水道局 下水道技術課	主査	半田 憲一	
		主査	油谷 雄介	
	土木部 道路整備課	主任	兒山 雅治	
猪名川町	まちづくり部 建設課	主幹	馬瀬 貴史	
水資源機構 関西・吉野川支社	一庫ダム管理所	所長	阪元 恵一郎	構成員
		所長代理	内藤 信二	
農林水産省 近畿農政局	農村振興部	洪水調節機能強化対策官	吉田 裕	構成員
林野庁 近畿中国森林管理局	京都大阪森林管理事務所	調整官	河内秀樹	
		総括治山技術官	藤原 誠	
環境省 近畿地方環境事務所	環境対策課	地域適応推進専門官	米田 幸生	
気象庁 大阪管区気象台	気象防災部	気象防災情報調整官	笠井 将伸	
	気象防災部 予報課	大規模氾濫対策気象官	松本 覚	
		洪水情報係長	森 正和	
		流域治水対策係	山口 章子	
気象庁 神戸地方気象台	神戸地方気象台	台長	佐伯 亮介	構成員
西日本旅客鉄道株式会社	兵庫支社	主任	中井 美里	
阪急電鉄株式会社	都市交通事業本部 交通プロジェクト推進部	課長	林 栄二郎	
	都市交通事業本部 都市計画部	課長	畑田 芳隆	
近畿地方整備局	猪名川河川事務所	事務所長	佐渡 周子	構成員
		副所長	星原 義之	
		総括保全対策官	山口 裕一	
		工務課長	山崎 裕治	
		工務係長	西村 一徹	

資料 1

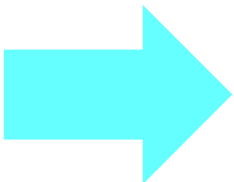
流域治水プロジェクトの構成員の拡充について

- 淀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進することが重要。
- 地域の防災リーダーなどが協議会（分会）に参画いただき地域の安全確保の実現に向けたワークショップや意見交換会の開催等、流域治水への住民参画の取組を引き続き拡大していくため、構成員を拡充。

猪名川分会 拡充メンバー

- ◆ 構成員の拡充 猪名川河川レンジャー（防災分野担当）
- ◆ 協議会での役割 日頃から河川レンジャーとして活動されている中で、防災・減災に関連した活動内容に関する情報提供、行政に期待する課題・提案を行っていただくとともに、地域住民への情報発信など幅広い取組を実施。

※河川レンジャー：河川レンジャーは、自己が持つ専門分野を基礎に、河川に関わる分野をできるだけ幅広くとらえ、第一に住民および住民活動団体等を行政との間に介在して、住民が川に関心を持てる活動や人と川を繋げていくことを目的とした活動を行い、防災・維持管理・河川利用・環境保全・水辺分科の分野について貢献する。河川レンジャー等の身分は、原則として、猪名川河川事務所が猪名川河川レンジャー制度に基づき支援する特定の住民ボランティアとして位置づける。（猪名川河川レンジャー運用要領より）



今後も引き続き、協議会構成員の拡充を図る。

資料 2

本会構成員の交代について

本会構成員の交代について

猪名川分会から協議会へ参加する本会構成員（代表市長）の交代について分会にて審議頂くもの。
猪名川分会の本会構成員や任期等を定めた要領案（別紙）を併せて決定。

○淀川流域治水協議会の枠組みと現況の構成員について

淀川流域治水協議会

【本会】

近畿地方整備局
河川部長
河川調査官
建政部都市調整官
道路部道路企画官

水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部長
農林水産省 近畿農政局 農村振興部長
林野庁 近畿中国森林管理局 計画保全部長
気象庁 大阪管区气象台 気象防災部長
環境省 近畿地方環境事務所 環境対策課長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター
近畿北陸整備局長
財務省 近畿財務局 管財部長

その他分会
本会構成員

猪名川河川事務所長
大阪府都市整備部長
兵庫県土木部長
代表市長
豊中市長

【分会】

その他分会※

※琵琶湖（滋賀県域）・淀川（京都府域）
・木津川上流・淀川（大阪府域）

その他分会
構成員

猪名川分会

・府県及び関係市町村
・水資源機構 関西・吉野川支社
・農林水産省 近畿農政局
・林野庁 近畿中国森林管理局
京都大阪森林管理事務所
・環境省 近畿地方環境事務所
・気象庁 大阪管区气象台
神戸地方气象台
・西日本旅客鉄道株式会社
・阪急電鉄株式会社

○協議会・猪名川分会開催経緯

第1回淀川流域治水協議会（令和2年8月28日～9月4日 書面開催）

淀川流域治水協議会の設立趣旨、規約、枠組み（本会、分会）、構成員について了承。

※構成員として豊中市長がご参加。

第2回淀川流域治水協議会（令和2年9月14日～9月17日 書面開催）

淀川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ（案）】について共有。

- ・淀川流域治水協議会 第1回 猪名川分会（令和2年12月2日開催）
- ・淀川流域治水協議会 第2回 猪名川分会（令和2年12月23日開催）

第3回淀川流域治水協議会（令和3年2月25日 WEB会議開催）

淀川水系流域治水プロジェクト（2021年3月版）が、提示した案の通り承認。

- ・淀川流域治水協議会 第3回 猪名川分会（令和3年9月14日開催）

第4回淀川流域治水協議会（令和3年12月20日～12月24日 書面開催）

規約の改定、構成員の拡充について了承。
規約改定にて「各分会から協議会へ参加する本会構成員は、分会にて決定することができるものとする。」旨を追記。

流域治水プロジェクトの拡充について了承。

- ・淀川流域治水協議会 第4回 猪名川分会（令和4年3月4日開催）

第5回淀川流域治水協議会（令和4年3月28日 WEB会議開催）

流域治水プロジェクトの拡充について了承。

令和4年7月29日開催の近畿猪名川流域総合開発促進協議会の総会において
会長が伊丹市長様に交代。

・本会構成員（代表市長）の交代に関し猪名川分会にて審議。
・加えて、猪名川分会の本会構成員や任期等を定めた要領案をご審議頂く。

本会構成員の交代について

淀川流域治水協議会 猪名川分会 運営要領（案）

（協議会の構成）

- 規約第3条第5項に規定される分会において本会構成員を決定する場合は次の通りとする。
 - ・猪名川分会の代表として、猪名川の治水対策の促進を目標に掲げ活動を行っている近畿猪名川流域総合開発促進協議会の会長にあたる役職員の就任について分会において諮り、決定する。なお、本会構成員の任期は、近畿猪名川流域総合開発促進協議会の会長と同じ任期とする。

（分会の実施事項）

- 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - 一 猪名川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
 - 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」案の検討。
 - 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
 - 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

（分会資料等の公表）

- 分会に提出された資料等については原則公表するものとし、検討中の情報や個人情報等で公表することが適切でない資料等については、分会の了解を得て公表しないものとする。
- 分会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

淀川流域治水協議会 規約

（参考）淀川流域治水協議会 猪名川分会 運営要領（案）

（設置） 第1条 「淀川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。 （目的） 第2条 本協議会は、平成25年9月台風18号洪水、平成29年10月台風21号、平成30年7月豪雨をはじめとした近年の豪雨や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、淀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。 （協議会の構成） 第3条 協議会は、別表－1の職にあるものをもって構成する。なお、近畿地方整備局河川部河川計画課、琵琶湖河川事務所、淀川河川事務所、木津川上流河川事務所、猪名川河川事務所に事務局をおくものとする。 2 協議会には、「琵琶湖（滋賀県域）」「淀川（京都府域）」「木津川上流」「淀川（大阪府域）」「猪名川」の5つの分会を置き、別表－2の職にあるものをもって構成する。なお、「琵琶湖（滋賀県域）」は琵琶湖河川事務所、「淀川（京都府域）」・「淀川（大阪府域）」は淀川河川事務所、「木津川上流」は木津川上流河川事務所、「猪名川」は猪名川河川事務所に事務局をおくものとする。 3 協議会及び分会に各構成員が出席できない場合には、代理が出席できる。 4 協議会及び分会には、必要に応じて、構成員以外の出席を求めることができる。 5 協議会及び分会には、必要に応じて構成員を追加することができる。追加する際は、分会にて構成員追加の議論を行い、協議会で承認を受けるものとする。また、各分会から協議会へ参加する本会構成員（別表-1参照）は、分会にて決定することができるものとする。 （協議会の実施事項） 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 淀川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 四 その他、流域治水に関して必要な事項。 （協議会資料等の公表） 第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。 （雑則） 第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 （附則） 第7条 本規約は、令和2年9月4日から施行する。 令和3年12月24日改定。 令和4年3月28日改定。	（協議会の構成） ○規約第3条第5項に規定される分会において本会構成員を決定する場合は次の通りとする。 ・猪名川分会の代表として、猪名川の治水対策の促進を目標に掲げ活動を行っている近畿猪名川流域総合開発促進協議会の会長にあたる役職員の就任について分会において諮り、決定する。なお、本会構成員の任期は、近畿猪名川流域総合開発促進協議会の会長と同じ任期とする。 （分会の実施事項） ○協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 猪名川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 四 その他、流域治水に関して必要な事項。 （分会資料等の公表） ○分会に提出された資料等については原則公表するものとし、検討中の情報や個人情報等で公表することが適切でない資料等については、分会の了解を得て公表しないものとする。 ○分会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。
---	--

資料 3

流域治水プロジェクト進捗確認について

淀川水系流域治水プロジェクト 猪名川分会【位置図】

～ 総合治水と流域治水による猪名川流域の治水安全度のさらなる向上 ～

●グリーンインフラの取り組み 『多様な生物が生息する人々と連携した河川環境の回復』

- 近年の猪名川では、レキ河原の減少や湿地環境の減少、縦断連続性の分断による魚類生息域の減少などが進行し、生物の生息・生育・繁殖環境に大きな影響を及ぼしている。一方、猪名川の自然環境は都市部に残された貴重な自然環境として人々に潤いを与えるとともに利用され、市民の関心も高くなりますその重要性が認識されている。
- 猪名川の中流部において、重要種であるイカルチドリ・カワデシヤ等が生息・生育可能な環境の保全・創出を図るため、今後概ね30年間でレキ河原の保全や簡易魚道の保全・改良を行うなど、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進する。



●自然環境の保全・復元などの自然再生

- ・動植物の生息環境確保に向けたレキ河原と簡易魚道の保全

●治水対策における多自然川づくり

- ・上下流の連続性確保に向けた簡易魚道の保全・改良
- ・水際環境確保に向けた水陸移行帯の保全及び湿地環境の保全

●自然環境が有する多様な機能活用の取組み

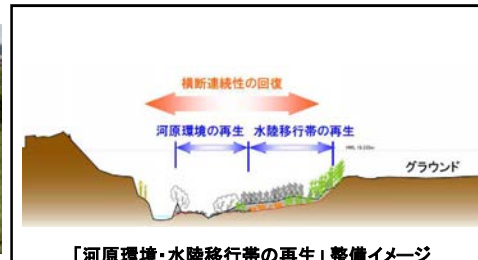
- ・小中学校などにおける河川環境学習、水環境パネル展の開催 等
- ・ヒメボタル幼虫調査、観察会の実施
- ・地域活動団体等と連携・協働した外来種であるアレチウリ駆除活動の実施
- ・地域協力団体と連携したアユの産卵場整備体験学習

レキ河原・水陸移行帯の再生

再生前



再生後



淀川水系流域治水プロジェクト 猪名川分会【ロードマップ】

～ 総合治水と流域治水による猪名川流域の治水安全度のさらなる向上 ～

○猪名川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、府県、市町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短 期】猪名川上流部の兵庫県区間（多田院地区等）で築堤・護岸整備・橋梁改築を実施する。

猪名川上流部の直轄区間上流（出在家地区）で河道掘削を実施し、戦後最大である昭和35年台風16号洪水を安全に流下させる河道整備を完成させる。

猪名川と藻川に囲まれる島の内地区下流部において、水害リスクを軽減するための堤防強化（堤防拡幅）を完成させる。

猪名川直轄区間については、昭和35年台風16号洪水の降雨量を1.1倍とした洪水を安全に流下させるための河道掘削に着手する。

【中 期】猪名川と藻川に囲まれる島の内地区において、壊滅的な被害を未然に防ぐため、堤防強化（堤防拡幅）を実施する。

【長 期】新たな知見を踏まえ、必要な調査や点検を実施し対策が必要となる区間について、堤防強化を実施する。

河道掘削等を推進し、昭和35年台風16号洪水の降雨量を1.1倍とした洪水を安全に流下させる。

○あわせて、都市河川である流域の特徴を踏まえ、下水道整備による浸水対策（雨水ポンプ増強等）・流出抑制対策（雨水貯留施設の整備等）の氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、土地利用誘導の被害対象を減少させるための対策、避難に資するマップ等の被害軽減、早期復旧・復興のための対策を実施する。

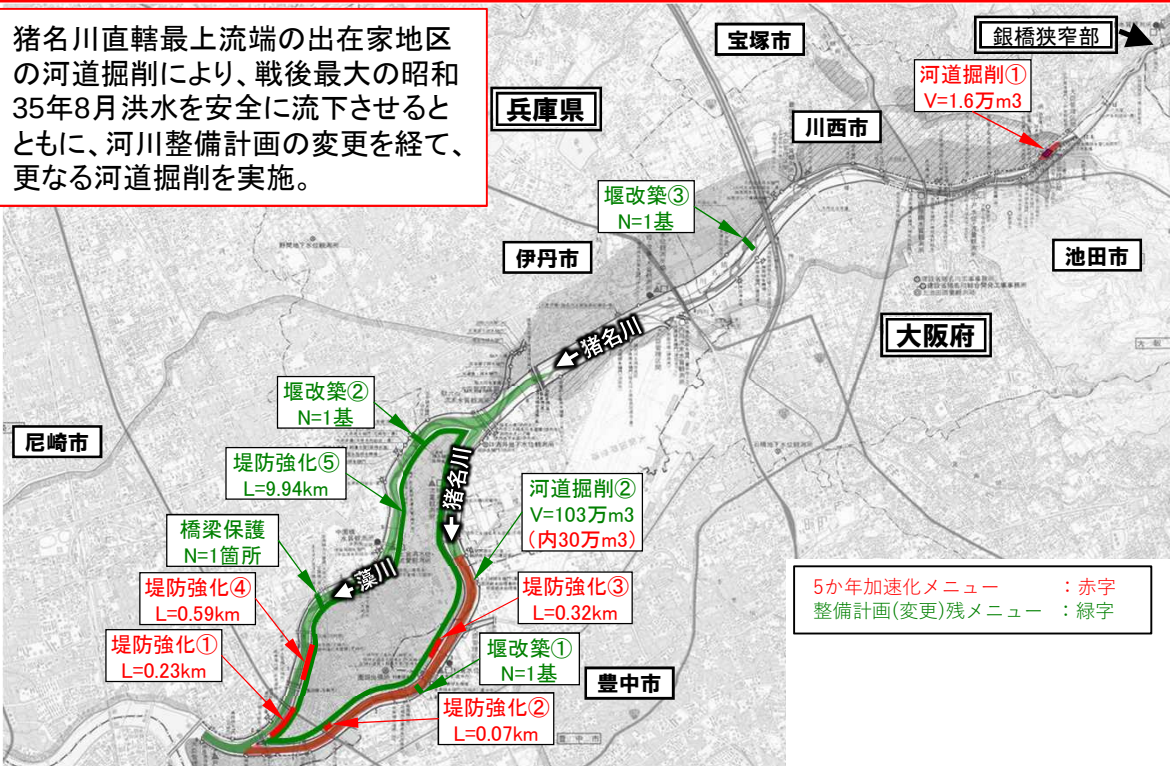
区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	長期
氾濫をできるだけ 防ぐ・減らすための対策	島の内地区の防災活動拠点の整備、堤防強化（堤防拡幅）等	猪名川河川事務所	防災活動拠点整備完成 島の内地区（下流部） 堤防強化（堤防拡幅）完成		川西市・池田市・豊中市・尼崎市
	左門殿川、神崎川、庄下川の河道（河床）掘削、河道拡幅、築堤、橋梁改築、耐震対策等	大阪府・兵庫県 尼崎市		大阪府（神崎川）兵庫県（左門殿川、神崎川、庄下川）尼崎市（庄下川）	
	猪名川上流部及び中下流部の河道（河床）掘削、護岸整備、堰改築・床固撤去、築堤、橋梁改築及び一庫ダムの暫定放流の解消	猪名川河川事務所 大阪府・兵庫県	猪名川上下流部 多田院地区等	一庫ダム暫定放流解消 猪名川下流部の 浸水被害軽減	猪名川中下流部 気候変動対応 河道完成
	一庫ダム及び箕面川ダムの事前放流等の実施・体制構築	水資源機構 大阪府・兵庫県	一庫ダム・箕面川ダムの 事前放流実施		
	下水道整備による浸水対策	豊中市・伊丹市 等	雨水ポンプ・幹線・管渠等の整備 （豊中市・池田市・尼崎市・伊丹市・川西市）	雨水増補管の整備 （豊中市）	
	流出抑制対策（調整池、ため池等）など	林野庁 大阪府・兵庫県 等	ため池等の雨水貯留浸透施設の整備・活用 （大阪府・兵庫県・池田市）	森林整備・保全等の治山対策・砂防事業（堰堤）の推進による、 雨水・土砂・流木の流出抑制対策（林野庁・大阪府・兵庫県）	総合治水対策の強化
	被害対象を減少 させるための対策	土地利用・住まい方の工夫	建物等の耐水性能の 確保・維持（兵庫県）	立地適正化計画の見直し（豊中市）	
被害の軽減、 早期復旧・復興のための対策	避難に資するマップ等の整備・充実・周知	猪名川河川事務所 大阪府・兵庫県 池田市 等	浸水・高潮・土砂災害ハザードマップの 集約した保存版の作成（豊中市）	洪水等ハザードマップの作成・公表・周知・啓発 （大阪府・兵庫県・豊中市・池田市・尼崎市・伊丹市・川西市）	
	避難行動に資する情報発信・充実等	猪名川河川事務所 大阪府・兵庫県 等	防災情報等の発信 （大阪府・兵庫県）	多様な情報発信手段の検討、整備 （尼崎市）	
グリーンインフラの取組	レキ河原保全、水陸移行帯の保全、湿地環境の保全、簡易魚道の保全・改良	猪名川河川事務所	レキ河原保全、水陸移行帯の保全、湿地環境の保全、簡易魚道の保全・改良		
	河川環境学習・水環境パネル展の開催、ヒメボタル幼虫調査・観察会の実施、アレチウリ駆除活動の実施、アユの産卵場整備体験学習	猪名川河川事務所、河川レンジャー、神崎川水濁協猪名分会、河川協力団体	河川環境学習・水環境パネル展の開催、ヒメボタル幼虫調査・観察会の実施、アレチウリ駆除活動の実施、アユの産卵場整備体験学習		
	フラッシュ放流とダム下流への土砂還元の実施、弾力的管理試験の実施、ダム湖内の外来魚を駆除	水資源機構	フラッシュ放流とダム下流への土砂還元の実施 弾力的管理試験の実施 ダム湖内の外来魚を駆除		
	ダム上流河川でのアユの産卵場整備	一庫ダム水源地域ビジョン 推進協議会	ダム上流河川でのアユの産卵場整備		

淀川水系流域治水プロジェクト 猪名川分会【事業効果（国直轄区間）の見える化】

～ 総合治水と流域治水による猪名川流域の治水安全度のさらなる向上 ～

短期整備（５カ年加速化対策）効果 ： 河川整備率 約68%→約77%

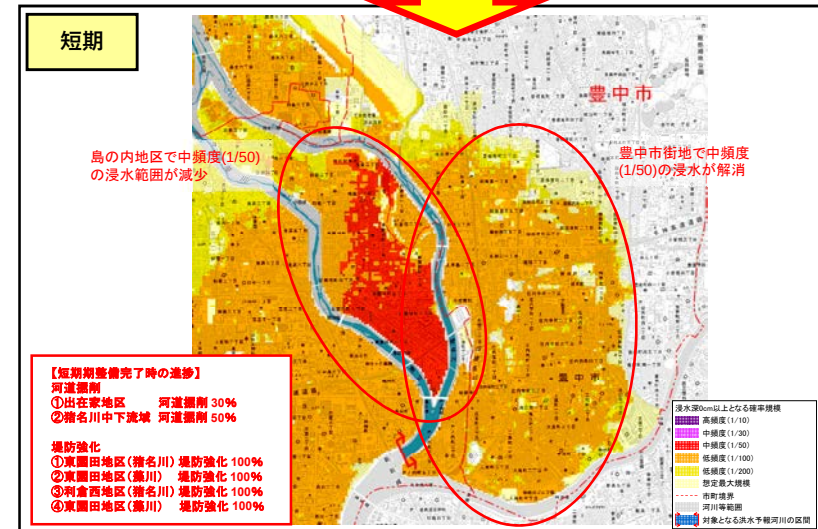
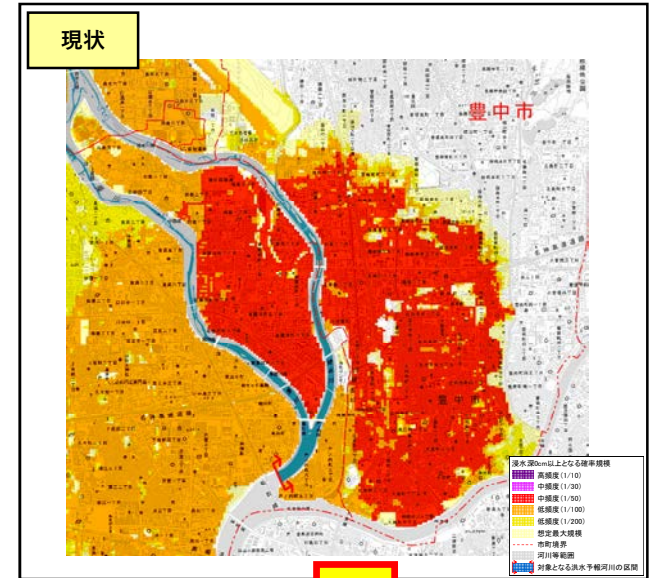
猪名川直轄最上流端の出在家地区の河道掘削により、戦後最大の昭和35年8月洪水を安全に流下させるとともに、河川整備計画の変更を経て、更なる河道掘削を実施。



区分	対策内容	区間	工程	
			短期 (R2～R7年)	中長期 (R8～R33年)
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河道掘削	①地区 (出在家)	30%	
		②地区 (猪名川中下流域)	50%	
	堰改築等	①地区 (上津島床固)		100%
		②地区 (大井井堰)		100%
		③地区 (高木井堰)		
		橋梁保護 (阪急神戸線猪名川橋梁保護)		100%
	堤防強化	①地区 (東園田)	100%	
		②地区 (東園田)	100%	
		③地区 (利倉西)	100%	
		④地区 (東園田)	100%	
		⑤地区 (島の内)		100%

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある
※短期整備効果における河川整備率は淀川水系全体の河川整備率を記載している。

資料3-4



※この図は、河川の長期計画（河川整備基本方針）で計画対象としている1/200確率年の降雨及びその降雨を1/10、1/30、1/50、1/100の確率年とした場合に想定される浸水範囲であり、河川整備計画で目標とする降雨により想定される浸水範囲と一致しない場合がある。
※国直轄区間からの外水氾濫のみを想定したものであり、浸水範囲の軽減効果は、国の整備効果のみを反映している。

淀川水系流域治水プロジェクト 猪名川分会【流域治水の具体的な取組】

～ 総合治水と流域治水による猪名川流域の治水安全度のさらなる向上 ～

戦後最大洪水等に対応した
河川の整備（見込）



整備率：77%
(概ね5か年後)

農地・農業用施設の活用



41市町村
(令和3年度末時点)

流出抑制対策の実施



232施設
(令和2年度実施分)

山地の保水機能向上および
土砂・流木災害対策



治山対策等の
実施箇所 **66箇所**
(令和3年度実施分)
砂防関係施設の
整備数 **9施設**
(令和3年度完成分)

立地適正化計画における
防災指針の作成



0市町村
(令和3年12月末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水想定
区域 **218河川**
(令和3年12月末時点)
内水浸水想定
区域 **7団体**
(令和3年11月末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保
計画 洪水 **10,934施設**
土砂 **751施設**
(令和3年9月末時点)
個別避難計画 **44市町**
(令和4年1月1日時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策



出在家地区河道掘削(国土交通省)

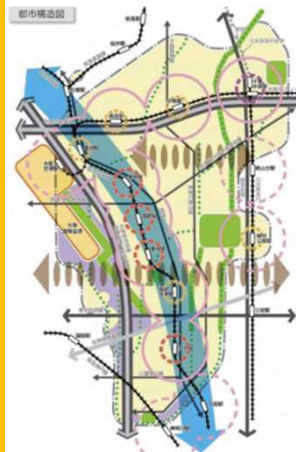
流下能力向上対策



河道掘削

猪名川上流部の直轄区間上流(出在家地区)において、戦後最大である昭和35年台風16号洪水を安全に流下させる河道整備を実施

被害対象を減少させるための対策



めざすべき都市の骨格像(豊中市)

「第2次豊中市都市計画マスタープラン」の「都市空間の将来像」では、居住・都市機能・産業の各誘導ゾーンやバス路線充実に向けた地域連携網を設定し、居住の拡散防止による利便性の高い住環境の維持や事業所の操業環境確保、生活サービス機能の維持・充実とともに、歩いて暮らせる都市づくりに取り組むものとしている。

「都市空間の将来像」の実現のため、公共交通網の活用や居住の誘導並びに都市機能の誘導をめざす包括的な計画として、豊中市立地適正化計画をH30年度に策定。

立地適正化計画の見直し(防災指針の追加)を検討

被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について

大阪府池田土木事務所

◆水防法、土砂災害防止法に基づき、要配慮者利用施設の「避難確保計画作成」と「避難訓練実施」が義務となっています。

浸水や土砂災害が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、洪水時等における迅速な避難の確保を図るため、「避難確保計画の作成」「避難訓練の実施」が、水防法、土砂災害防止法により義務化されています。

※水防法、土砂災害防止法 平成29年6月19日改正

大阪府と連携した要配慮者利用施設避難確保計画の作成支援(池田市)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に向けた講習会を開催することにより、未作成施設に対する支援をおこなう。(令和3年2月末時点において、全51施設が作成完了)
※洪水38施設、土砂災13施設

淀川水系猪名川流域治水プロジェクト

～ 総合治水と流域治水による猪名川流域の治水安全度のさらなる向上 ～

猪名川流域治水プロジェクト 主要事項（案）

【はじめに】

淀川水系猪名川流域においては、下流部は都市河川で、昭和55年に流域内の関係機関が集まり、「猪名川流域総合治水対策協議会」を設置し、河川と流域の総合的な整備に関する検討を行い昭和57年に策定した「猪名川流域整備計画」に基づき、総合治水対策特定河川として治水対策を実施してきた。また、兵庫県においても平成24年に施行（都道府県初）した総合治水条例に基づき、県内地域毎に「地域総合治水推進計画」を策定し、ながす（河川下水道対策）、ためる（流域対策）、そなえる（減災対策）を組み合わせた取組を推進している。

【主要事項】

1. 【国土交通省】・・・資料3-12

猪名川と藻川に囲まれた島の内地区（島の内プロジェクト）の洪水被害の治水安全度を向上させる防災活動拠点の整備、地元自治会等による活用、堤防強化（堤防拡幅）等の推進

- ・ 防災活動拠点は、令和2年度に完成。令和3、4年度は、府県道西宮豊中線と堤防天端の接続を実施するとともに、堤防強化（堤防拡幅）を実施。

2. 【大阪府・兵庫県・尼崎市】・・・資料3-35

左門殿川、神崎川、庄下川の洪水被害の治水安全度を向上させる河道（河床）掘削、河道拡幅、築堤、橋梁改築、耐震対策等の河川整備

【大阪府】

- ・ 令和4年度は神崎川河口部分の河道掘削を実施。
令和12年度までに、旧猪名川合流点までの河道掘削完了を目指す。

【兵庫県】

- ・ （左門殿川）昨年度に左門橋上流部の矢板護岸整備が完了し、
令和4年度より下流から河床掘削を実施。

【尼崎市】

- ・ 令和4年度は、(一)淀川水系庄下川の河床掘削及び護岸改修(約55m)を実施する。

3. 【国土交通省・兵庫県・水資源機構】・・・資料3-20,21,23,35

猪名川上流部（出在家地区・多田院地区等）及び中下流部の河道（河床）掘削、護岸整備、堰改築、床固撤去、築堤、橋梁改築の河川改修の促進及び一庫ダムの暫定放流の解消

淀川水系猪名川流域治水プロジェクト

～ 総合治水と流域治水による猪名川流域の治水安全度のさらなる向上 ～

【国土交通省】

- ・令和3年度は、出在家地区の河道掘削を引き続き実施し、完成。
令和4年度は、河道掘削等を推進し、昭和35年台風16号洪水の降雨量を1.1倍とした洪水を安全に流下させる河道整備を実施。

【兵庫県】

- ・令和4年度は、矢間地区の築堤・護岸を引き続き実施。

4. 【大阪府・水資源機構】・・・資料3-21

一庫ダム及び箕面川ダムの事前放流等の実施・体制構築

【大阪府】

- ・箕面川ダムでは令和3年度に事前放流の実施要領を策定し実施体制を構築

【水資源機構】

- ・一庫ダムでは回復可能テーブルを用いた事前放流と治水協定に基づく事前放流の実施要領を策定

5. 下水道整備による浸水対策の下水道等の排水施設、流域下水道（雨水）管渠の整備・老朽化対策、雨水ポンプ増強、市町村における浸水対策事業、下水道吐口の耐震化の推進

【大阪府】

- ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備済み

【豊中市】・・・資料3-32

- ・雨水ポンプの増強（庄内処理場、小曽根第1ポンプ場）
庄内処理場 R2年度から着手、R3年度に完成
小曽根第1ポンプ場 R2年度から着手、R3年度に完成
- ・雨水管渠の整備（新免幹線）
R2年度から着手、第1期工事は令和5年度完成予定

【尼崎市】・・・資料3-27, 32, 36

- ・雨水ポンプの能力増強、雨水貯留管の整備
雨水ポンプの能力増強について、全49基のうち、令和4年度末時点で14基が完了済
雨水貯留管の整備について、実施に向けて調整中

【伊丹市】・・・資料3-32, 36

- ・雨水管渠の整備、老朽化対策の実施

淀川水系猪名川流域治水プロジェクト

～ 総合治水と流域治水による猪名川流域の治水安全度のさらなる向上 ～

【川西市】・・・資料3-32, 36

- ・川西市域における下水道事業（浸水対策）の実施

6. 流出抑制対策の雨水貯留浸透施設の整備、開発行為に伴う調整池の設置、ため池等の治水利用の推進

【大阪府】・・・資料3-30

- ・ため池の治水活用

吹田市とため池治水活用の推進について包括的な覚書を締結し、活用可能なため池の選定中

- ・開発行為に伴う調整池の設置（1ha以上の開発は設置を指導）

【兵庫県】・・・資料3-37, 38, 39

- ・校庭・ため池・水田等での雨水貯留浸透機能の確保
- ・県道の歩道における透水性舗装の整備
- ・開発行為に伴う調整池の設置（1ha以上の開発は設置を義務化）

【池田市】・・・資料3-32

- ・土のうステーションの整備

7. 森林整備・保全等の治山対策、砂防事業(堰堤)の推進による雨水・土砂

- ・流木の流出抑制対策

【林野庁】

- ・国有林野における森林の整備及び保全

【大阪府】・・・資料3-33

- ・砂防堰堤の設置等による土石流対策の整備
- ・治山ダムの設置や森林整備等の実施

【兵庫県】・・・資料3-39

- ・森林の整備及び保全（「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）を導入した「災害に強い森づくり」への取組。）
- ・砂防堰堤、治山ダムの整備

8. 土地利用・住まい方の工夫

【兵庫県】・・・資料3-43

- ・建物等の耐水機能の確保・維持（敷地の嵩上げ、電気設備等の上階設置）

【豊中市】・・・資料3-31

- ・立地適正化計画の見直し（防災指針の追加）

9. 避難に資するマップ等の整備・充実・周知

【国土交通省】

- ・国直轄管理区間の水害リスクマップを令和4年度に作成・公表
- ・令和4年度より内水ハザードマップの情報収集等を進める

【大阪府】

- ・全管理河川に関する洪水リスク表示図の公表（更新）

大阪府管理河川154河川全てについて、令和3年度までに公表済

【兵庫県】・・・資料3-40

- ・兵庫県CGハザードマップによる防災情報の発信（洪水浸水想定区域等（想定最大規模）を令和2年5月までに全管理河川で公表）

【豊中市】・・・資料3-33

- ・高潮、浸水（洪水・内水）、津波、土砂災害を集約した総合ハザードマップ作成・全戸配布

※点訳版・音訳版を作成し、対象者に配布

- ・浸水ハザードマップの作成（洪水・内水）

平成26年度に作成・公表したハザードマップについて、令和2年度に想定し得る最大規模の降雨に対応したハザードマップに更新し、公表済

- ・土砂災害ハザードマップの増刷
- ・デジタルハザードマップの公開

【池田市】・・・資料3-33

- ・浸水ハザードマップの修正（洪水）
- ・内水ハザードマップの公表
- ・ハザードマップ印刷（日本語版・英語版）、市内全戸配布

【尼崎市】・・・資料3-33, 40

- ・ハザードマップの周知・啓発
- ・地域防災マップの作成、更新

HP、出前講座等で周知・啓発する。未作成の自主防災会について協議し、順次作成を進める。

淀川水系猪名川流域治水プロジェクト

～ 総合治水と流域治水による猪名川流域の治水安全度のさらなる向上 ～

【伊丹市】・・・資料3-33, 40

・洪水等ハザードマップの周知

【川西市】・・・資料3-33, 40

・防災マップの更新による危険箇所の周知

令和2年10月に防災マップを更新。令和4年度内水ハザードマップの作成。

10. 避難指示等による判断・伝達マニュアルの整備・発令支援

【大阪府】

・ホットラインによる避難指示等の発令支援

市町村とのホットラインは構築済みで今後も引き続き運用を行う

【兵庫県】・・・資料3-41

・ホットラインによる避難指示等の発令支援

11. 避難行動に資する情報発信・充実等

【大阪府】・・・資料3-33

・府民への河川水位、雨量、河川監視カメラ画像の発信

【兵庫県】・・・資料3-33

・県民への河川水位、雨量、河川監視カメラ画像の発信

・市町等への氾濫予測情報の発信

【尼崎市】・・・資料3-33

・地域住民や要援護者の円滑な避難行動を支援するための多層的な
災害情報網の整備

1 2. 防災教育に関する講習会・避難訓練等の実施

【大阪府】・・・資料3-33

- ・防災教育や避難訓練等の実施

学校や地域からの求めに応じ、協力や支援を実施

【兵庫県】・・・資料3-41, 42

- ・防災教育や避難訓練等の実施

1 3. タイムライン（マイ・タイムライン、マイ避難カード、水害対応等）の作成・支援

【国土交通省】

- ・マイ・タイムライン作成支援ツールの策定及び公開

【大阪府】

- ・タイムラインの作成・運用

引き続き、市町村や地域住民等の取組みを支援

【兵庫県】・・・資料3-41

- ・マイ避難カードの作成促進
- ・水害対応タイムラインの作成・運用

【豊中市】

- ・マイ・タイムライン作成支援ツールの開発・運用（R5予定）

1 4. 【環境省】・・・資料3-33

「局地的豪雨探知システム」の利活用推進とゲリラ豪雨対策アクションプランの策定

1 5. 【兵庫県】・・・資料3-43

- ・兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進

～ 総合治水と流域治水による猪名川流域の治水安全度のさらなる向上 ～

猪名川 島の内水害に強いまちづくりプロジェクト事業

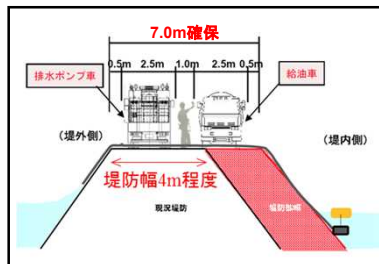


猪名川・藻川に挟まれた島の内地区は、水害リスクの非常に高い地域

防災活動拠点整備等により水害に強いまちづくりを推進

■島の内地区の水害リスク

- ①堤防破堤時には、島の内地区の住民約4万人に影響
※約1.1万人が60歳以上の高齢者
- ②避難路、避難施設も浸水（地区内での安全な避難が困難）
- ③最下流部に最大浸水深5.0m以上の地域が存在（7日以上の湛水が想定）



堤防拡幅のイメージ



防災活動拠点整備後

■整備スケジュール

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度～
国	地元・関係機関協議					
	防災拠点整備					
	堤防強化					
国		左岸側下部工	右岸側下部工			
愛 知 市	利倉橋架替工事	仮橋設置		上部工	仮橋撤去	

■整備効果

○緊急車両・作業車のアクセスが可能となり、**緊急の災害復旧**が可能

○洪水発生時に円滑な水防活動が可能

●before (防災拠点整備前)



●after (防災拠点整備後)



令和 4 年 12 月 14 日
水管理・国土保全局河川環境課
国土技術政策総合研究所河川研究部

河川氾濫による浸水の頻度を見える化（国管理河川）

～水害リスクマップ（浸水頻度図）のポータルサイトを開設～

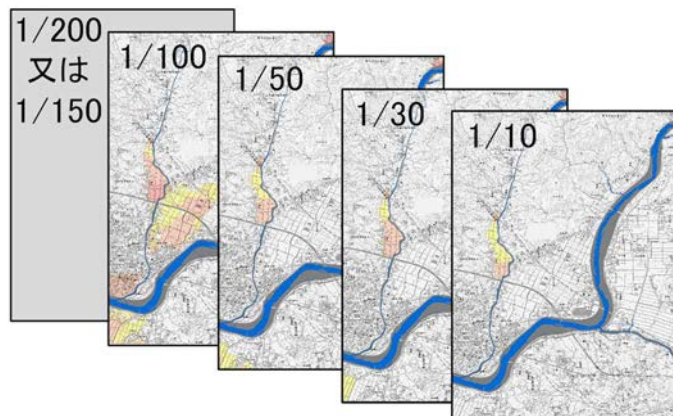
国土交通省では、これまで、住民の避難等を目的として、洪水ハザードマップのもととなる洪水浸水想定区域図（想定最大規模の洪水を対象）を作成・公表してきました。これに加え、今般、防災まちづくりや企業立地の参考となることを目的として、「水害リスクマップ（浸水頻度図）」を作成し、ポータルサイトを開設しました。

水害リスクマップ（浸水頻度図）は、多段階の浸水想定図（発生頻度は小さいものの浸水範囲が広い大規模な洪水や、浸水範囲は狭いものの発生頻度が高い小規模な洪水など、様々な規模の洪水の浸水想定図）を重ね合わせたものであり、今回開設するポータルサイトでは、全国の国管理河川の水害リスクマップと多段階の浸水想定図をまとめて確認することができます。

今後、水害リスクを踏まえた、まちづくりや企業の立地選択等での更なる活用促進に向け、流域治水協議会等を通じて情報共有を図り、議論を深めてまいります。

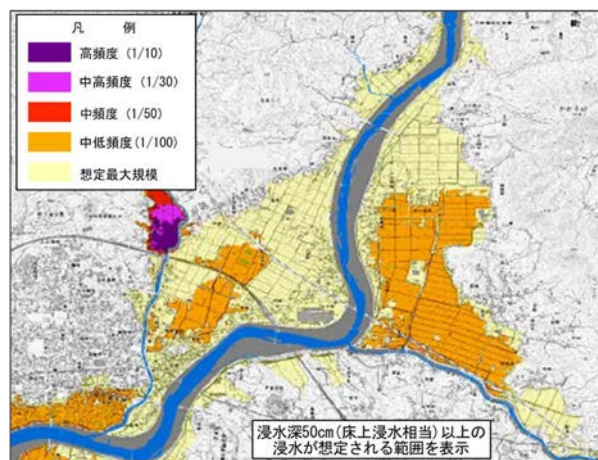
※https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/risk_map.html

多段階の浸水想定図



- 高頻度から中頻度で発生する降雨規模毎（年超過確率 1/10、1/30、1/50、1/100、1/150 又は 1/200）に作成した浸水想定図。
- 今回公表する図は、国管理河川からの氾濫による浸水のみを対象。

水害リスクマップ（浸水頻度図）



- 多段階の浸水想定図を用いて、降雨規模毎の浸水範囲を浸水深毎（0.0m 以上、0.5m 以上（床上浸水以上）、3.0m 以上（1階軒下浸水以上））に重ね合わせて作成した図面。
- 今回公表する図は、国管理河川からの氾濫による浸水のみを対象。

※一定の条件下でのシミュレーション結果であり、雨の降り方や内水も含めた浸水形態によっては実際の浸水状況と異なる場合があります

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室 水防企画官 白波瀬^{しらはせ}、係長 岡安
TEL：03-5253-8111（内線 35453、35456）直通：03-5253-8460 FAX：03-5253-1603
国土技術政策総合研究所 河川研究部 水害研究室 主任研究官 武内、研究官 山本
TEL：029-864-2211（内線 3582、3583）、直通：029-864-7627 FAX：029-864-2688

多段階の浸水想定図・水害リスクマップ

国や都道府県では、これまで、水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難に資する水害リスク情報として、想定最大規模降雨を対象とした「洪水浸水想定区域図」を作成し公表してきました。

国土交通省では、これに加えて、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」を作成・公表することとしました。

なお、現在の多段階の浸水想定図及び水害リスクマップは、国管理河川の氾濫のみを示しておりますが、今後は、国管理河川以外の河川氾濫や下水道等の内水氾濫も考慮した図を作成・公表していくこととしています。

多段階の浸水想定図

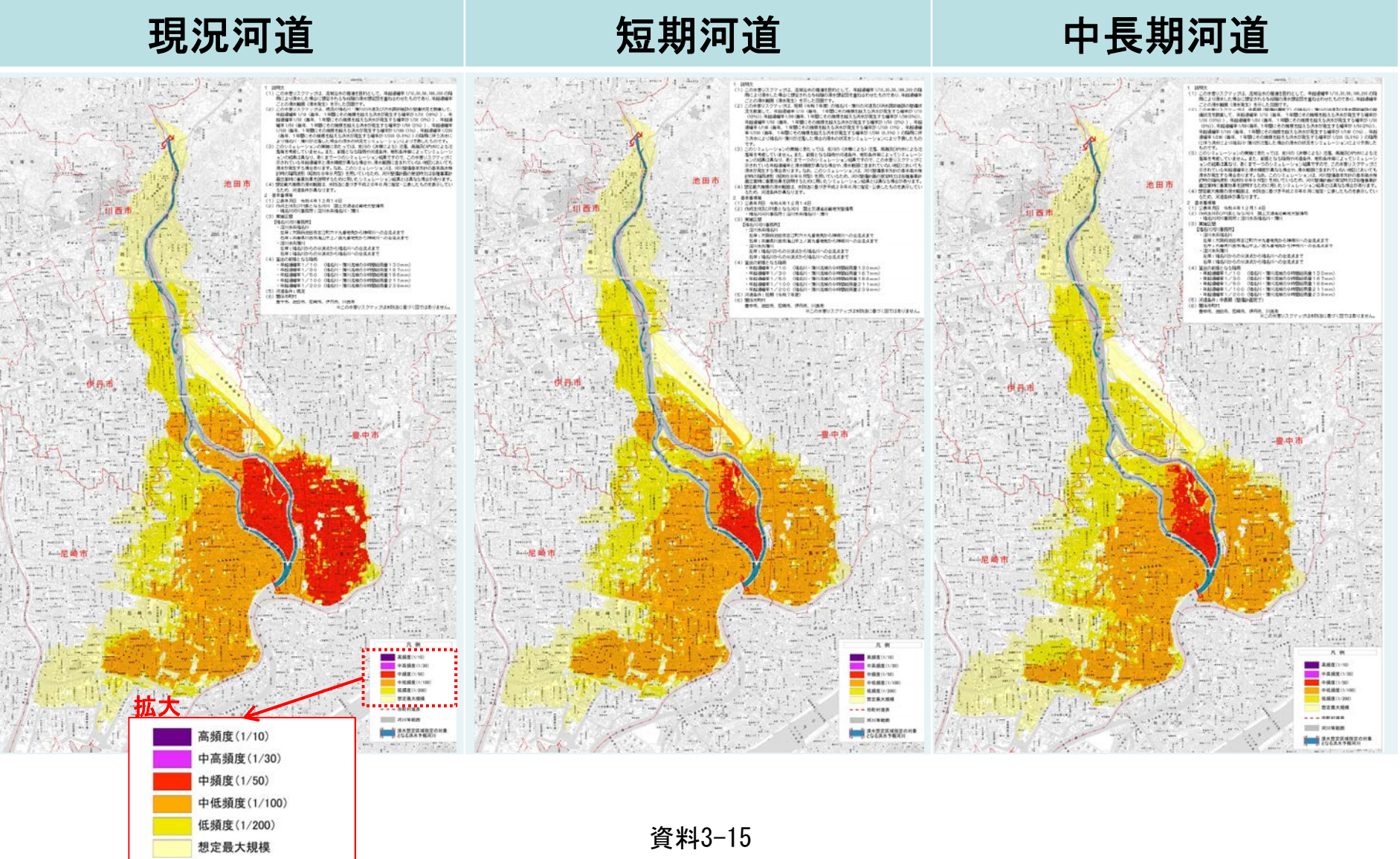
	降雨の年超過確率				
	1/10 (高頻度)	1/30 (中高頻度)	1/50 (中頻度)	1/100 (中低頻度)	1/200 (低頻度)
現況河道	●	●	●	●	●
短期河道 [R7末時点]	●	●	●	●	●
中長期河道 [R33末時点]	●	●	●	●	●

水害リスクマップ

	浸水深別		
	浸水が発生する 範囲	浸水深50cm以上 の範囲	浸水深3m以上 の範囲
現況河道	●	●	●
短期河道 [R7末時点]	●	●	●
中長期河道 [R33末時点]	●	●	●



○水害リスクマップの参考例(「浸水が発生する範囲」の場合)



いのちとくらしをまもる
防災減災

令和5年2月27日14時00分
近畿地方整備局
猪名川河川事務所

マイ・タイムライン作成支援ツールを作成しました！ ～マイ・タイムライン作成支援ツール（猪名川事務所版）を公開～

今年度、猪名川河川事務所では、気候変動に伴う水災害リスクの増大から人命を守るために、住民一人ひとりが避難場所等への避難や垂直避難などの屋内避難、自宅以外の安全な親戚・知人宅への避難等において、的確なタイミングで行動を選択できるよう住民一人ひとりの防災行動をあらかじめ定める「マイ・タイムライン作成の手引き」や「マイ・タイムライン作成支援ツール」を作成しました。

作成の手引きや作成支援ツールは、猪名川河川事務所のホームページからダウンロードでき、作成のための支援動画も公開しています。

【別添資料】

- ・マイ・タイムライン作成支援ツール等について（別紙1）
- ・マイ・タイムライン作成講習会の実施について（参考資料①）
- ・マイ・タイムライン作成講習会結果の報告会について（参考資料②）

【掲載HPアドレス】

上記資料については、猪名川河川事務所HPに掲載しています。
<https://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/torikumi/mytimeline/index.html>

【二次元コード】



<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、兵庫県政記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局

猪名川河川事務所 副所長

ほしはら よしゆき
星原 義之
やまぐち ひろかず

総括保全対策官 山口 裕一
TEL : 072-751-1111（代）

マイ・タイムライン作成支援ツール等について

今年度、猪名川河川事務所では、気候変動に伴う水災害リスクの増大から人命を守るために、住民一人ひとりが避難場所等への避難や垂直避難などの屋内避難、自宅以外の安全な親戚・知人宅への避難等において、的確なタイミングで行動を選択できるよう住民一人ひとりの防災行動をあらかじめ定める『マイ・タイムライン作成の手引き』や『マイ・タイムライン作成支援ツール』を作成しました。

背景

近年、毎年のように日本各地で、これまでに経験したことのないような豪雨により、深刻な水害が発生しており、高齢者等の逃げ遅れなどの課題が顕在化しています。

今回の作成にあたり、猪名川・藻川の氾濫するおそれのある地域において「逃げ遅れゼロ」を実現するため、個人や家族による作成に加え、地域の市町職員、自治会役員、防災士等の地域防災力向上に取り組む方々の防災活動、小中学校の防災教育においても活用できるように、取りまとめています。

◇マイ・タイムラインとは？◇

マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え、命を守る避難行動のための一助とするものです。

マイ・タイムライン作成支援ツール等について

作成支援ツール（猪名川河川事務所版）

①マイ・タイムライン作成支援動画の構成等

1. マイ・タイムライン作成支援動画

動画1: マイ・タイムラインを知ろう。

動画2: 猪名川の被害を知る

動画3: 島の内地区を知る

動画4: マイ避難カードを作ってみよう！

動画5: マイ・タイムラインを作ってみよう！

動画6: より詳しい情報を知ろう！

2. マイ・タイムライン講習会資料

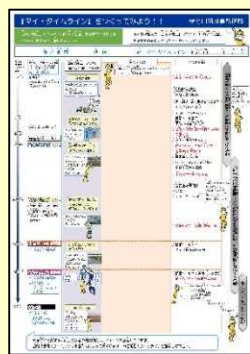
3. マイ避難カード及び記入例

4. マイ・タイムラインシート及び記入例

5. マイ・タイムラインシール



「マイ避難カード」



「マイ・タイムラインシート」



「マイ・タイムラインシール」

②活用事例

どの状況でもご活用できます



個人で作りたい



家族で作りたい

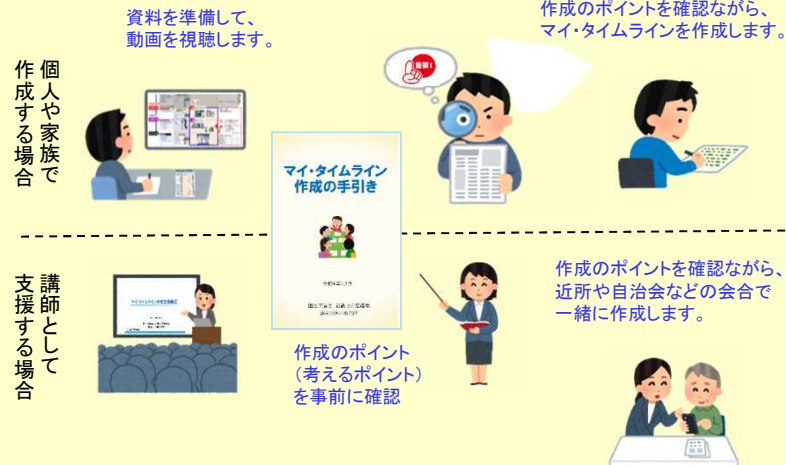


近所や自治会、
自主防災組織で
作りたい

①動画を見る

②作成のポイントを確認

③マイ・タイムライン作成



作成にあたっては、モデル地区の住民の方々の御意見を聞きながら策定しました。

※住民の方々を対象とした講習会の開催(参考資料①)や開催後の意見交換会(参考資料②)を実施。

マイ・タイムライン作成支援ツール等について

『マイ・タイムライン作成支援ツール』の入手について

- ◆ 国土交通省 猪名川河川事務所のホームページでは、『マイ・タイムライン作成支援ツール』を公表していますので、いつでもダウンロードしてお使いいただけます。
- ◆ 『マイ・タイムラインシート』や『マイ・タイムラインシール』が必要な場合は、必要部数を提供することが可能ですので、下記の問合せ先にご連絡ください。

※資料の在庫状況により、すぐにお渡しできない場合があります。

猪名川河川事務所 マイ・タイムライン



【掲載HPアドレス】

<https://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/torikumi/mytimeline/index.html>

「その他、マイ・タイムライン作成にあたりご不明な点等ございましたら、下記の問合せ先まで気軽におたずねください。」

【二次元コード】



【問い合わせ先】： 国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所 工務課

〒563-0027 大阪府池田市上池田2-2-39 TEL.072-751-1111(代表)

淀川水系猪名川流域治水プロジェクト【参考資料】

～ 総合治水と流域治水による猪名川流域の治水安全度のさらなる向上 ～

猪名川 一庫ダム洪水調節計画変更

独立行政法人 水資源機構 一庫ダム管理所

一庫ダムの最大放流量は、河川整備計画では $345\text{m}^3/\text{s}$ であるが、河川整備状況に合わせ $200\text{m}^3/\text{s}$ の暫定操作を行っている。

- 現在の洪水調節計画は、1/29程度の中小規模洪水に効果を発揮するが、ダムの貯水容量が早く満杯になる危険性を併せ持つ。
- 治水上ネックとなる銀橋上流部は流下能力 $1400\text{m}^3/\text{s}$ に向けた河川整備を実施中。安威川ダム完成による神崎川安全度向上と相まって一庫ダムの洪水調節計画を変更する予定。

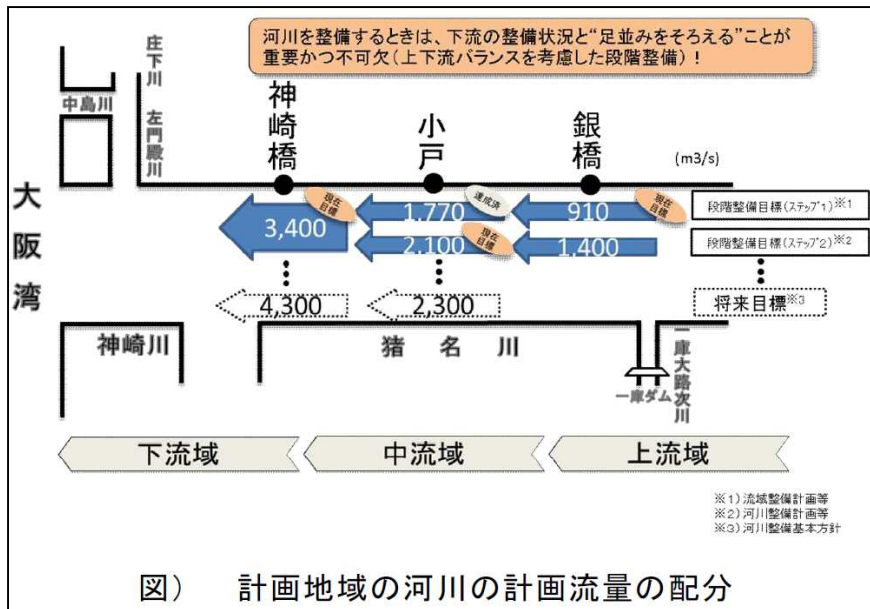
河川整備とダム操作の変更により大規模洪水時の浸水被害を軽減

■整備項目

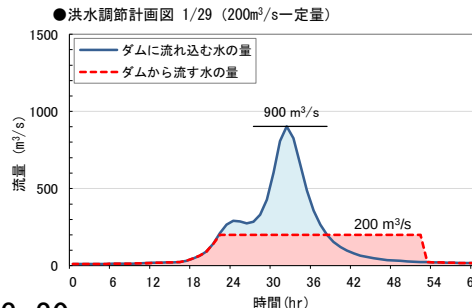
- 大阪府 安威川ダム完成(R4予定)により神崎川の治水安全度向上
- 兵庫県 銀橋の開削及び上流部の河床掘削・堤防嵩上げ等により流下能力向上
- 一庫ダム 上記整備後に洪水調節計画を変更

■効果

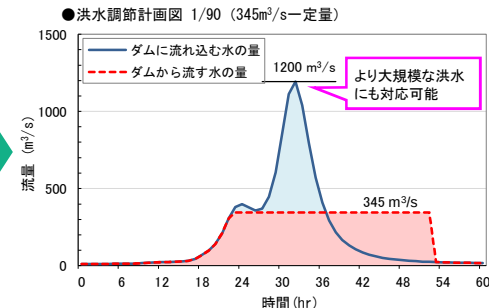
- 猪名川全体の治水安全度が向上し、大規模洪水時の浸水被害が大幅に軽減
- 事前放流との組合せで、ダムの安全度がさらに向上



●before (現行)



●after (洪水調節計画変更後)



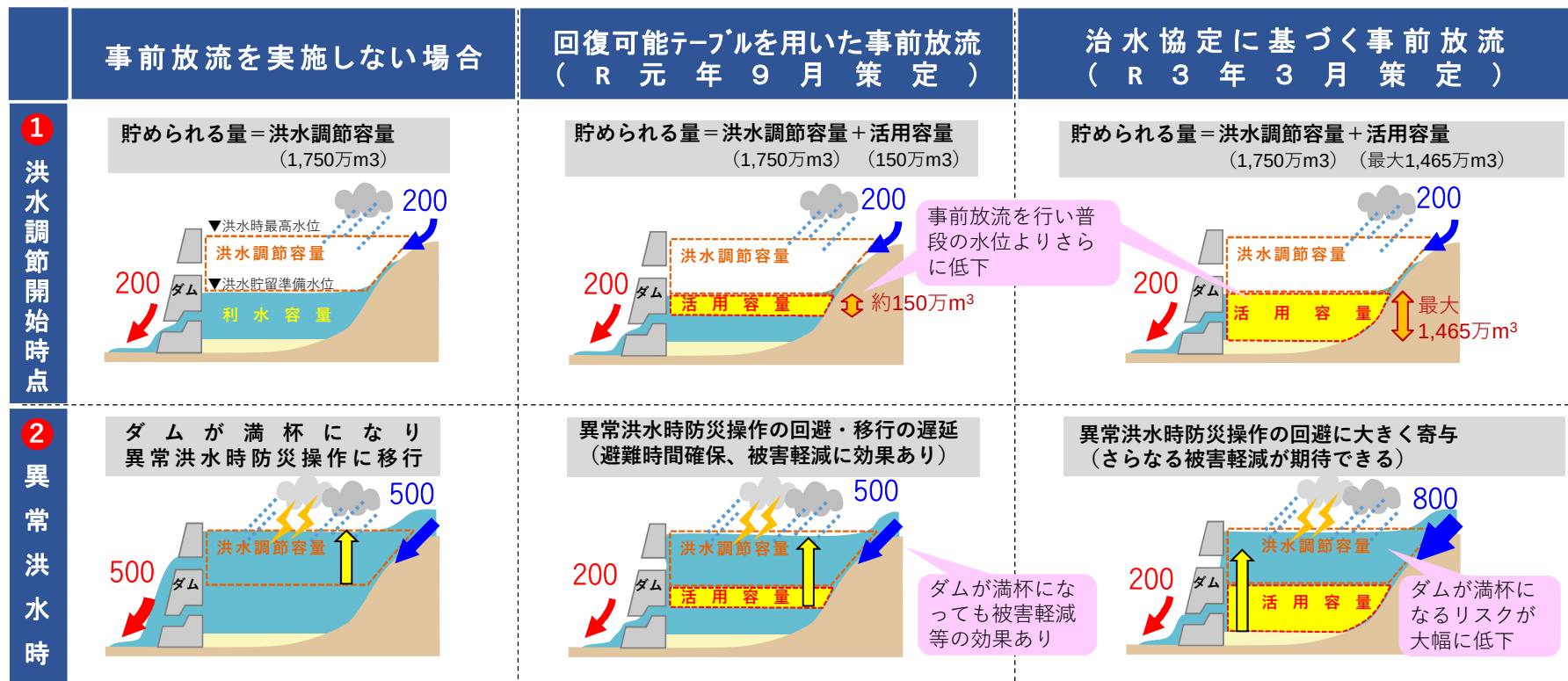
淀川水系猪名川流域治水プロジェクト【参考資料】

～ 総合治水と流域治水による猪名川流域の治水安全度のさらなる向上 ～

猪名川 一庫ダムの事前放流

独立行政法人 水資源機構 一庫ダム管理所

- 洪水の発生前に事前に貯水池に貯留している水を放流し貯水位を低下させる。これにより確保した空き容量を洪水調節に活用することで、洪水調節でダムに貯め込むことができる水量が増える。
- 計画規模を超える洪水においても、緊急放流（異常洪水時防災操作）への移行を回避または遅らせることによりダム下流の浸水被害の軽減及び避難時間をかせぐことができる
- 一庫ダムでは回復可能テーブルを用いた事前放流と治水協定に基づく事前放流の実施要領を策定



淀川水系猪名川流域治水プロジェクト【参考資料】

～ 総合治水と流域治水による猪名川流域の治水安全度のさらなる向上 ～

大阪府河川防災情報のリニューアル



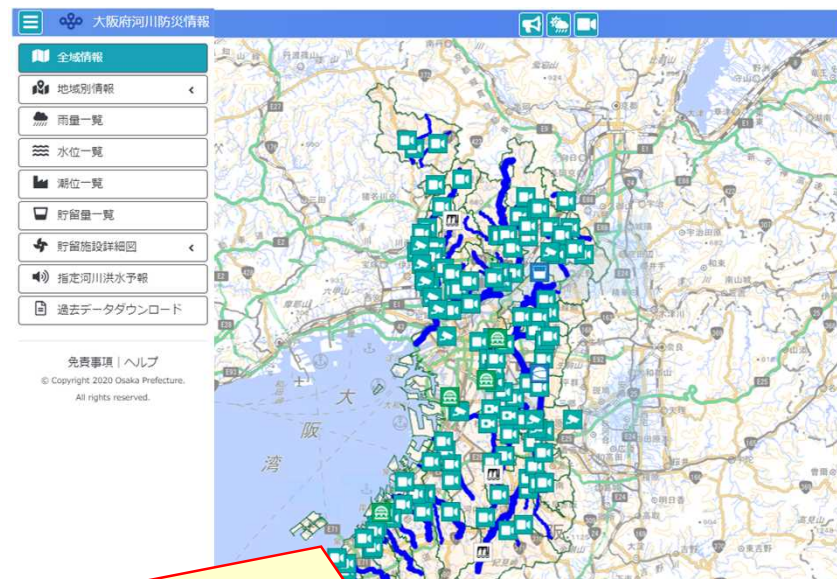
大雨の際に府民の皆さんが躊躇なく避難行動をとれるように、雨量、河川水位や河川カメラ画像などの河川防災情報を公開しています。（英語対応）

👉 <https://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/public/ja/gis.html>



令和4年12月～ ホームページを大幅リニューアル

一般向けホームページ画面



新ホームページの改良点①

～閲覧可能情報の増加～

これまで閲覧できた水位、雨量、貯留施設（ダム等）状況に加え新たに

降水ナウキャスト、水門、鉄扉等施設の開閉状況、開設避難所情報が同一画面上で確認可能になりました！

一般向けスマホ画面



新ホームページの改良点②

～スマートフォンに対応～

スマホの位置情報から自分の位置、周囲の河川状況、開設された避難所の位置が一目で分かる！

令和5年4月～ さらに機能を拡充

土砂災害の防災情報
資料3-22
洪水リスク表示図、土砂災害警戒区域

新ホームページの改良点③

～リアルタイム化～

観測時刻	石津川 水位周知		石津川 水位周知	
	茨橋 基準		万緑橋 基準	
	m		m	
堤防高	7.065		6.917	
氾濫危険水位	4.20		3.45	
避難判断水位	3.85		3.10	
氾濫注意水位	3.75		3.00	
水防団待機水位	2.50		1.50	
最大値	[18:37]	4.45	[18:26]	5.25
最小値	[04:30]	1.23	[16:54]	0.20
既往最大	4.24		5.01	
09/02 18:24	4.23		5.25	
09/02 18:23	4.19		5.23	
09/02 18:22	4.14		5.23	
09/02 18:21	4.09		5.20	
09/02 18:20	4.04		5.15	
09/02 18:19	4.00		5.08	
09/02 18:18	3.94		4.99	
09/02 18:17	3.95		4.91	
09/02 18:16	3.90		4.82	
09/02 18:15	3.79		4.70	
09/02 18:14	3.77		4.59	
09/02 18:13	3.70		4.47	
09/02 18:12	3.65		4.37	
09/02 18:11	3.60		4.25	
09/02 18:10	3.57		4.15	
09/02 18:09	3.54		4.04	
09/02 18:08	3.52		3.92	
09/02 18:07	3.48		3.79	

10分⇒1分間隔になり、リアルタイムで水位が確認できる！

が確認可能になります！

あまがさき下水道ビジョン

キーワードは、尼の下水道を次の世代へ



17 の取組で次の世代へつなげます。

あなたは下水道を
意識したことがありますか

この冊子で下水道のすべてがわかる

すでに取組進行中！

最短冒頭
4 ページ
で理解！

目次と施策体系



施策Ⅳ-1 災害対応力の強化(浸水から守る)

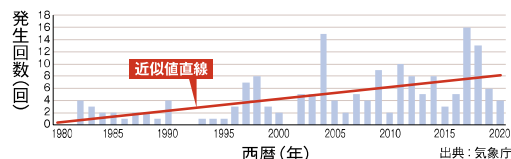
近年の地球温暖化の進行により、世界の平均気温は上昇傾向にあり、日本でも気温上昇の影響から、降雨量50mm/h以上の雨が増えるなど雨の降り方が強くなっています。

また、田畑の減少、建物や道路舗装等の増加といった都市化の進展により、雨が地面に浸透しにくくなっています。

これら2つの要因により浸水被害が起こりやすくなっているため、この2つの要因を踏まえた取組を進め災害対応力の強化を図ります。

要因① 雨の降り方が強くなっています

●兵庫県の降雨強度 1時間50mm以上の年間発生回数



●本市浸水時の写真(降雨量87mm/h)



平成25年(2013年)

雨の強さと降り方		(気象庁「雨の強さと降り方」参照)
やや強い雨	1時間に10mm以上20mm未満	・ザーザーと降る。 ・屋内でも雨の音が話し声が良く聞き取れない。 ・地面一面に水たまりができる。
強い雨	1時間に20mm以上30mm未満	・どしゃ降り。 ・車を走らせていて濡れる。 ・電線に電線がぶつかり雨が雨に気づく。 ・車のワイパーを速くしても前に見にくい。
激しい雨	1時間に30mm以上50mm未満	・ババツをむくく返したように降る。 ・道路が川のようになる。 ・車で高速走行時、ブレーキが効かなくなる。 (ハイドロプレーニング現象)
非常に激しい雨	1時間に50mm以上80mm未満	・流のように降り、ゴーゴーと降り続く。 ・傘が全く役に立たなくなる。 ・水しぶきで辺りが白っぽく、視界が悪くなる。 ・車の運転は危険。
猛烈な雨	1時間に80mm以上	・息苦しくなる圧迫感のある降り方で、恐怖を感じる。 ・傘が全く役に立たなくなる。 ・水しぶきで辺りが白っぽく、視界が悪くなる。 ・車の運転は危険。

要因② 雨が地面に浸透しにくくなっています



昭和22年(1947年)

下水管へ流入する水の量が増えています
(流出係数が上がっています)

都市化に伴い、田畑が減少し建物や道路舗装の面積が増えるなど、街並みが大きく変わっています。



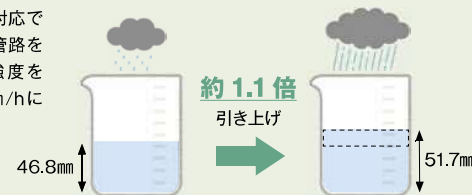
平成16年(2004年)

年代	昭和30年頃	昭和57年以降	平成21年	将来
【流出係数】	[0.56]	[0.58]	[0.67]	[0.72]

これら2つの要因を踏まえて 下水道施設の能力を強化します

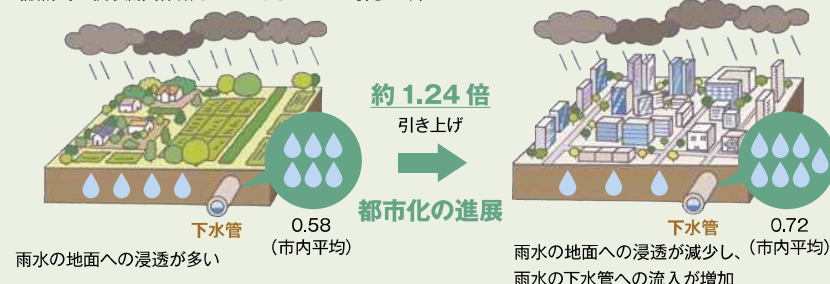
要因①を考慮 強くなる雨の降り方(気候変動で増える降雨量への対応)

非常に激しい雨でも対応できるようにポンプや管路を設計する際の降雨強度を46.8mm/hから51.7mm/hに引き上げます。

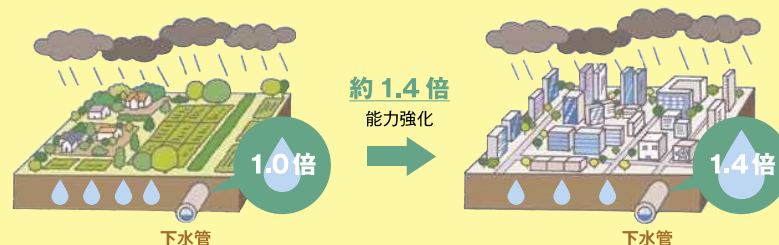


要因②を考慮 浸透しにくくなる地面(都市化で上がる流出係数への対応)

ポンプや管路の設計では都市化の進展に応じ、下水管路へ流れ込む雨量の増加を反映させています。
(設計時に使う流出係数を0.58から0.72に引き上げ)



要因①②を両方考慮し掛け合わせて 約1.4倍の能力強化を目指します。



流出係数とは?	降った雨のうち地面に浸透や蒸発をせずに下水に流れる割合
降雨強度とは?	ある一定時間に降った雨が1時間降り続いたとして換算し、降雨の強さの度合いを表すもの

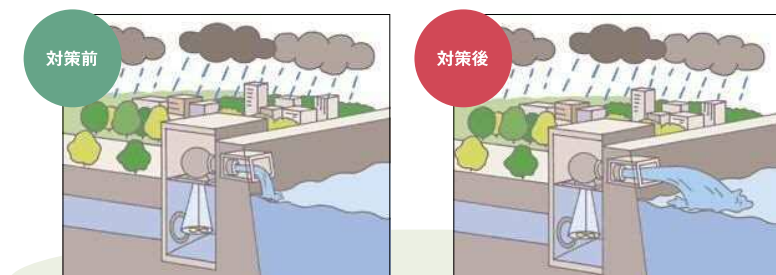
**取組 ⑥ 雨水ポンプの能力増強や
雨水貯留管の整備による施設能力の強化**

雨水ポンプの能力増強

河川への放流量を増やすことができる区域は
ポンプ能力を増強することで浸水被害を軽減します

河川管理者との協議の結果、河川への放流量を増やすことができる区域のポンプ(全 49 基)については、ストックマネジメントと連動させた**雨水ポンプの能力増強[13基(令和3年(2021年)度末時点)]**に取り組んでおり、本ビジョン期間(10年間)でさらに**14基の能力増強**を目指します。**14基(令和4年(2022年)度末時点)**

なお、令和32年(2050年)までに対象全基の能力増強を目標に、増強完了時期の前倒しができるように検討します。



ポンプ能力を増強すると雨水を河川へ吐き出す量が増えます。



能力増強で
まちを守る

No.	分区分名
①	東部第1分区分
②	東部第2分区分
③	東園田分区分
④	園田分区分
⑤	西川分区分
⑥	武庫分区分(武庫)
⑦	武庫分区分(塚口、富松、尾浜)
⑧	大庄分区分

雨水貯留管の整備

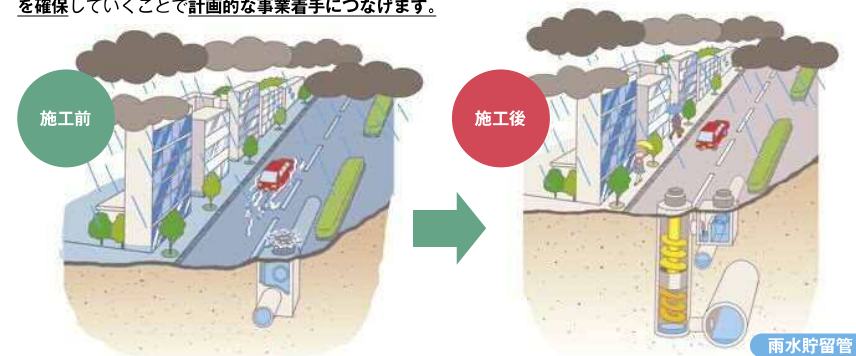
河川への放流量を増やすことができない区域は
雨水貯留管を整備することで浸水被害を軽減します

河川への放流量を増やすことができない区域については、ポンプ能力の増強ができないため、雨天時に一定量を超えた雨水を今ある管路から取り込むことで一時的に貯留し、浸水の被害を軽減する雨水貯留管の整備に取り組みます。

本ビジョン期間(10年間)は現在進行中の武庫分区の整備完了を目指します。

また、2地区(東園田分区・園田分区)についても、30年間の整備を目標としています。

雨水貯留管の施工には立坑設置の必要があり、その設置箇所の用地については現在進行中の雨水貯留事業説明会等でいただいたご意見を参考に、工事場所周辺の住民の方々のご理解とご協力を得ながら工事用地を確保していくことで計画的な事業着手につなげます。



雨水貯留管とは？

現在進行中の雨水貯留管整備事業は、発達立坑を作業基地として尼崎宝塚線と山手幹線の地下（赤色矢印の計画ルート）にシールド工法（トンネル方式）で直径3m、延長約3kmの管路を設置することで黄色の地域の浸水対策に効果をもたらすものです。貯留量は、約 20,000m³（小学校のプールで約 80 杯分、一般家庭の風呂の約 10 万軒分）です。

【発進立坑】地下に横穴(トンネル)を造る際、先にたて穴を掘り、所定の深さから横穴(トンネル)を掘ります。このたて穴の名称が「発進立坑」です。

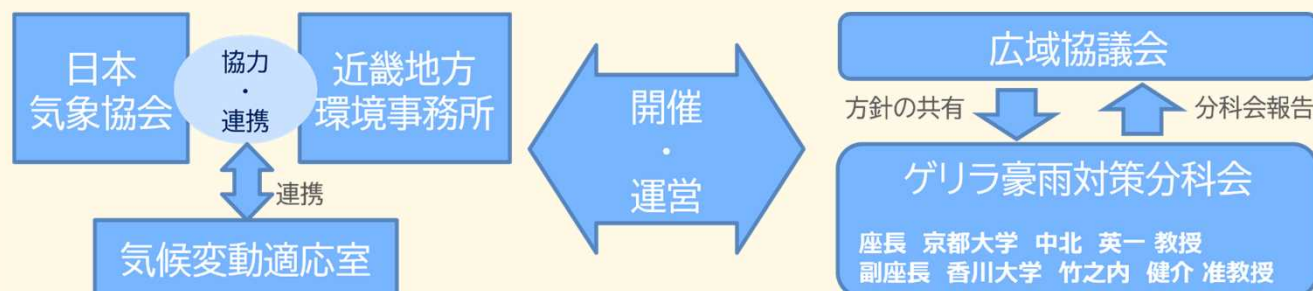


事業名：広域アクションプラン策定事業（ゲリラ豪雨対策）

- 気候温暖化に伴う局地的豪雨の増加による影響を把握し、その（人的・物的）被害を軽減するために、関係者連携による広域アクションプランの立案を目指すもの。そのための分科会を開催・運営する。
- 滋賀県、京都府及び関係市町村、大阪府、和歌山県、京都市、大阪市等（環境部局に加え、一部の防災・危機管理系部局も参加。継続して参加募集中。）

事業メニューの内容、イメージ

< 推進体制 >



事業メニューの効果

想定される適応アクション

広域連携での適切性、実行可能性・費用対効果の検証を踏まえ、広域アクションプラン骨子案を検討

a. 施設の豪雨対策状況整理

長期ビジョン：施設の豪雨対策状況評価と対策推進

3年間の目標：豪雨対策シートを配布し、施設評価の実施と対策の推進、対策事例の共有

手法：大規模施設の豪雨対策状況の収集と、それらを踏まえた中小規模施設での対策の推進、等。

b. 豪雨関連情報の有効活用検討

長期ビジョン：豪雨関連情報の認知向上と有効活用促進

3年間の目標：豪雨関連情報を整理し、必要な情報を取捨選択してもらえる仕組み作り

手法：豪雨関連情報の取りまとめと利用推進体制の構築。中学校での実証結果の共有と広域展開

c. ゲリラ豪雨対策に関する啓発・教育

長期ビジョン：ゲリラ豪雨による被害事例を風化させないよう、学校教育現場等で啓発・教育を実施

3年間の目標：ゲリラ豪雨被害や対策の理解促進と一般市民への浸透

手法：学校教育現場における啓発授業や啓発パンフレットの作成 資料3-28

事業メニューの実施事例

ゲリラ豪雨対策分科会の設置

テーマ：局地的大雨による市街地
水災リスク増大への適応

気候変動の影響により、局地的豪雨の頻度、強度が増してきており、将来的にはさらに激甚化することが予想されています。また、局地的豪雨による災害の頻度・程度が増えています。

近畿地域では、XRAINによる降雨の立体観測が高頻度で行われている優位性があります。

- ・令和4年度は分科会を3回開催
6月21日(火):11時～13時
10月12日(水):14時～16時
1月11日(水):10時～12時
⇒ 広域アクションプラン策定予定

- ・中学校における実証：7月～9月
対象：南宇治中学校、黄檗中学校

気候変動影響評価・適応推進事業



【令和5年度予算（案） 732百万円（810百万円）】



気候変動影響への適応取組を強化し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

1. 事業目的

- ① 気候変動適応法・適応計画を効果的・効率的に実行する。
- ② 地域における適応を推進する。
- ③ 気候変動に脆弱な開発途上国において、能力強化や官民連携を通じて国際協力を推進する。
- ④ 気候変動を踏まえて将来の台風に係る影響評価を実施し、激甚化する気象災害への対策の充実を図る。
- ⑤ 将来の気象災害や感染症等に対する社会の強靱性を強化する。
- ⑥ 民間企業における適応を促進する。
- ⑦ 気候変動に関する国民の理解を促進する。

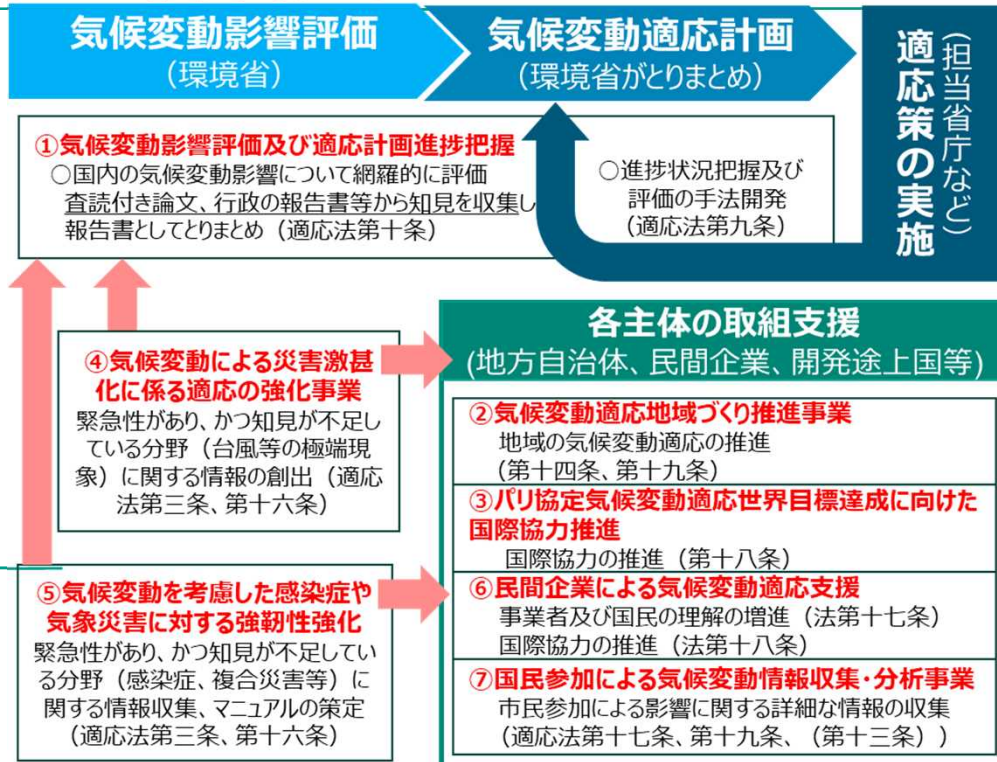
2. 事業内容

- 気候変動の影響は国内外で既に現れており、さらに深刻化する可能性がある。そのためパリ協定により、各国とも適応の取組が求められている。
- 平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策の推進は、骨太の方針、成長戦略・クリーンエネルギー戦略等にも盛り込まれている政府の重要課題である。
- 環境省の適応策に関する中核的取組として、以下の事業を実施する。
 - ・気候変動影響評価及び適応計画進捗把握
 - ・気候変動適応地域づくり推進事業
 - ・パリ協定気候変動適応世界目標達成に向けた国際協力推進
 - ・気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業
 - ・気候変動を考慮した感染症や気象災害に対する強靱性強化事業
 - ・民間企業による気候変動適応支援
 - ・国民参加による気候変動情報収集・分析事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託請負先 民間事業者・団体、地方公共団体 等
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 気候変動適応室 電話：03-5521-8242

猪名川流域治水プロジェクト 事業一覧

内容	支援策	交付金等	交付対象事業・事業内容	所管官庁	支援先	事業実施中の事業主体、事業名等	事業実施予定の事業主体、事業名等	詳細（HP）	問合せ先
流出抑制・対策等	雨水貯留浸透施設 ・各戸貯留 ・池沼及びため池 等	交付金	流域貯留浸透事業	一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村）	大阪府：ため池の治水活用（関係者協議中）	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P370参照	近畿地方整備局 河川部地域河川課調査指導係 06-6942-4407
	調節池整備	交付金	調節池整備事業	一級河川又は二級河川の流域内において、計画高水流量を低減する調節池の整備	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村）		https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P369参照	近畿地方整備局 河川部地域河川課調査指導係 06-6942-4407
	流域対策＋河川整備事業	交付金 個別補助	流域治水対策河川事業	一級河川又は二級河川の流域内において、流域対策と一体となつて行う河川整備事業	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村）	大阪府：一庫・大路次川、田尻川、野間川、山田川、長谷川、山辺川、余野川、初谷川の河川改修	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P368参照	近畿地方整備局 河川部地域河川課調査指導係 06-6942-4407
	雨水貯留浸透施設 （特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域内において同法第9条に基づき対策工事として設置したもの）	税制特例	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置（固定資産税）	特定都市河川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づき対策工事として設置される雨水貯留浸透施設を設置した場合、対策工事として設置される雨水貯留浸透施設の償却資産部分について固定資産税の課税1/2～5/6に軽減	国土交通省			https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet/jirei/usui/h27-3.pdf	水管理・国土保全局 治水課 03-5253-8450
	地方公共団体が助成する雨水流出抑制施設 等	交付金	新世代下水道支援事業	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）	尼崎市：公共下水道事業 水環境創造事業（雨水浸透管、雨水貯留タンク設置助成） 伊丹市：雨水貯留タンク設置助成事業 宝塚市：雨水貯留タンク設置助成事業 川西市：雨水貯留タンク設置助成事業 猪名川町：雨水貯留施設設置助成事業 豊中市：雨水貯留タンク設置助成事業（H19～）	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P84参照	近畿地方整備局 建設部都市整備課下水道係 06-6942-1084
	・雨水貯留浸透施設 地方公共団体が助成する ・透水性舗装 ・防水ゲート、止水板 等	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）	伊丹市：伊丹市瑞穂・広畑地区下水道、浸水被害軽減総合事業	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P71参照	近畿地方整備局 建設部都市整備課下水道係 06-6942-1084
	雨水貯留浸透施設	補助金	防災・省エネまちづくり緊急促進事業	市街地再開発事業等において、防災機能向上等の緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物の整備（浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること等）への支援	国土交通省	地方公共団体、民間事業者		https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sisakiti/content/001339249.pdf	近畿地方整備局 建設部都市整備課市街地係・住宅整備課 06-6942-1084
	流域治水整備事業、流域貯留浸透事業等	補助金	事業間連携河川事業（河川事業費補助）	異なる事業が連携して実施する河川事業の整備	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）			近畿地方整備局 河川部地域河川課調査指導係 06-6942-4407
	大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと 等 ・田んぼダム	交付金	多面的機能支払交付金	農業・農村の有する多面的機能が維持・発揮されるとともに地域全体で担い手を交えるため、農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動への支援	農林水産省	農業者等で構成される活動組織	宝塚市（11活動組織）、猪名川町（14活動組織）	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kasari/tamen.siharai.html	農村振興局 農地資源課 03-6744-2197
クリークの整備	補助金	農村地域防災減災事業	クリークの密度又は貯留容量が一定以上あり、溢水被害及び水路機能被害が生じる地域において、都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の整備	農林水産省	都道府県				近畿農政局 農村振興部防災課 075-414-9562
農業用ため池の水位を一定期間下げることによる雨水貯留容量の確保	補助金	水利施設管理強化事業（特別型）	流域治水推進のための管理体制構築等に係る取組や、農業用ため池の低水位管理等の取組に対する支援	農林水産省	地方公共団体（都道府県、市町村等）				近畿農政局 農村振興部防災課 075-414-9562

令和4年3月時点

猪名川流域治水プロジェクト 事業一覧

内容	支援策	交付金等	交付対象事業・事業内容	所管官庁	支援先	事業実施中の事業主体、事業名等	事業実施予定の事業主体、事業名等	詳細（HP）	問合せ先
土地利用・住まい方の工夫	二線堤整備	交付金	総合流域防災事業 (洪水氾濫域減災対策事業)	流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業	国土交通省	地方公共団体(市町村)		https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P413参照	近畿地方整備局 河川部地域河川課調査指導係 06-6942-4407
	家屋移転	交付金							
	宅地嵩上げ	交付金	土地区画整理事業	立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に、土地の嵩上げ費用を都市再生区画整理事業の補助限度額へ算入可能	国土交通省	地方公共団体		https://www.mlit.go.jp/crd/city/saigai/shuho/kukakusei/kukakusei01.htm	近畿地方整備局 建設部都市整備課市街地係 06-6942-1081
	宅地嵩上げ	交付金	土地利用一体型水防事業	指定区間内の一級河川又は二級河川において、床上浸水被害等を解消するために行う輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設や貯留施設の整備等を行う事業	国土交通省	地方公共団体		https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P373参照	近畿地方整備局 河川部地域河川課調査指導係 06-6942-4407
	二線堤、浸水防止施設等	交付金	総合治水対策特定河川事業 (都市水防対策事業)	人口の集中する著しい大都市の地域に係る一級河川又は二級河川の想定氾濫区域であって、次の全ての要件に該当する地区で実施される一連の氾濫流制御施設を行う事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)		https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P48参照	近畿地方整備局 河川部地域河川課調査指導係 06-6942-4407
	二線堤保全	税制特例	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税を減免	国土交通省			https://www.mlit.go.jp/page/content/001020178.pdf ※P30参照	水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室 03-5253-8460
	災害ハザードエリアからの移転	補助金	都市構造再編集中支援事業	病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備等	国土交通省	地方公共団体(市町村)、民間事業者等		https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001341206.pdf	近畿地方整備局 建設部都市整備課都市再生係 06-6942-1081
		補助金	防災集団移転促進事業	住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等	国土交通省	地方公共団体(市町村)		https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001338498.pdf	近畿地方整備局 建設部都市整備課企画調査第一係・市街地係 06-6942-1081
		補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	立地適正化計画において防災対策が位置づけられた居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業	国土交通省	地方公共団体		https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001339554.pdf	近畿地方整備局 建設部都市整備課企画調査第一係 06-6942-1081
立地適正化計画の作成	補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき作成される計画	国土交通省	地方公共団体等		豊中市・立地適正化計画の見直し(防災指針の追加)	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001339554.pdf	近畿地方整備局 建設部都市整備課企画調査第一係 06-6942-1081
避難通路等の整備	交付金	市街地再開発事業等	市街地再開発事業等における防災関連施設を含めた共同施設の整備	国土交通省	地方公共団体等			https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf	近畿地方整備局 建設部都市整備課市街地係・住宅整備課 06-6942-1076

令和4年3月時点

猪名川流域治水プロジェクト 事業一覧

内容	支援策	交付金等	交付対象事業・事業内容	所管官庁	支援先	事業実施中の事業主体、事業名等	事業実施予定の事業主体、事業名等	詳細（HP）	問合せ先
内水対策	下水道施設（雨水管、雨水ポンプ、雨水貯留施設等）の整備、耐震化、耐水化	交付金	通常の下水道事業	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）	豊中市：公共下水道事業（雨水ポンプ） 池田市：公共下水道事業 八王寺、猪名川、錦川、江原川、荒堀、箕面川、各排水区（雨水管）石橋処理区分（合流管） 尼崎市：公共下水道事業 下水道施設改築更新事業、管きょ施設、処理場・ポンプ場施設耐震化事業、浸水対策事業 伊丹市：公共下水道事業 ストックマネジメント計画の策定・実施（雨水管渠・污水管渠・雨水ポンプ場等）、雨水管渠等整備事業（計画降雨対策）、雨水ポンプ場の耐震化対策 川西市：公共下水道事業 浸水対策下水道事業（管渠）、ストックマネジメント計画改築実施・計画策定（管渠・ポンプ場）	豊中市：増補管の整備（新免幹線）R2年度から着手、第1期工事は令和5年度完成予定 池田市：公共下水道事業 八王寺、猪名川、錦川、江原川、荒堀、箕面川、各排水区（雨水管）石橋処理区分（合流管） 尼崎市：公共下水道事業 下水道施設改築更新事業、管きょ施設・処理場・ポンプ場施設耐震化事業、浸水対策事業 伊丹市：公共下水道事業 ストックマネジメント計画の策定・実施（雨水管渠・雨水ポンプ場等）、雨水管渠等整備事業（計画降雨対策） 宝塚市：公共下水道事業 山本地区浸水対策 川西市：公共下水道事業 浸水対策下水道事業（管渠）、ストックマネジメント計画改築実施・計画策定（管渠・ポンプ場）	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P67参照	近畿地方整備局 建設部都市整備課下水道係 06-6942-1084
		交付金	下水道浸水被害軽減総合事業（再掲）	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）	池田市：浸水被害軽減事業 伊丹市：伊丹市瑞穂・広畑地区下水道、浸水被害軽減総合事業	池田市：浸水被害軽減事業（R5まで継続）	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P71参照	近畿地方整備局 建設部都市整備課下水道係 06-6942-1084
		交付金	都市水害対策共同事業	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）			https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P77参照	近畿地方整備局 建設部都市整備課下水道係 06-6942-1084
		交付金	新世代下水道支援事業（再掲）	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）	尼崎市：尼崎市公共下水道事業 水環境創造事業（雨水浸透管、雨水貯留タンク設置助成） 伊丹市：雨水貯留タンク設置助成事業 宝塚市：雨水貯留タンク設置助成事業 川西市：雨水貯留タンク設置助成事業 猪名川町：雨水貯留設置助成事業	尼崎市：公共下水道事業 水環境創造事業（雨水浸透管、雨水貯留タンク設置助成） 伊丹市：雨水貯留タンク設置助成事業 宝塚市：雨水貯留タンク設置助成事業 川西市：雨水貯留タンク設置助成事業 猪名川町：雨水貯留設置助成事業	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P84参照	近畿地方整備局 建設部都市整備課下水道係 06-6942-1084
		補助金	特定地域都市浸水被害対策事業（下水道防災事業費補助）	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）、民間事業者			https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet/jirei/usui/usui_h27-1.pdf	近畿地方整備局 建設部都市整備課下水道係 06-6942-1084
		補助金	下水道床上浸水対策事業（下水道防災事業費補助）	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）	池田市：下水道床上浸水対策事業	池田市：下水道床上浸水対策事業（R5まで継続）		近畿地方整備局 建設部都市整備課下水道係 06-6942-1084
		補助金	事業間連携下水道事業（下水道防災事業費補助）	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）				近畿地方整備局 建設部都市整備課下水道係 06-6942-1084
		補助金	大規模雨水処理施設整備事業（下水道防災事業費補助）	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）	豊中市：庄内処理区大規模雨水施設整備事業			近畿地方整備局 建設部都市整備課下水道係 06-6942-1084
	排水施設の整備、耐水化	補助金	水利施設等保全高度化事業	農林水産省	都道府県				近畿農政局 農村振興部水利整備課 075-414-9532

猪名川流域治水プロジェクト 事業一覧

内容	支援策	交付金等	交付対象事業・事業内容	所管官庁	支援先	事業実施中の事業主体、事業名等	事業実施予定の事業主体、事業名等	詳細（HP）	問合せ先
その他									
ハザードマップ作成	交付金	効果促進事業	基幹事業（流域内のハード対策等）と一体となったソフト対策として、ハザードマップの作成・印刷を支援するもの。	国土交通省	地方公共団体（市町村）	豊中市：総合ハザードマップの周知、土砂災害ハザードマップの増刷、デジタルハザードマップの公開 池田市：ハザードマップ修正 箕面市：ハザードマップ作成 尼崎市：ハザードマップ等作成事業 （市民等への円滑な避難行動を支援するために、河川管理者による浸水想定区域図を元にもとにしたハザードマップの作成、更新や地域の防災マップの作成を行う） 伊丹市：洪水等ハザードマップの周知 川西市：内水ハザードマップ作成業務事業（洪水ハザードマップは令和2年度に完成）	豊中市：総合ハザードマップの周知、土砂災害ハザードマップの増刷、デジタルハザードマップの公開 尼崎市：ハザードマップ等作成事業 伊丹市：洪水等ハザードマップの周知 川西市：内水ハザードマップ更新事業 猪名川町：ハザードマップの周知	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P462参照	近畿地方整備局 河川部地域河川課調査指導係 06-6942-4407
ハザードマップ作成	交付金	農業用水路等長寿命化・防災減災事業	農業用ため池の避難対策としてのハザードマップ作成を支援するもの。	農林水産省	地方公共団体（都道府県、市町村等）				近畿農政局 農村振興部防災課 075-414-9562
防災教育の推進	交付金	効果促進事業	基幹事業（流域内のハード対策等）と一体となったソフト対策 小中学校における水害教育も含めた防災教育の実施に努める。	国土交通省	地方公共団体（市町村）	大阪府・市町：防災教育・啓発活動等の推進 尼崎市：地域の防災力向上事業 （市政出前講座やセミナー等を通じて、市民・事業者に対する水害リスクなどの啓発、備えや避難等に関する情報提供を行うことにより、地域における防災力の向上を図る）		https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P462参照	近畿地方整備局 河川部地域河川課調査指導係 06-6942-4407
避難行動のための情報発信	交付金	効果促進事業	基幹事業（流域内のハード対策等）と一体となったソフト対策。 災害時、直ちに避難行動につながるよう情報伝達手段の確保を推進する。	国土交通省	地方公共団体（市町村）	大阪府：府民への河川水位、雨量、河川監視カメラ画像の発信（HP「河川防災情報」）		https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P462参照	近畿地方整備局 河川部地域河川課調査指導係 06-6942-4407
洪水調整機能活用対策 ・農業用ため池の整備や洪水吐きスリットの設置	補助金	農村地域防災減災事業	農業用ため池の管理における副次的な効果として発掘される洪水調節機能を強化するための洪水吐きスリット設置を支援するもの。	農林水産省	都道府県				近畿農政局 農村振興部防災課 075-414-9562
100mm/h安心プラン	—	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	国土交通省	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等			https://www.mlit.go.jp/river/kasei/main/100mm/	近畿地方整備局 河川部地域河川課調査指導係 06-6942-4407 建設部都市整備課下水道係 06-6942-1084
広域アクションプラン策定： ゲリラ豪雨対策分科会	—	—	気候温暖化に伴う局地的豪雨の増加による影響を把握し、その（人的・物的）被害を軽減するために、関係者連携による広域アクションプランの立案を目指すもの。そのための分科会を開催・運営する。	環境省		環境省：滋賀県、京都府及び関係市町村、大阪府、和歌山県、京都市、大阪市等（環境部局に加え、防災・危機管理系部局の参加を要請中） ・令和4年度第1回（6/21）、第2回（10/12）、及び第3回（1/11）ゲリラ豪雨対策分科会開催。 ・宇治市内の中学校2校（黄葉中学校、南宇治中学校）にて実証授業を実施（7月～9月）	・令和4年度末までにゲリラ豪雨対策分科会広域アクションプランを近畿2府4県の基礎自治体に配布・公表予定。 ・令和5年度以降、広域アクションプランに基づく、中学校実証授業や啓発パンフレット作成など、実例創出に取り組む予定。	http://kinki.env.go.jp/earth/mat/web_6.html ※資料6 参照	近畿地方環境事務所 環境対策課 06-6881-6503
河川改修	交付金	都市基盤河川改修事業	都市河川対策として必要な河川の改良工事で、市長が施行主体であるものについて補助する。	国土交通省		尼崎市：淀川水系庄下川 都市基盤河川改修事業 護岸改修、河床掘削		https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks12/wd16.000000066.html	兵庫県 県土整備部土木局河川整備課 078-362-3527
災害情報網の整備			市民等への情報伝達体制の充実を図るため、防災行政無線や市ホームページ、SNS などを活用し、多層的な手段による情報発信体制の整備を行う			尼崎市：防災情報通信事業	尼崎市：防災情報通信事業		
水防体制の強化			防災総合訓練、水防法訓練をはじめとする各種訓練を通じて災害時の適切な防災行動力を身につけるとともに、関係機関との相互協力体制を構築して防災意識の高揚・防災技術の向上を図る			尼崎市：防災対策等事業			
避難勧告等の判断・伝達のマニュアル整備			多数の人的被害が発生する恐れのある洪水に対して、本市が避難情報の発令について、具体的な判断基準や伝達方法の基本的事項を定めるためにマニュアルの作成、改定を行う			尼崎市：防災対策等事業 豊中市：避難情報の判断・伝達マニュアル更新			
広域避難計画等の策定			（年、これまでに豪雨による河川の氾濫や台風による被害を踏まえ、国、県などの河川管理者や近隣自治体と連携をした上で、大規模水害にかかる広域避難を踏まえた対応の検討を行う			尼崎市：防災対策等事業			
要配慮者利用施設における避難確保計画等の策定及び避難訓練の実施			高齢者や障害者など要配慮者を支援する対策として、避難確保計画の作成にかかる啓発や支援及び福祉部局と連携した避難訓練の実施に努める			尼崎市：災害時要援護者支援事業 猪名川町：避難確保計画等の作成支援の実施 豊中市：防災・福祉ささあいづくり推進事業	猪名川町：避難確保計画等の作成支援の実施 豊中市：防災・福祉ささあいづくり推進事業		
案内板・誘導板等の整備			避難場所の位置や入り口等を示す案内・誘導板を設置することで、市民に対して避難場所について意識付けを行うとともに、災害時の円滑な避難行動につなげる			尼崎市：案内・誘導板整備事業	尼崎市：案内・誘導板整備事業 豊中市：避難所等看板の随時更新		
水位計・雨量計等の整備			降雨や水位等の正確な情報を早期に安定的に把握し、初期段階からの水防体制の充実を図ることによって水害の防止に努める	国土交通省	都道府県	大阪府：水位計、雨量計、河川カメラの設置 尼崎市：水防システム関係事業 猪名川町：水位計・雨量計の追加設置（4箇所） 豊中市：旧猪名川に監視カメラ設置	尼崎市：水防システム関係事業		
砂防事業	補助金 交付金	砂防事業	土砂災害の危険性の高い溪流からの土石流から人命、財産を保全するための砂防堰堤を設置する。	国土交通省	都道府県	大阪府：北川、畑第二溪、小川第二支溪、如意谷支溪 兵庫県：柏原東谷川、平井小谷川			
森林の整備及び保全	補助金 交付金	治山事業・造林事業	森林の持つ水源かん養や土砂流出防止等の機能を維持向上するための治山ダムの設置や森林整備等を支援	林野庁	都道府県	大阪府：治山ダムの整備、森林整備の実施（一庫大路次川、余野川の上流域） 兵庫県：土砂流出防止を図るための治山事業を実施	兵庫県：治山事業の実施を計画		

阪神東部（猪名川流域圏）地域総合治水推進計画 フォローアップシート

箇所・取組	事業概要	実施主体	事業量		実施期間〔黒字:計画 赤字:実績〕 青字:河川対策APによる追加													備考
			全体	うち計画期間内	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6～		
1. 河川下水道対策																		
(1) 河川対策																		
(一) 猪名川	河床掘削（尼崎市～川西市）	国	約10万m3	約10万m3	(川西市絹延地区付近(11.8k)より下流側施工) 約40万 m3 14千m3 9千m3 12千m3 8千m3 17千m3 25千m3 13千m3 94.6千m3 (11.8kより上流側施工)													(H27) ・下河原地区 河道掘削 ・池田地区 河道掘削 他 (H28) ・戸ノ内地区河道掘削 (～R1) ・11.8kより下流側河道掘削等完了 (R2～) ・11.8kより上流側河道掘削等完了
(一) 猪名川	河川改修 護岸他（川西市） 【銀橋下流～多田大橋】	県宝塚土木	L=2,970m	—	築堤、護岸他 L=2,970m 橋梁架替 N=2橋 護岸 L=2,700m 護岸 L=200m 護岸 L=300m 護岸 L=300m 護岸 L=400m 護岸 L=140m 護岸 L=116m 護岸 L=240m													河川対策アクションプログラム 前期(R2～R5):継続 後期(R6～R10):完成
(一) 猪名川	河川改修 河道掘削他（猪名川町笹尾・清水）	県宝塚土木	L=500m	—	河道掘削 L=500m 堤防嵩上げ L=100m 河床掘削 L=200m													河川対策アクションプログラム 前期(R2～R5):完成
(一) 猪名川	河川改修 堤防嵩上げ（猪名川町柏梨田）	県宝塚土木	L=100m	—	堤防嵩上げ L=100m													河川対策アクションプログラム 前期(R2～R5):完成
(一) 猪名川	河川改修 河道掘削（猪名川町原）	県宝塚土木	L=100m	—	河道掘削 L=100m													河川対策アクションプログラム 前期(R2～R5):完成
(一) 槻並川	河川改修 堤防嵩上げ（猪名川町槻並）	県宝塚土木	L=100m	—	堤防嵩上げ L=135m 護岸工 L=135m													河川対策アクションプログラム 前期(R2～R5):完成
(一) 槻並川	河川改修 河道掘削他（猪名川町槻並）	県宝塚土木	L=500m	—	河道拡幅 L=110m 詳細設計 L=500m													河川対策アクションプログラム 前期(R2～R5):完成

阪神東部（猪名川流域圏）地域総合治水推進計画 フォローアップシート

箇所・取組	事業概要	実施主体	事業量		実施期間〔黒字：計画 赤字：実績〕 青字：河川対策APによる追加												備考
			全体	うち計画期間内	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6～	
(一) 箕面川	河川改修 堤防強化（伊丹市下河原）	県 宝塚土木	L=200m	—								堤防強化 L=200m					河川対策アクションプログラム 前期(R2～R5)：完成
(一) 左門殿川	河床掘削	県 西宮土木	L=450m	—								河床掘削 L=450m					河川対策アクションプログラム 前期(R2～R5)：継続 後期(R6～R10)：完了
(一) 神崎川	河床掘削	県 西宮土木	L=2,450m	—											河床掘削 L=2,450m		河川対策アクションプログラム 後期(R6～R10)：着手、継続
(一) 庄下川	河床掘削、護岸整備（尼崎市）	尼崎市	L=3,056m									河床掘削、護岸整備 L=3,056m					河川対策アクションプログラム 前期(R2～R5)：継続 後期(R6～R10)：完了
(一) 庄下川	矢板護岸の耐震化（尼崎市）	県 尼管	L=3,200m														社会基盤整備プログラム 前期(R1～5)：継続 後期(R6～10)：継続
(一) 庄下川	松島排水機場の更新	県 尼管	排水機場 更新														社会基盤整備プログラム 後期(R6～10)：着手、継続
一庫ダム	洪水調節方法の検討	水資源機構	検討継続	検討継続													下流河道整備の進捗状況把握 引き続き最適な洪水調節方法の検討

阪神東部（猪名川流域圏）地域総合治水推進計画 フォローアップシート

箇所・取組	事業概要	実施主体	事業量		実施期間〔黒字:計画 赤字:実績〕 青字:河川対策APによる追加												備考
			全体	うち計画期間内	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6～	
(2)下水道対策																	
猪名川町公共下水道	年超過確率1/10(57mm/hr)対応	猪名川町	-	-													10年間の事業予定なし
川西市公共下水道	年超過確率1/7(51mm/hr)対応	川西市	L= 48,950m	L= 2,633m	(川西市天王宮地区付近(11.4k)より下流側施工(11.4kより上流側施工)) L=247m L=181m L=410m L=435m L=310m L=150m L=150m L=150m L=150m L=150m L=150m L=150m L=150m L=247m L=181m L=410m L=310m L=388m L=34m L=325m L=131m L=320m												出在家1号雨水幹線外管渠整備 雨水ポンプ場の改築更新
宝塚市公共下水道	年超過確率1/6(46.8mm/hr)対応 雨水管等の排水施設の整備、浸水常襲地区の優先整備	宝塚市	L=32,549m	L=500m	L=23331m L=50m L=50m L=50m L=50m L=50m L=50m L=50m L=50m L=50m L=50m L=50m L=50m L=23330m L=54m L=50m L=307m L=559m L=0m												H27南ひばりが丘地区
伊丹市公共下水道	年超過確率1/6(46.8mm/hr)対応 雨水ポンプ場の改築更新、幹線管きよの整備	伊丹市	L= 150,250m	L= 2,015m	L=316m L=544m L=0m L=173m L=183m L=0m L=223m L=223m L=223m L=223m L=223m L=223m L=0m L=316m L=544m L=105m L=132m												雨水ポンプ場の改築更新、幹線管きよの整備
尼崎市公共下水道	降雨確率年1/6～1/10(46.8～51.7mm/hr)対応 重点地区の優先整備	尼崎市	L= 25,578.6m	L= 19,159m	L=6419.6m L=19,159m L=2961.2m L=6419.6m L=2867.5m L=1162.1m L=1106.6m L=2312.8m L=1936.0m L=2500.7m												管きよの改築更新
			雨水ポンプ 8箇所	雨水ポンプ 1箇所													雨水ポンプの改築更新 北部浄化センター雨水棟
											実施設計	工事	工事				

※河川対策(県・市)の計画期間は、「社会基盤整備プログラム」及び「河川対策アクションプログラム」の着手・完了時期(前期、後期)を明示したものであり、着手・完了年度を明示するものではありません。
今後、着手・完了年度を明示していきます。

阪神東部(猪名川流域圏)地域総合治水推進計画 フォローアップシート

(実施計画)

箇所・取組	事業概要	実施主体	事業量		実施期間〔黒字:計画 赤字:実績〕												備考
			全体	うち計画期間内	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6～	
2. 流域対策																	
(1)調整池の設置及び保全																	
開発に伴う調整池設置指導		県	—	—													
雨水貯留・浸透施設の設置	【市独自取組】0.3ha以上の全開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置指導	宝塚市	—	—						1件 (浸透施設)	1件 (浸透施設)	1件 (浸透施設)					雨水流量の増大をもたらす場合のみ浸透施設等を設置指導
	【市独自取組】0.2ha以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置指導	伊丹市	—	—	43箇所 (7,388m ³)	6箇所 (631m ³)	1箇所 (88m ³)	2箇所 (268m ³)	3箇所 (729m ³)	2箇所 (825m ³)	3箇所 (352m ³)	4箇所 (729m ³)	3箇所 (375m ³)				
指定調整池の指定		県	—	—			1箇所 (猪名川町木津)										
(2)土地等の雨水貯留浸透機能																	
県立学校	校庭貯留	県	12校	-			尼崎着手				尼崎完成						
市立学校	校庭貯留	川西市	1校	-		川西南中(748m ³)							川西南中(797m ³)				川西南中学校グラウンド改修のため貯留量変更
	校庭貯留	伊丹市	1校	1校							伊丹小学						
	校庭貯留	尼崎市	2校	1校		尼崎双葉高(316m ³)							1校(1,000m ³)				
県立都市公園 (西猪名公園)	管理棟雨水タンク設置	県	管理棟雨水タンク設置	管理棟雨水タンク設置				雨水タンク設置 雨水タンク設置 (1基)									〔開園面積〕6.0ha 〔種別〕地区
県立都市公園 (一庫公園)	里山保全、グラスパーキング、パークセンター雨水地下貯留槽	県	里山保全、グラスパーキング、パークセンター雨水地下貯留槽	里山保全			里山保全(適宜)、駐車場透水性舗装(施設の改築更新時に実施)										〔開園面積〕48.2ha 〔種別〕広域 〔駐車場〕148台
都市公園	雨水貯留(地表、地下)、浸透樹	川西市	3箇所	2箇所				グロバ公園(樹16基) キセラ川西せせらぎ公園(826m ³)									※1 都市公園では無い
	雨水貯留(地表)	伊丹市	3箇所	—		北本町公園(524m ³) 瑞ヶ丘雨水調整池(2,500m ³)							瑞ヶ丘二号雨水調整池(2,500m ³) 瑞ヶ丘二号雨水調整池(2,168m ³)				
	雨水貯留(地表)	尼崎市	4箇所	2箇所		戸の内公園(204m ³) もすり橋公園(312m ³)他3箇所(127m ³)	神崎川緑地(311m ³)					1箇所、約500m ³ 食満5丁目(27m ³) 武庫之荘8丁目緑地(2m ³)	宮の北公園(30m ³) あま湯跡提供公園(16m ³) 長洲木道公園(7m ³)				

阪神東部(猪名川流域圏)地域総合治水推進計画 フォローアップシート

(実施計画)

箇所・取組	事業概要	実施主体	事業量		実施期間〔黒字:計画 赤字:実績〕												備考
			全体	うち計画期間内	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6～	
県営住宅(伊丹野間)	駐車場貯留	県(公営住宅課)	1箇所	1箇所								完了					
尼崎総合庁舎	雨水貯留タンク設置、 駐車場透水性舗装等	県	タンク設置1基、 透水性舗装等	タンク設置1基、 透水性舗装等			タンク設置1										[敷地面積] 2,775m ² [駐車場] 33台
伊丹庁舎	駐車場透水性舗装等	県	透水性舗装等	透水性舗装等													[敷地面積] 6,673m ² [駐車場] 50台
その他官公庁施設等	雨水貯留、浸透舗装、浸透柵等	国	2箇所	-	地方公務局伊丹支局(72m ³) 国家公務員宿舎(823m ³)												
	雨水貯留(地下)	県	1箇所	-	県住宅供給公社賃貸住宅(23m ³)												
	透水性舗装等	川西市	1箇所	-	総合体育館(6,709m ²)												
	雨水貯留(地下)	伊丹市	9箇所	-	いたみホール スワンホール 他5箇所 (2,124m ³)		荻野保育園 (89m ³)		給食センター (199m ³)		わかば こども園 (169m ³)		ささはら こども園 (82.5m ³)				
道路(歩道等)における透水性舗装	県管理道路における 歩道の透水性舗装	県	歩道の透水性舗装	歩道の透水性舗装		1.0km	0.8km	1.0km	1.4km	1.5km	2.8km	1.4km	1.9km				実績:各時点の道路台帳(区域変更にかかる)より算出
	町道上野5号線等の透水性舗装	猪名川町	2,600m ²	2,600m ²	5,150m ²			2,600m ² 2,789m ²									～H25実績はH25猪名川流域対策協議会資料を基に集計
	市道1号線等の透水性舗装	川西市	21363m ²	14763m ²	3,1695m ²	911m ² 911m ²	797m ² 815m ²	5809m ² 1049.8m ²	3620.7m ² 378m ²	430m ² 44.8m ²	430m ² 160m ²	430m ² 36m ²	430m ² 234m ²	430m ²	430m ²	6600m ²	～H25実績はH25猪名川流域対策協議会資料を基に集計
	市道の透水性舗装【道路管理課】	宝塚市	—	—	5,156m ²	1686.5m ²	1000.6m ²	20m ²		142m ²	369m ²	1,134m ²	265m ²				～H25実績はH25猪名川流域対策協議会資料を基に集計
	市道山田伊丹線等の透水性舗装、浸透管、浸透柵	伊丹市	—	109,000m ²	225,236m ²	100,358m ² 399.651m ²	101,500m ² 100,210m ²	107,000m ² 105,954m ²	107,500m ² 11,291m ²	108,000m ² 112,140m ²	108,500m ² 115,308m ²	109,000m ² 118,902m ²	123,227m ²				～H25実績はH25猪名川流域対策協議会資料を基に集計 H26～計画値・実績値は累計値
	透水性舗装等	尼崎市	—	—	19,853m ²			1720.5m ²	1,185.9m ² 1,295.0m ²	694.8m ²	188.75m ²	1644m ²					～H25実績はH25猪名川流域対策協議会資料を基に集計 歩道の透水性舗装は改良に合わせ実施

阪神東部(猪名川流域圏)地域総合治水推進計画 フォローアップシート

(実施計画)

箇所・取組	事業概要	実施主体	事業量		実施期間〔黒字:計画 赤字:実績〕												備考
			全体	うち計画期間内	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6～	
雨水貯留タンクの設置	雨水貯留タンク設置費助成	猪名川町	20件/年	20件/年		20	20	20	20	20	20	20					
	雨水貯留タンク設置費助成	川西市	50件/年	50件/年	170	23	8	18	6	7	7	8					
	雨水貯留タンク設置費助成	宝塚市	—	8～10件/年													・公共下水道区域内の市民対象・H16から実施している「新世代下水道支援事業制度(水循環創設事業)」の認可期間はH29であるが、H31以降も事業を継続して実施
	雨水貯留タンク設置費助成	伊丹市	28件/年～70件/年	28件/年～70件/年	43	3	5	3	2	2	1	2	3	10	10	10	
	雨水貯留タンク設置費助成	伊丹市	28件/年～70件/年	28件/年～70件/年	72	70	70	70	28	28	28	28	28	28	28	28	
	雨水貯留タンク設置費助成	尼崎市	—	—	72	26	26	26	26	26	26	26	26				
田んぼダム	セキ板配布・設置啓発	県(阪神農林)	59ha	2ha	市町・地元の取組へ移行												多面的機能支払交付金9地区(水田98ha)農林水産ビジョン2025セキ板1000枚作戦
指定雨水貯留浸透施設の指定		県	—	—													
(3)貯水施設の雨水貯留容量の確保																	
ため池(事前放流)	ため池改修に合せた事前放流設備の整備	県(阪神農林)	4箇所	4箇所													農林水産ビジョン2025農村地域防災減災事業
一庫ダム	洪水調節方法の検討	水資源機構	検討継続	検討継続													下流河道整備の進捗状況把握引き続き最適な洪水調節方法の検討
指定貯水施設の指定		県	—	—													
(4)ポンプ施設との調整																	
排水計画の策定	内水ポンプ運転調整のためのルールづくり	国、県、市町	運転調整ルールの策定	運転調整ルールの策定													別途、猪名川流域総合治水対策協議会における継続協議項目
指定ポンプ施設の指定		県	—	—													
(5)遊水機能の維持																	
遊水機能を有する土地の保全	新名神高速道路関連事業にあわせて遊水機能地の確保(2箇所)	猪名川町	1,500㎡	1,500㎡													高架下空間、河川付け替え後の廃川敷を活用した遊水地整備
(6)森林の整備及び保全																	
災害に強い森づくり	災害緩衝林の造成 等	県	348ha	190ha	158	24	0	18	46	18	6	24	54				ひょうご農林水産ビジョン2025事務所毎の数値のため、計画地域内の面積とは異なる。

阪神東部(猪名川流域圏)地域総合治水推進計画 フォローアップシート

(実施計画)

箇所・取組	事業概要	実施主体	事業量		実施期間〔黒字:計画 赤字:実績〕												備考
			全体	うち計画期間内	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6～	
3. 減災対策																	
(1) 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握																	
ハザードマップの作成・支援・周知	市町の実態に即したハザードマップ作成・更新の支援	国	支援継続	支援継続													
CGハザードマップの改良	CGハザードマップの改良	県(宝土)	適宜改良	適宜改良													
水防法改正に伴う洪水浸水想定区域の指定	想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域の公表	国	1河川	1河川					公表 6/14								
水防法改正に伴う洪水浸水想定区域の指定	想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成・公表	県	30河川	30河川					作業着手				29 神崎川ほか28河川				
ハザードマップの作成・配布等	ハザードマップの作成・配布等	猪名川町	全世帯配布 適宜改良	全世帯配布 適宜改良	全世帯配布							全世帯配布	(最大想定規模降雨)			計画規模・想定最大規模降雨による洪水を対象	
	ハザードマップの作成・配布等	川西市	全世帯配布 適宜改良	全世帯配布 適宜改良	全世帯配布				全世帯配布				(最大想定規模降雨)			計画規模・想定最大規模降雨による洪水を対象	
	ハザードマップの作成・配布等	宝塚市	全世帯配布 適宜改良	全世帯配布 適宜改良	全世帯配布											計画規模・想定最大規模降雨による洪水を対象	
	ハザードマップの作成・配布等	伊丹市	全世帯配布 適宜改良	全世帯配布 適宜改良												計画規模・想定最大規模降雨による洪水を対象	
	ハザードマップの作成・配布等	尼崎市	全世帯配布 適宜改良	全世帯配布 適宜改良					全世帯配布	全世帯配布				(最大想定規模降雨)			計画規模・想定最大規模降雨による洪水を対象
浸水実績等表示板の掲示(まると・まちごとハザードマップ)	公共施設、電柱等に浸水実績や避難所を示す案内表示板を掲示	国、県、市町	—	—					47 (～H26)	11	-1	-1				R3猪名川流域治水協議会で精査	
氾濫危険水位等の見直し	避難判断水位・氾濫危険水位等の見直し	県	1河川	1河川												[水位周知河川] 猪名川(1)	
(2) 浸水による被害の発生にかかる情報の伝達																	
河川情報の収集・提供と制度の向上	氾濫シミュレーションの精度向上、市町への河川監視カメラ接続による情報提供	国	適切な支援体制の構築	適切な支援体制の構築													
	水位予測等の配信による、水防活動や避難勧告発令への支援	県	適切な支援体制の構築	適切な支援体制の構築													
	フェニックス防災システムの精度向上	猪名川町	適切な支援体制の構築	適切な支援体制の構築													
	無線スピーカーの活用、防災情報の確実な配信	猪名川町	適切な支援体制の構築	適切な支援体制の構築													
	住民へ迅速で正確な情報を提供するための防災行政無線の整備	川西市	適切な支援体制の構築	適切な支援体制の構築						運用開始							
	迅速な避難勧告等の情報提供を目的に同報無線、移動無線の充実	宝塚市	同報無線 42局 移動無線 114局	同報無線 42局 移動無線 114局						基本設計	実施設計	実施設計	同報無線45局整備 移動無線18局配備				
	避難勧告等の判断・伝達マニュアルの精度向上	伊丹市	適切な支援体制の構築	適切な支援体制の構築													

阪神東部(猪名川流域圏)地域総合治水推進計画 フォローアップシート

(実施計画)

箇所・取組	事業概要	実施主体	事業量		実施期間〔黒字:計画 赤字:実績〕												備考
			全体	うち計画期間内	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6～	
河川情報の収集・提供と制度の向上	防災行政無線屋外拡声器の拡充	尼崎市	適切な支援体制の構築	適切な支援体制の構築	屋外拡声器:4	屋外拡声器:3	屋外拡声器:1	屋外拡声器:2	屋外拡声器:3	屋外拡声器:5	屋外拡声器:1	屋外拡声器:3					
	ホットラインの構築、連絡体制の確認	県・市	ホットラインの構築、確認	ホットラインの構築、確認	屋外拡声器:4	屋外拡声器:3	屋外拡声器:1	屋外拡声器:2	屋外拡声器:3	屋外拡声器:5	屋外拡声器:1	屋外拡声器:3					平成30年度以降は連絡体制の確認
	水害対応タイムラインの策定・タイムラインの検証	国・県・市町	タイムラインの策定・検証	タイムラインの策定・検証					※伊丹、川西は策定済	策定(県)							
(3) 浸水による被害の軽減に関する学習																	
学習機会の拡大(出前講座、研修)等の実施	出前講座の充実、氾濫シミュレーションデータの提供	国	1回/年	1回/年	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
	ひょうご防災リーダー講座等の実施 ひょうご安全の日推進事業助成制度等による支援	県(宝土)	1回/年	1回/年	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
	「ひょうご防災リーダー講座」の広報実施	猪名川町	1回/年	1回/年	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
	水害に関する出前講座の実施	川西市	随時	随時	5回	23回	11回	26回	20回	32回	20回	4回					出前講座は市民等からの要望により実施
	出前講座の実施	宝塚市	180回	152回	16回	25回	30回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	
	ひょうご防災リーダー講座受講支援による防災の担い手育成	宝塚市	160人	141人	4人	15人	15人	17人	15人	15人	15人	15人	15人	15人	15人	15人	
	地域版防災マップ作成助成	宝塚市	99団体	87団体	2	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	図上訓練、出前講座の実施	伊丹市	1回/年	1回/年	21回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
	出前講座の実施 手づくりハザードマップづくりの拡大	尼崎市	継続実施	継続実施		68回	55回	75回	25回	51回	68回	30回					出前講座は、市民等からの要望により実施
	想定最大規模降雨による洪水を対象とした手作りハザードマップの取組の検討	県・市町	—	—													

阪神東部(猪名川流域圏)地域総合治水推進計画 フォローアップシート

(実施計画)

箇所・取組	事業概要	実施主体	事業量		実施期間〔黒字:計画 赤字:実績〕												備考
			全体	うち計画期間内	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6～	
(4) 浸水による被害軽減のための体制の整備																	
研修等の実施	水防連絡会による連携強化 研修、勉強会、実践的演習の実施	県(宝土)	1回/年	1回/年	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
	早めの情報配信、避難所開設 災害対策本部の機能強化 避難行動要支援者に対する取組実施	猪名川町	2回/年	2回/年	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
	川西市自主防災組織連絡協議会研修会 の実施	川西市	2回/年	2回/年	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
	職員向け研修等の実施	宝塚市	2～3回/年	2～3回/年	2回	2回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	
	一般市民向け研修会の実施、避難所へ の発電機提供、各種支援の実施	伊丹市	1回/年	1回/年	9回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
	各種訓練(支援啓発活動)の実施、災害 時要援護者支援連絡会の実施、	尼崎市	継続実施	継続実施		55回	44回	48回	42回	55回	54回	27回					自主防災組織からの要望に より実施
	大規模工場等の自衛水防の支援・啓発活 動の実施	国・市町	自衛水防の支 援、啓発	自衛水防の支 援、啓発													
	要配慮者利用施設における避難確保計 画の作成、避難訓練の支援	国・県・市町	避難体制の整 備	避難体制の整 備													
広域避難体制の構築・実施にあたっての 技術的支援の実施	国・県・市町	広域避難体制 の構築	広域避難体制 の構築														
(5) 訓練の実施																	
実践的な演習等の実施	府県・市町と連携した氾濫シミュレーション の実施、市町の水防訓練との連携	国	4回/年	4回/年	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	
	訓練、実践的な演習等の実施	県(宝土)	1回/年	1回/年	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
	訓練の実施、災害対策本部の機能強化	猪名川町	7回/年	7回/年	77回	7回	7回	7回	7回	7回	7回	7回	7回	7回	7回	7回	
	消防団等各種団体と連携した水防訓練の 実施	川西市	1回/年	1回/年	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
	総合防災訓練等の実施	宝塚市	1回/年	1回/年	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
	総合防災訓練等の実施	伊丹市	2回/年	1回/年	1回	1回	2回	1回	2回	1回	2回	1回	2回	1回	2回	1回	R3年度はコロナ禍により総合防災訓 練はR4年度に延期となった。
	防災総合訓練(図上訓練、実動訓練)の 実施	尼崎市	継続実施	継続実施		—	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回				R2年度は兵庫県・阪神地域合同防災 訓練として実施

阪神東部(猪名川流域圏)地域総合治水推進計画 フォローアップシート

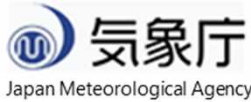
(実施計画)

箇所・取組	事業概要	実施主体	事業量		実施期間〔黒字:計画 赤字:実績〕												備考
			全体	うち計画期間内	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6～	
(6)建物等の耐水機能																	
園田出張所	止水板の設置	国	-	-	実施												
県立尼崎総合医療センター	敷地の嵩上げ、自家発電設備や受水槽等の上階設置	県	敷地の嵩上げ、自家発電設備や受水槽等の上階設置	敷地の嵩上げ、自家発電設備や受水槽等の上階設置			実施										
大陽猪名川自動車学校(猪名川町)	建物のピロティ化	民間	-	-	実施												
尼崎市役所	防災行政無線の電源設備及び発動発電機の上層階設置	尼崎市	-	-	実施												
(7)浸水による被害からの早期の生活の再建																	
フェニックス共済	県民への周知及び加入の促進	県、猪名川町	加入率15% (全県)	加入率15% (全県)	9.3%	9.5%	9.5%	10.9%	11.0%	11.60%	11.8%	11.9%	12.4%				
		県、川西市	加入率15% (全県)	加入率15% (全県)	7.1%	7.8%	7.8%	8.0%	8.1%	8.20%	8.5%	8.6%	8.7%				
		県、宝塚市	加入率15% (全県)	加入率15% (全県)	6.6%	6.8%	6.8%	7.2%	7.3%	8.40%	8.6%	7.6%					
		県、伊丹市	加入率15% (全県)	加入率15% (全県)	6.5%	6.6%	6.6%	6.6%	6.8%	6.90%	6.9%	6.9%					
		県、尼崎市	加入率15% (全県)	加入率15% (全県)	4.7%	4.8%	4.9%	4.8%	5.0%	5.3%	5.4%	5.3%					

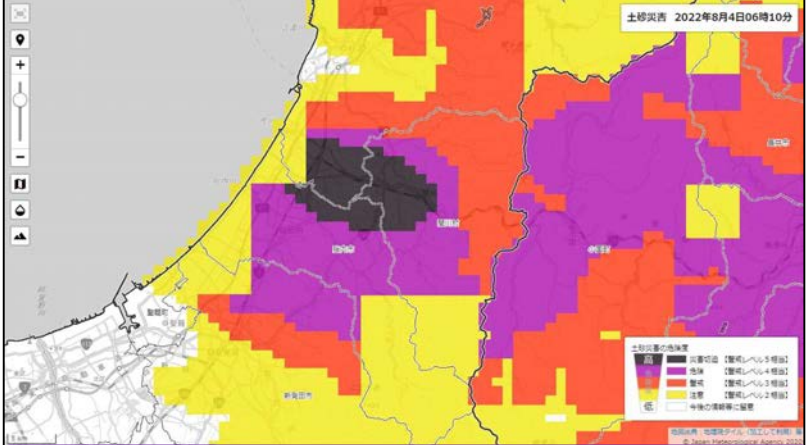
資料 4

情報提供

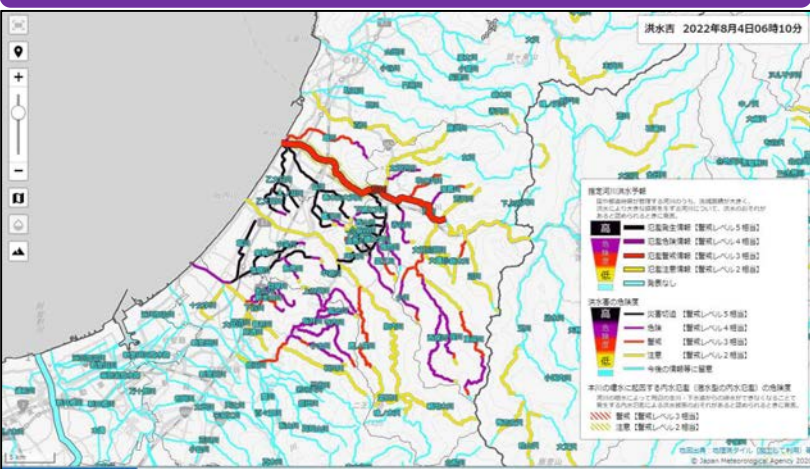
キキクル（危険度分布）に警戒レベル5相当の「災害切迫」（黒）を新設するとともに、警戒レベル4相当を「危険」（紫）に統合することで、より分かりやすく危険度を伝えることができるように令和4年6月30日に改善した。



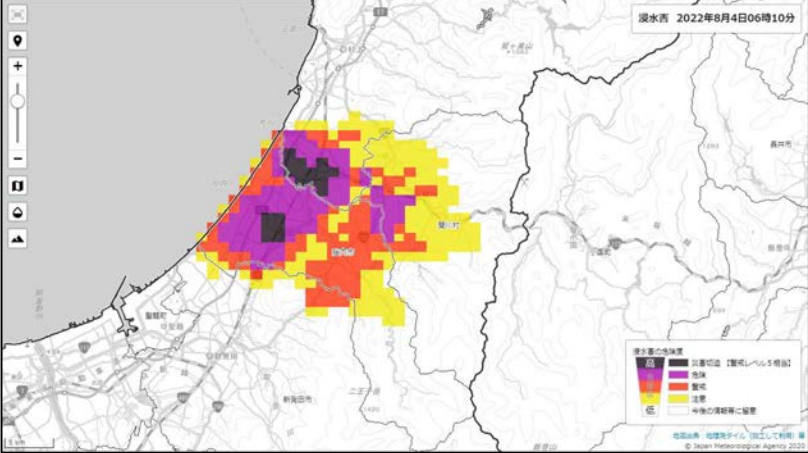
土砂キキクル



洪水キキクル



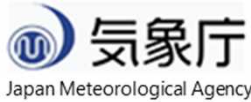
浸水キキクル



「黒」と「紫」の意味と住民等の行動例～土砂災害～

色が持つ意味	状況	住民等の行動の例※1
災害切迫 大雨特別警報 (土砂災害)の指標 に用いる基準に 実況で到達	命に危険が及ぶ土砂災害が 切迫。土砂災害がすでに発生 している可能性が高い状況。	(立退き避難がかえって危険な場合) 命の危険 直ちに身の安全を確保！
<警戒レベル4までに必ず避難！>		
危険 2時間先までに 土砂災害警戒情報 の基準に到達する予想	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ 発生してもおかしくない状況。	土砂災害警戒区域等の外へ避難する。

「災害切迫」（黒）は、災害がすでに発生している可能性が高い状況であり、「災害切迫」（黒）を待つことなく、「危険」（紫）が出現した段階で、速やかに安全な場所に避難することが極めて重要である。



災害発生との結びつきが強いキキクル（危険度分布）の技術を用いることで、災害が発生・切迫している警戒レベル5相当の状況に一層適合した大雨特別警報（浸水害）に改善を実施した（令和4年6月30日）。

特別警報の
指標に用いる
基準値

大規模な浸水害を高い確度で適中させるよう指標、基準値を設定

中小河川氾濫に起因する大規模な浸水害を適中させるように流域雨量指数の指標、基準値を設定

内水氾濫に起因する大規模な浸水害を適中させるように表面雨量指数の指標、基準値を設定

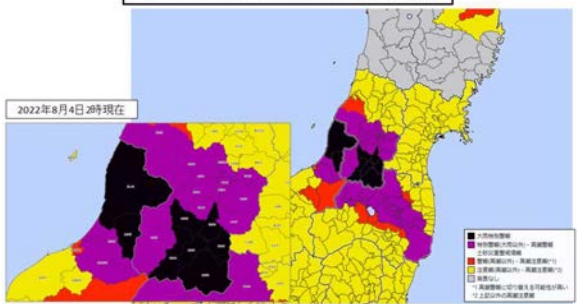
洪水キキクル「災害切迫」（黒）の判定に用いる。

浸水キキクル「災害切迫」（黒）の判定に用いる。



- ✓ 大雨特別警報（浸水害）の対象地域を大幅に絞り込んだ発表が見込まれる。
- ✓ 島しょ部など狭い地域への発表も可能となる。
- ✓ 警戒レベル5相当の情報としての信頼度を高め、住民や自治体等の防災対応を強力に支援。

特別警報・警報の発表状況



特別警報・警報が発表されている市町村内のどこで災害発生危険度が高まっているかを「キキクル（危険度分布）」で確認してください。

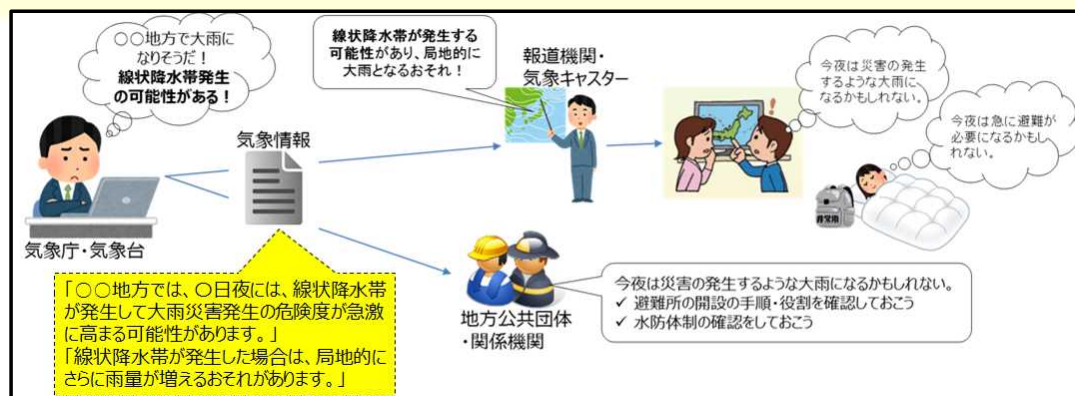
今後の予想を含めた最新の情報は地元の気象台が発表した気象情報をご利用ください。
（気象警報・注意報：<https://www.mma.go.jp/bosai/map.html?contents=yarning>）

実際の発表例

3日19時15分に山形県に大雨特別警報（浸水害）を発表
長井市、南陽市、米沢市、飯豊町、川西町、高畠町の6市町に発表
4日02時41分に小国町に大雨特別警報（浸水害・土砂災害）を発表

4日01時56分に新潟県に大雨特別警報（浸水害・土砂災害）を発表
村上市、関川村の2市村に発表
4日04時05分 胎内市に発表

- 線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、心構えを一段高めていただくことを目的としています。
- 市町村の防災担当の方々には、避難所開設の手順や水防体制の確認等災害に備えていただくことが考えられます。住民の方々には、大雨災害に対する危機感を早めにもってハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行っていただくことが考えられます。
- この呼びかけのみで避難を促すのではなく他の大雨に関する情報とあわせてご活用ください。

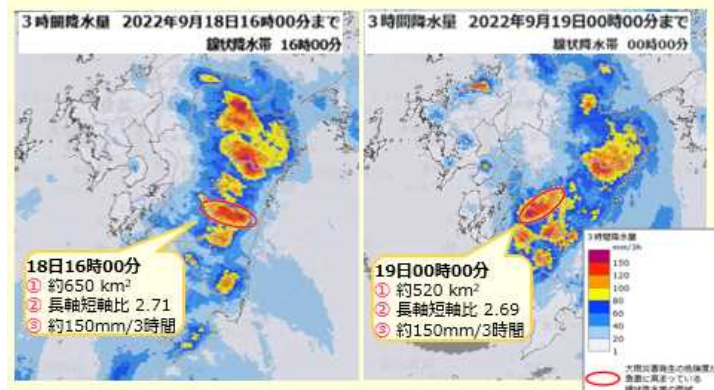


適中

線状降水帯発生呼びかけ「なし」発生「あり」は **11回に8回**

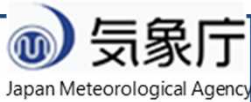
資料4-見逃し

○ 線状降水帯が発生したときの 3 時間降水量



・令和4年9月17日早朝から18日の気象情報において、九州南部・奄美地方、九州北部地方に線状降水帯が発生する可能性がある旨を発表した。

・宮崎県(九州南部・奄美地方)、熊本県(九州北部地方)に線状降水帯が発生。



台風が存在する場合にのみ発表していた高潮の警報級の可能性を、
令和4年9月8日から早期注意情報（警報級の可能性）として毎日発表を開始。
早期注意情報において高潮に関する警報級の可能性[高]または[中]が予想されている場合、高潮災害への心構えを高める必要があるとされる警戒レベル1に位置付けられた。

気象庁ホームページでの高潮の早期注意情報の掲載イメージ

✓ 台風が存在するかどうかにかかわらず、毎日、高潮の早期注意情報(警報級の可能性)を発表。

令和4年 9月15日 17時00分 大阪管区気象台発表

大阪府の早期注意情報(警報級の可能性)

大阪府		09/15 17:00発表					09/15 17:00発表			
種別		15日		16日			17日	18日	19日	20日
		明ナ方まで		朝～夜遅く						
		18-24	0-6	6-12	12-18	18-24				
大雨	警報級の可能性	-		-			-	-	[中]	-
	1時間最大雨量 (ミリ)	15以下	15以下	15以下	15以下	15以下				
	3時間最大雨量 (ミリ)	25以下	25以下	25以下	25以下	25以下				
	24時間最大雨量 (ミリ)			50以下						
暴風	警報級の可能性	-		-			-	-	[高]	-
	陸上 最大風速 (メートル)	9以下	9以下	9以下	9以下	9以下				
	海上 最大風速 (メートル)	9以下	9以下	9以下	9以下	9以下				
波浪	警報級の可能性	-		-			-	-	[高]	-
	波高 (メートル)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5				
高潮	警報級の可能性	-		-			-	-	[中]	-

大雨、暴風など他の要素に加える形で提供開始しました。

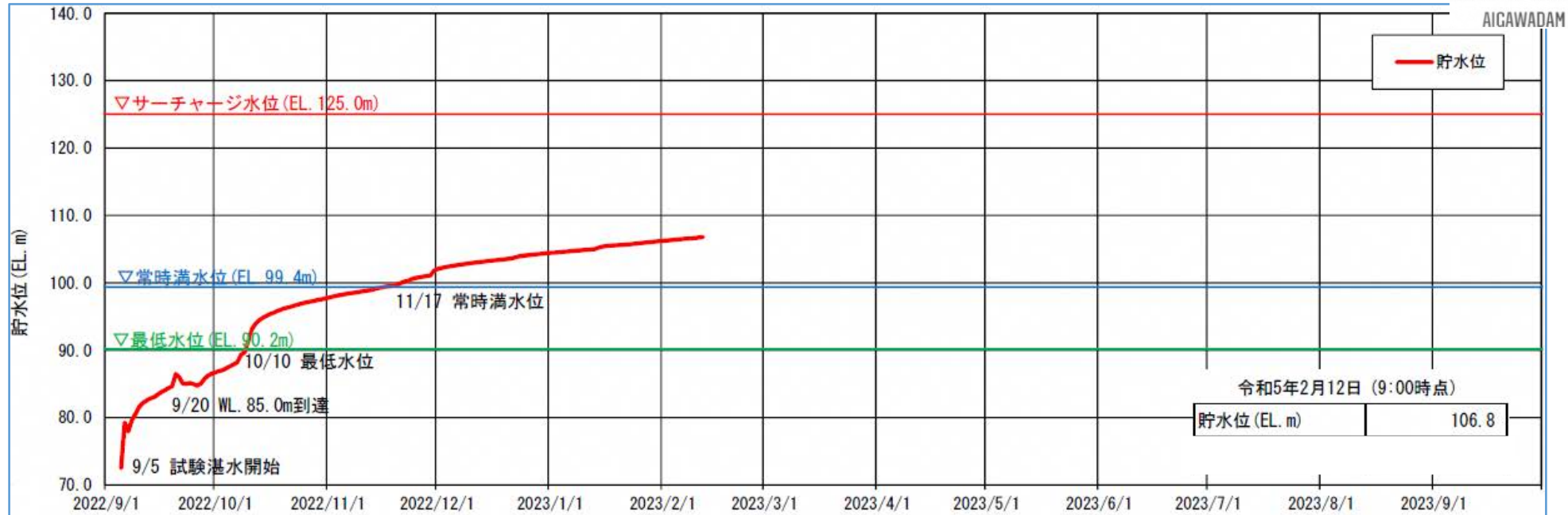
警戒レベルとの位置づけ

警戒レベル	住民が取るべき行動	気象庁等の情報	
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	高潮氾濫発生情報	
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了する。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	高潮特別警報	高潮警報
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高潮警報に切り替える可能性が高い高潮注意報	
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	高潮注意報	
1	災害への心構えを高める 新たに位置づけられた。	早期注意情報(警報級の可能性)	

■ 試験湛水状況

- ・ 9月 5日 試験湛水を開始
- ・ 10月10日 最低水位到達 (標高 90.2m)
- ・ 11月17日 常時満水位到達 (標高 99.4m)

最新の試験湛水状況はコチラ
大阪府安威川ダム建設事務所公式Instagram
(@aigawadam)



左岸上流より堤体上流面を撮影 (定点①)



左岸上流より貯水池周辺法面を撮影 (定点②)



左岸上流より貯水池周辺法面を撮影 (定点③)

大阪府における流域治水の取組強化

◆ 大阪府における河川整備の現状と課題

- ・大阪府では、人命を守ること最優先に1/10降雨に対し、床下浸水を防ぎ、かつ少なくとも1/30降雨に対し、床上浸水を防ぐことを 目標に河川整備を推進中
・河川整備計画の目標外への対応
 ➢ 河川改修（ハード対策）は時間を要する（河川整備計画の期間30年）
 ➢ 河川整備後もリスクが残る土地への新たな居住など
 ➢ 激甚化している水災害や気候変動による外力の増大に対する対応
- ➡
- 流域治水の推進が不可欠

◆ 流域治水の取組強化(特定都市河川の指定)

- ・協議会※の場において、河川管理者から河川整備や流域対策の効果を示し、流域の関係者による治水対策や特定都市河川指定の検討を議論。
- ・今年度より関心が高い流域などから特定都市河川の指定も視野にモデル流域を選定し、検討を実施。

【議論の進め方(案)】

※水防災連絡協議会

①河川改修による効果の提示

(提示内容) 現況と河川整備後の洪水リスク、効果発現までの所要期間、費用など

②流域対策のメニューと効果の提示

(流域対策の例) ため池や府営住宅の治水活用、校庭貯留など雨水貯留浸透施設、
田んぼダム

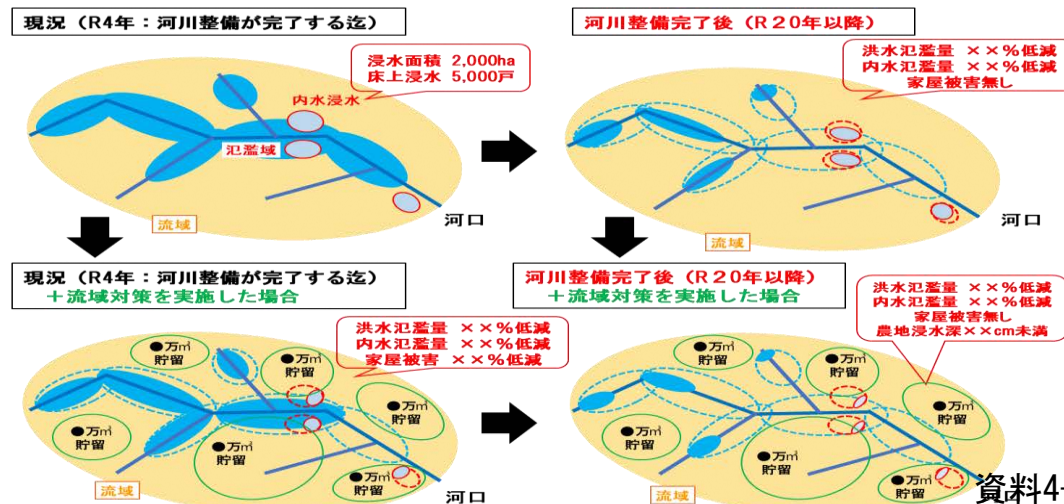
③土地利用規制や誘導の検討

洪水リスク図や水害リスクマップを活用し、土地利用規制（区域指定や移転）の検討

④ 具体の対策が決まれば、流域治水プロジェクトに反映

※特に②③の実効性を担保するため、特定都市河川に指定することを検討

【モデル流域における検討のイメージ】



【特定都市河川制度と流域治水プロジェクトの比較】

	特定都市河川（流域）の指定	流域治水プロジェクトのみ
河川整備（普通河川も含む）	◎補助事業化によるハード対策の加速 ○緊急債の活用	○緊急債の活用
雨水貯留施設の整備 （校庭貯留など）	◎特定都市河川事業※1（府・市・民間） ・補助率1/2※2 ・固定資産税の軽減（民間）	○流域貯留浸透事業（府・市・民間） ・補助率1/3
既存施設の保全	○保全調節池指定による恒久的な担保	×制度なし
既存施設の改良 （ため池等）	◎特定都市河川事業※1（府・市・民間） ・補助率1/2※2 ・治水容量300m ³ 以上	○流域貯留浸透事業（府・市・民間） ・補助率1/3 ・治水容量3000m ³ 以上
遊水機能の活用	○貯留機能保全区域の指定 （指定区域固定資産税の軽減措置）	×制度なし
開発に伴う流出抑制	○雨水浸透阻害行為の許可 ・法律による義務 ・恒久施設	△流出抑制に関する行政指導 ・行政指導によるお願い ・恒久施設（担保なし）
土地利用（開発・建築）規制等	○浸水被害防止区域の指定 ・自己居住住宅以外の開発禁止 ・居住誘導区域からの除外 ・既存住宅の移転補強制度の活用	○災害危険区域（出水）の指定 ・自己居住住宅以外の開発禁止 ・居住誘導区域からの除外 ・既存住宅の移転補強制度の活用

※1 特定都市河川浸水被害対策推進事業 ※2 河川管理者が1/4補助する場合に限る

水害ハザードマップ作成の手引き

平成 28 年 4 月
(令和 3 年 12 月一部改定)

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室

3.4 地図面での記載事項

<標準>

水害ハザードマップの地図上には、以下の項目を表示する。

地図上に表示するもの



3.4.10 水位観測所等の位置(CCTV カメラ等を含む)[洪水、内水、高潮]

<標準>

<u>河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所等の位置と名称を地図上に明示する。また、テレビやインターネットで河川映像等が提供される CCTV カメラ等の位置と名称についても同様に明示する。</u>
--

<洪水、内水、高潮>

洪水予報河川や水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸では、基準水位観測所における河川や下水道、海岸の水位をもとに情報が発表される。この情報は、住民等が自ら危険性の認知や避難行動をとるための判断材料として重要な情報であるが、住民等が水位観測所の位置を把握していることは必ずしも多くはなく、情報文で示される水位と、自分の住んでいる地域との関係をイメージしにくいのが実情である。このため、どの水位観測所の水位に注意すればよいのか、また、その水位観測所がどこにあるのかを住民等が理解できるよう、地図上にその地域に関する水位観測所の位置及び名称を記載する。

また、CCTV カメラ（ライブカメラ）等による河川映像等は、水害時にはテレビやインターネットで提供されており、水害の切迫度を視覚的に体感できる特長を有している。これらの映像がどこの場所のものであるのかを知ることは、住民等に水害の切迫度を伝える上で重要な情報となるため、河川映像等が提供される CCTV カメラ等の位置及び名称を地図上に明示する。

なお、市町村内に水位観測所等が存在しない場合でも、住民等が水害時に情報を入手する必要がある水位観測所の位置がわかるよう、広域の地図に表示するなどの工夫を行う。

ライブカメラ(CCTV・簡易型河川監視カメラ)は、川の防災情報から位置情報等を確認することが可能です。

設置箇所名称

ライブカメラの位置

緯度経度

三角のマークをクリックして、頂点を上向きに変更すると、緯度経度等詳細情報を確認できます。



国土交通省
川の防災情報

兵庫県伊丹市

近畿地方整備局河川の簡易型河川監視カメラのメンテナンスについて

市 県 地方 全国

伊丹市

設置箇所名称

ライブカメラの位置

緯度経度

三角のマークをクリックして、頂点を上向きに変更すると、緯度経度等詳細情報を確認できます。

観測所検索 観測所情報 観測詳細

観測所情報

軍行橋 (水質観測所) 淀川水系 猪名川

管理者 猪名川河川事務所

管理者(読み仮名) いながわせんじむしょ

所在地 兵庫県伊丹市

所在地(読み仮名) -

関連水位観測所 -

緯度経度 緯度 34.79626389 経度 135.42259722

観測詳細

現在 平常時

2023/02/21 17:10

河川水系 猪名川 淀川水系

兵庫県伊丹市北伊丹 軍行橋水質観測所

観測所種別

- 水位観測
- 水位計
- ダム諸量
- 雨量
- 水質
- 海岸
- 積雪深
- 河川カメラ

1/10

気候変動による水災害の頻発化・激甚化

- 短時間強雨の発生増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されている。

■毎年のように全国各地で浸水被害が発生

【平成27年9月関東・東北豪雨】



【平成28年8月台風第10号】



【平成29年7月九州北部豪雨】



【平成30年7月豪雨】



【令和元年東日本台風】



【令和2年7月豪雨】



【令和3年8月からの大雨】



【令和4年8月からの大雨】

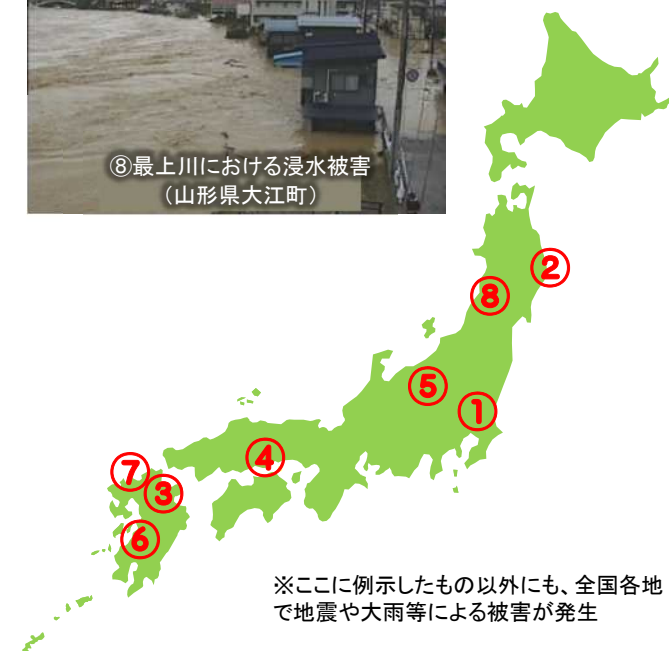


■気候変動に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化

降雨量変化倍率をもとに算出した、流量変化倍率と洪水発生頻度の変化の一級水系における全国平均値

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
4℃上昇時	約1.3倍	約1.4倍	約4倍

※ 2℃、4℃上昇時の降雨量変化倍率は、産業革命以前に比べて全球平均温度がそれぞれ2℃、4℃上昇した世界をシミュレーションしたモデルから試算
 ※ 流量変化倍率は、降雨量変化倍率を乗じた降雨より算出した、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100～1/200)の流量の変化倍率の平均値
 ※ 洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100～1/200)の降雨の、現在と将来の発生頻度の変化倍率の平均値
 (例えば、ある降雨量の発生頻度が現在は1/100として、将来ではその発生頻度が1/50となる場合は、洪水発生頻度の変化倍率は2倍となる)



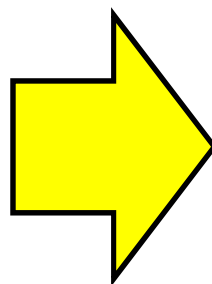
※ここに例示したもの以外にも、全国各地で地震や大雨等による被害が発生

1. 気候変動を踏まえた治水計画への見直し

2. 「流域治水」への転換

(これまで)

洪水を防ぐ



(今後)

洪水を防ぐ

被害対象を減少させる

被害軽減、早期復旧・復興

流域治水

「流域治水」の施策のイメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

〔国・市、企業、住民〕

雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

集水域

流水の貯留

〔国・県・市・利水者〕

治水ダム建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

〔国・県・市〕

土地利用と一体となった遊水
機能の向上

河川区域

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

〔国・県・市〕

河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

〔国・県〕

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

②被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／

住まい方の工夫

〔国・市、企業、住民〕

土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

氾濫域

浸水範囲を減らす

〔国・県・市〕

二線堤の整備、
自然堤防の保全



③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実

〔国・県〕

水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

氾濫域

避難体制を強化する

〔国・県・市〕

長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

〔企業、住民〕

工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

〔企業、住民〕

不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

〔国・企業〕

官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

〔国・県・市等〕

排水門等の整備、排水強化



- 国土交通省では、今後の気候変動による水災害リスクの更なる増大が予測されている中で、水害の激甚化・頻発化に対応するための「流域治水」の取組について、関係者の協働を促すための「流域治水施策集」を作成しました。
- 本施策集では、実施主体別の施策の目的・役割分担・支援制度・推進のポイント等が整理されており、「流域治水協議会」の事務局を通じて関係者へ共有し、各々の関係者による施策の具体化・実践に役立ていただくことを考えています。
- 初版として河川及び流域における水害対策についてまとめたものであり、今後、継続的に更新や内容の充実等を図っていく予定であり、流域治水の取組を実践する関係者からのご意見等をお聴きし、ニーズを汲み取りながら進めてまいります。

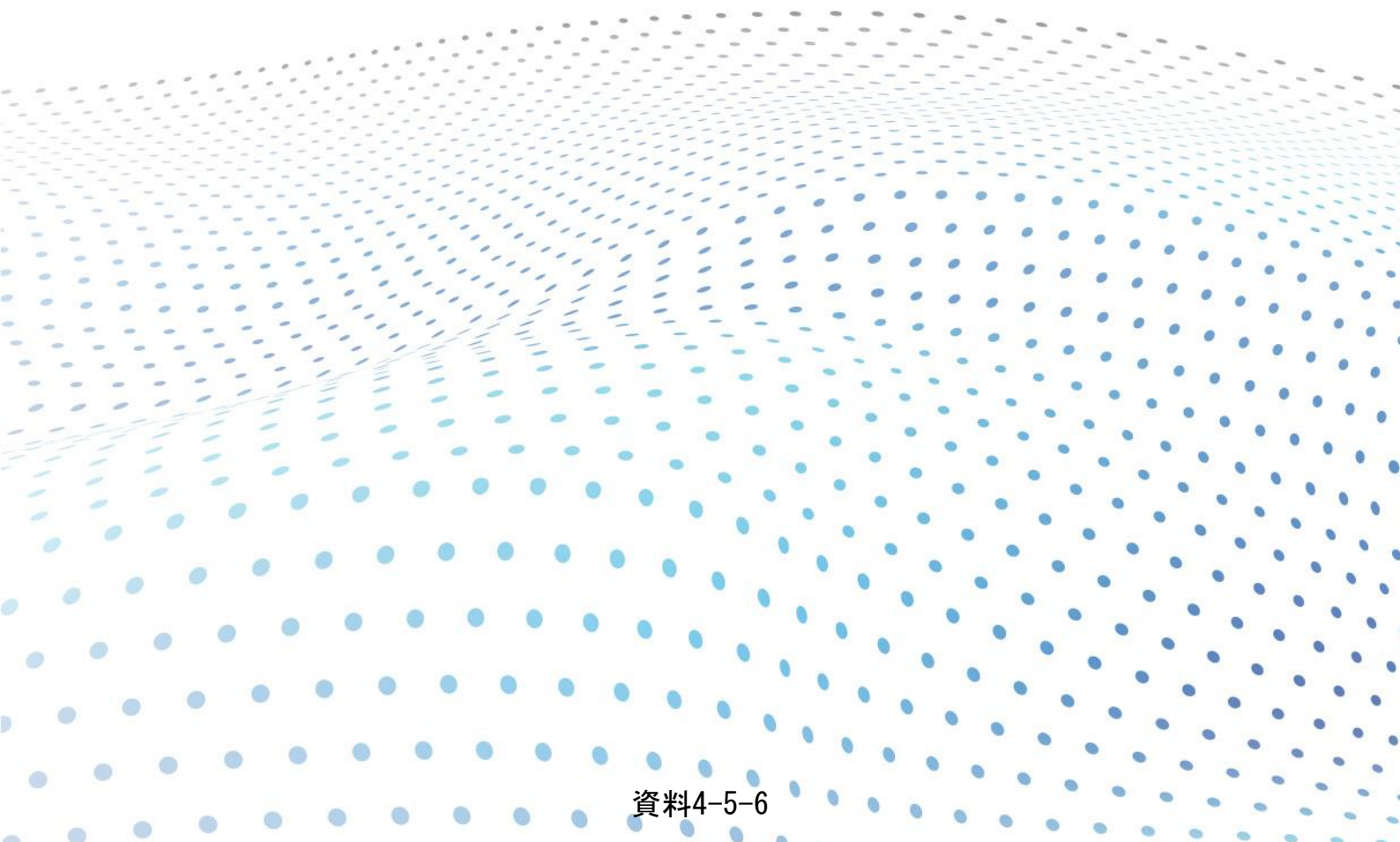
国土交通省 農林水産省

流域治水施策集

目的とそれぞれの役割

ver1.0 水害対策編





流域治水の推進

～これからは流域のみんなで～

近年、平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風（台風第19号）など、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じています。

これらを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、令和2年7月に答申がとりまとめられました。

この答申を踏まえ、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、「流域治水」の考え方に基づいて、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進します。

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めます。



本施策集について

この施策集は、流域の関係者間で「流域治水」を実践する際に活用されるよう、各施策の目的・実施主体・支援制度・推進のポイント等を分かりやすく簡潔にまとめたものであり、地域の特性等に応じた各施策の効果的な実践や、関係者間の連携につながることを期待するものです。

初版では、「水害対策編」として、主に河川やそこに雨水が流入する集水域、河川からの氾濫等で被害が生じる氾濫域における主な対策についてまとめています。

今後、施策集については、内容の更新や充実等を継続的に図っていく予定です。

流域治水の役割分担が分かる目次

目次では、流域治水の全体像を俯瞰した上で、各施策の実施主体となる者が、目的に応じて、何を根拠として何に取り組むと良いかがわかるように、施策の目的・実施主体・根拠法令・法定計画等を一覧にしました。

あわせて、取組の実施の際に活用できる予算・税制についても記載しています。

この目次を活用して、各関係者において、施策の具体化や既に実施されている施策の点検・改善等に役立てることを想定しています。

流域治水施策集						
流域治水の役割分担						
目的・実施主体別の施策						
施策の目的						
実施主体						
施策の根拠となる法令、法定計画等						
予算・税制						
目的	施策	実施主体	根拠法令等	法定計画等（ ）内は運用	予算・税制	Page
1 氾濫を防ぐ・減らす	洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水池、輪中堤	河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等
		#2 ダム事前放流	ダム管理者	河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置
		#3 排水施設・ポンプ(河川)	河川管理者	河川法 特定都市河川洪水被害対策法	河川整備計画 流域治水対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川洪水被害対策推進事業等
	内水の排除 (排水元の管理者の責任で 設置・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道洪水被害軽減総合事業等
		#5 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	国・都道府県 農業水利施設管理者等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等
		#6 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	施設管理者	-	-	-
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	市町村・都道府県	特定都市河川洪水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域治水対策計画	特定都市河川洪水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業
	排水区域内の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	大規模雨水処理施設整備事業等
	市街地等の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(民間施設)	民間事業者・個人	下水道法 特定都市河川洪水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域治水対策計画	下水道洪水被害軽減総合事業 特定都市河川洪水被害対策推進事業等
	農地等の浸水の防止	#10 ため池の活用	市町村・都道府県 農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等
2 被害対象を減らす	農地等の浸水の防止	#11 「田んぼダム」	農業者	土地改良法 農業の有する多面的機能の 発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等
	貯留機能の保全(浸水の許容)	#12 貯留機能保全区域	都道府県等	特定都市河川洪水被害対策法	流域治水対策計画	固定資産税等の特例措置
	新たな居住に対し、 立地を規制する 居住者の人命を守る	#13 浸水被害防止区域	都道府県	特定都市河川洪水被害対策法	流域治水対策計画	-
		#14 災害危険区域	市町村・都道府県	建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#15 住宅等の防災改修 (嵩上げ・ピロティ化等)	市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物防災改修事業
	既存の住居に対し、 移転を促す	#16 住居の集団移転	市町村	防災のための集団移転促進事業に 係る国の財政上の特別措置等に 関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業
		#17 住居の個別移転	市町村	-	-	かけ地近接等危険住宅移転事業
	防災まちづくり	#18 居住誘導区域、防災指針	市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業等
	高台まちづくり	#19 避難路・避難施設等の確保	市町村	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置
	氾濫拡大の抑制	#20 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	水防管理者	水防法	-	固定資産税等の特例措置
3 被害の軽減・早期復旧等	避難の確保(平時)	#21 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)	河川管理者 気象庁 市町村	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等
		#22 要配慮者利用施設の避難確保計画・ 訓練	市町村 施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-
	避難の確保(災害時)	#23 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	市町村 気象庁 河川管理者	災害対策基本法 気象業務法・水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-
	経済影響の軽減等	#24 浸水対策(耐水化・止水壁等)	市町村・都道府県 民間事業者	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	下水道洪水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置
	災害復旧(洪水氾濫の防止)	#25 流域治水型災害復旧(遊水池・輪中堤)	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	(流域治水型災害復旧)	河川等災害復旧事業

流域治水の3つの対策の柱に基づき、目的を細分化した上でハード・ソフトの施策を一覧化

各施策の概要・ポイント等を取りまとめ

それぞれの施策のページでは、目次で整理した目的・実施主体別の施策毎に、施策の内容・効果、予算・税制・技術的支援、推進上のポイントなどをまとめ、紹介しています。

各施策について、目次で整理している

- ・ 目的
- ・ 実施主体
- ・ 根拠法令・計画等

を記載し、位置付けや役割分担を明確化

施策の内容・効果を詳述するとともに、国による支援として、予算・税制に加え、ガイドラインや通知・運用等の技術的支援について記載

※ガイドライン・手引き等について、国が策定者となる場合は記載を省略している

これまでの施策の運用状況等を踏まえた施策推進のポイント、留意点等をまとめ

施策・制度に係る問合せ先を記載

流域治水施策集

実施主体
河川管理者

1 氾濫を防ぐ・減らす 洪水氾濫の防止

#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤

目的

洪水氾濫の防止

根拠法令・計画等

河川法
特定多目的ダム法
水資源機構法
河川整備計画
多目的ダムの建設に関する基本計画

支援

予算・税制
(直轄)
一般河川改修事業
直轄ダム建設事業 等
(補助・交付金)
事業間連携河川事業
大規模特定河川事業 等
広域河川改修事業
補助ダム建設事業
水資源機構事業 等

技術的支援
・ 河川管理施設等構造令
・ 河川砂防技術基準
・ ダム・堰施設技術基準 (案)
・ 工作物設置許可基準
・ 河川堤防設計指針

施策の内容

概要
比較的高頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、
・ 洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して安全な構造とするための堤防の整備などを実施します。
・ 洪水を一時的に貯留し、河道への流量を減らす洪水調節施設の整備などを実施します。

引堤(石川県梯川水系梯川)

河道掘削(鹿児島県川内川水系羽月川)

立野ダムの整備(熊本県白川水系白川)

施策の効果(事例)

・ 梯川水系梯川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和4年8月の大雨時において、能美大橋付近(石川県小松市能美町)では水位を約2.7m低下させ、梯川本川からの越水を回避したと推定しています。

引堤、河道掘削が行われず、洪水調節が行われなかった場合の水位 T.P.+8.13m

約25m引堤

水位を約2.7m低下させ、本川からの越水を防止

石川県小松市 能美大橋付近

施策推進のポイント

・ 短時間強雨の発生の増加や台風の大規模化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。

・ 気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や堰堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
事業監理室 TEL 03-5253-8456

1

資料4-5-9

流域治水施策集

河川区域の対策 集水域の対策 氾濫域の対策

目的		施策	実施主体	
1 氾濫を防ぐ・減らす	洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤	●河川管理者	
		#2 ダム事前放流	●ダム管理者	
		#3 排水施設・ポンプ(河川)	●河川管理者	
	内水の排除 (排水元の管理者の責任で 設置・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(下水道)	●下水道管理者	
		#5 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	●国・都道府県 ●農業水利施設管理者 等	
		#6 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	●施設管理者	
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	●市町村・都道府県	
	排水区域内の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設(下水道)	●下水道管理者	
	市街地等の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(民間施設)	●民間事業者・個人	
	農地等の浸水の防止	#10 ため池の活用	●市町村・都道府県 ●農業者	
	農地等の浸水の防止	#11 「田んぼダム」	●農業者	
2 被害対象を減らす	新たな居住に対し、 立地を規制する 居住者の人命を守る	#13 浸水被害防止区域	●都道府県	
		#14 災害危険区域	●市町村・都道府県	
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#15 住宅等の防災改修 (嵩上げ・ピロティ化等)	●市町村・都道府県	
	既存の住居に対し、 移転を促す	#16 住居の集団移転	●市町村	
		#17 住居の個別移転	●市町村	
	防災まちづくり	#18 居住誘導区域、防災指針	●市町村	
	高台まちづくり	#19 避難路・避難施設等の確保	●市町村	
3 被害の軽減・早期復旧等	氾濫拡大の抑制	#20 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	●水防管理者	
	避難の確保(平時)	#21 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)	●河川管理者 ●下水道管理者 ●市町村	
		#22 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練	●市町村 ●施設管理者	
	避難の確保(災害時)	#23 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	●市町村 ●個人 ●気象庁 ●河川管理者	
	経済影響の軽減等	#24 浸水対策(耐水化・止水壁等)	●市町村・都道府県 ●民間事業者	
	災害復旧(洪水氾濫の防止)	#25 流域治水型災害復旧(遊水地・輪中堤)	●河川管理者	

流 域 治 水 の 役 割 分 担

	根拠法令等	法定計画等（ ）内は運用	予算・税制	Page
	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する 基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業 等	p.7
	河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業 等	p.10
	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業 等	p.11
	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業 等	p.12
	-	-	-	p.13
	特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.14
	下水道法	下水道事業計画	大規模雨水処理施設整備事業 等	p.15
	下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業 等	p.16
	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業 等	p.17
	土地改良法 農業の有する多面的機能の 発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金 等	p.18
	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.20
	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.21
	建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-	p.22
	-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.23
	防災のための集団移転促進事業に 係る国の財政上の特別措置等に 関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.24
	-	-	がけ地近接等危険住宅移転事業	p.25
	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業 等	p.26
	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.27
	水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.29
	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業 等	p.30
	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.31
	災害対策基本法 気象業務法・水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.32
	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	下水道浸水被害軽減総合事業 等 固定資産税の特例措置	p.33
	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	(流域治水型災害復旧)	河川等災害復旧事業	p.34

※根拠法令等には関連法令も含む

1 氾濫を防ぐ・減らす ー 洪水氾濫の防止 ー

#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤

目的

洪水氾濫の防止

根拠法令・計画等

河川法
特定多目的ダム法
水資源機構法
河川整備計画
多目的ダムの建設に関する基本計画

支援

予算・税制

(直轄)
一般河川改修事業
直轄ダム建設事業 等
(補助・交付金)
事業間連携河川事業
大規模特定河川事業 等
広域河川改修事業
補助ダム建設事業
水資源機構事業 等

技術的支援

・河川管理施設等構造令
・河川砂防技術基準
・ダム・堰施設技術基準(案)
・工作物設置許可基準
・河川堤防設計指針

施策の内容

概要

比較的頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、

- ・洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して安全な構造とするための堤防の整備などを実施します。
- ・洪水を一時的に貯留し、河道への流量を減らす洪水調節施設の整備などを実施します。



引堤(石川県梯川水系梯川)



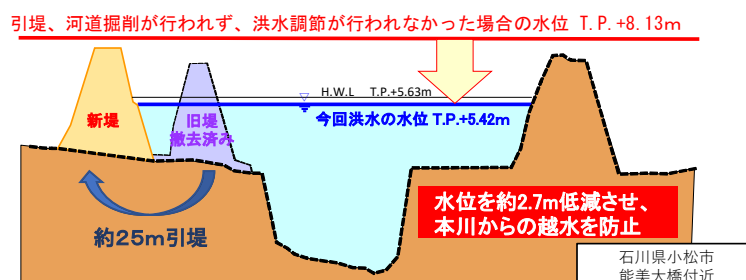
河道掘削(鹿児島県内川水系羽月川)



立野ダムの整備(熊本県白川水系白川)

施策の効果(事例)

- ・梯川水系梯川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和4年8月の大雨時において、能美大橋付近(石川県小松市能美町)では水位を約2.7m低下させ、梯川本川からの越水を回避したと推定しています。



施策推進のポイント

- ・短時間強雨の発生の増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。
- ・気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や霞堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
事業監理室 TEL 03-5253-8456

1 氾濫を防ぐ・減らす ー 洪水氾濫の防止 ー

#2 ダム事前放流

目的

洪水氾濫の防止

根拠法令・計画等

河川法、個別の法令等
（電気事業法、土地改良法、水道法等）
ダム洪水調節機能協議会
（治水協定）

支援

予算・税制

利水ダム治水機能施設整備費補助
（利水ダム管理者が事前放流を行うため放流施設の整備等を行う場合、一部を補助）

固定資産税の特例措置

（事前放流のための利水ダムの放流施設）

技術的支援

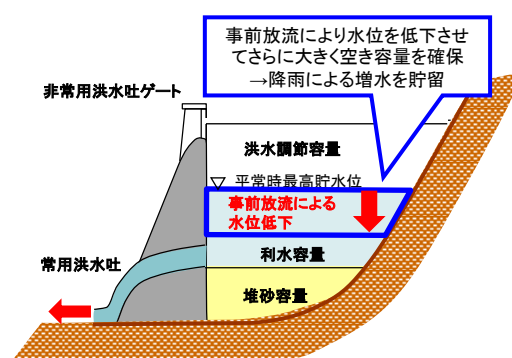
- ・事前放流ガイドライン（令和3年7月）
- ・降雨予測情報の提供及び、降雨予測情報の精度向上

施策の内容

概要

・水力発電、農業用水、水道等のために確保されている利水容量も活用して、治水の計画規模や河川（河道）の施設能力を上回る洪水の発生時におけるダム下流河川の沿川における洪水被害を防止・軽減するための、関係省庁と連携した取組です。

・利水容量には、通常、水が貯められていることから、台風の接近などにより大雨となることを見込まれる場合に、より多くの水をダムに貯められるよう、河川の水量が増える前にダムから放流して、一時的にダムの貯水位を下げ、「事前放流」を行います。



事前放流により洪水調節が可能な時間をより長く確保
 ▶ ダムが満水になり流入量をそのまま放流することとなる異常洪水時防災操作を回避・軽減

治水等（多目的）ダムにおける事前放流

施策の効果（事例）

・令和4年台風14号においては、過去最多の129ダム（うち、利水ダム77）で事前放流を実施し、約4.2億m³の容量を確保しました。



・令和3年8月の出水では、木曽川水系の上流（長野県内）の牧尾ダム（水資源機構）、木曽ダム、常盤ダム、三浦ダム（関西電力）で事前放流を行い、王滝川ダム（関西電力）と合わせ5つの利水ダムに約5,350万m³の容量を一時的に確保して洪水を貯留し、ダム下流の桃山地点において、ピーク流量を約2割減らす効果があったと推定しています。これにより、桃山地点下流で約0.7m水位低下し、右岸の生活道路及び住宅の冠水を回避しました。

施策推進のポイント

- ・事前放流を効果的に行うためには、降雨予測が重要であり、降雨予測の精度向上の取組を、気象庁と連携して進めています。
- ・また、AIを活用したダム流入量予測の高度化についても検討を進めています。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
 流水管理室 TEL 03-5253-8449

霞堤の活用

霞堤のもつ様々な機能・役割

概要

霞堤は、急流河川に比較的多い不連続の堤防で、主に洪水時に上流で氾濫した水を河道に戻すため、過去から伝統的に活用されてきたものです。勾配や地形によっては、洪水の一部を一時的に貯留する機能を有する場合もあります。

施策推進のポイント ※【】は実施主体

霞堤の機能や形成過程は河川毎に異なり、背後の土地利用の状況や水に浸かる頻度なども様々です。

そのため、霞堤の取扱いについては、治水上の効果だけでなく、地域の認識や歴史的な経緯などを踏まえ検討する必要があり、流域関係者間で連携し、流域あるいは地域ごとに方針を議論していくことが望ましいです。

霞堤の保全にあたって、以下のような対策を実施している事例があります。

- ・上空写真を撮影して周辺の土地利用状況を把握、霞堤毎に期待される効果の検討を実施します 【河川管理者】
- ・霞堤地区において盛土や工作物により機能を阻害しないような土地利用ルールの検討を実施します 【市町村】
- ・霞堤地区内の浸水被害軽減のための対策計画の策定、浸水状況等の情報提供などのソフト対策、浸水の頻度・面積・時間を軽減可能なハード対策（小堤等）を実施します 【河川管理者、市町村】

問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局
治水課 TEL 03-5253-8452

機能・役割

①氾濫流・内水排除機能

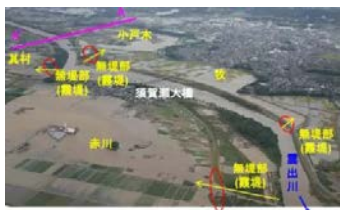
主に急流河川において、洪水時の氾濫水を速やかに河道に戻すことができるとともに、平常時は堤内の水を河道に導く機能を有します。



霞堤の事例(黒部川水系)

②洪水調節機能

勾配や地形によっては、開口部から侵入した洪水の一部を一時的に貯留する機能を有します。



霞堤後背地での貯留(左:五ヶ瀬川水系、右:雲出川水系)

③生態学的機能

洪水時、生物の一時避難場所になるとともに、河川と流域を生息域とする魚類等の連続した環境や生物多様性を維持する機能を有します。



本川と支川の連続した環境に生息する生物(五ヶ瀬川水系)

④文化的価値

前近代の治水技術を伝える貴重な土木遺産。

※その他、本川堤の内外水差が小さくなり、パイピングを抑える機能なども有します。



H24土木遺産に認定された霞堤(手取川水系)

参考資料: 応用生態工学会 24(2), 2019年台風19号(令和元年東日本台風)災害を踏まえた治水・環境への提言, 中村 太士ほか, 2022

1 氾濫を防ぐ・減らす ――― 洪水氾濫の防止

#3 排水施設・ポンプ（河川）

目的

**洪水氾濫の防止(排水元の管理者の責任
で設置・管理することが原則)**

根拠法令・計画等

河川法、河川整備計画
特定都市河川浸水被害対策法、
流域水害対策計画

支援

予算・税制

(直轄)

流域治水整備事業

(補助)

特定都市河川浸水被害対策推進事業 等

技術的支援

- ・内水処理計画策定の手引き
(平成7年2月)
- ・内水対策の取り組みについて
(平成14年4月23日 国治発第19号)

施策推進のポイント

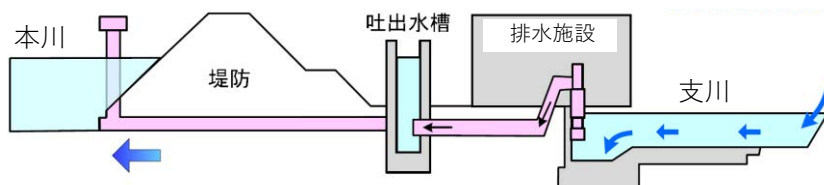
内水対策に係る計画作成は、支川の河川管理者が主体となって実施する必要があります。計画作成にあたり、本川・支川の河川と流域での対策を組み合わせ、効果的なメニューとなるよう、本川の河川管理者や地方公共団体との連携が重要です。

- ・平成30年7月豪雨により、住宅等の浸水被害が多く発生した下弓削川において、国県市が連携し総合内水計画を策定しました。
- ・関係機関が連携し、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を実施中です。

施策の内容

概要

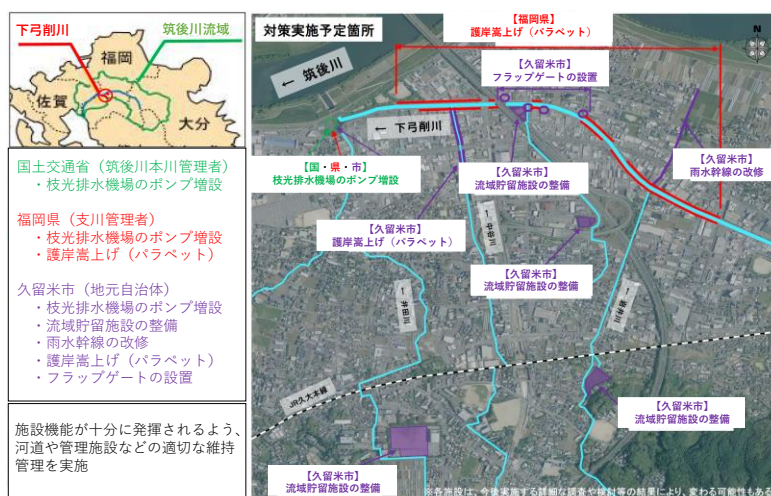
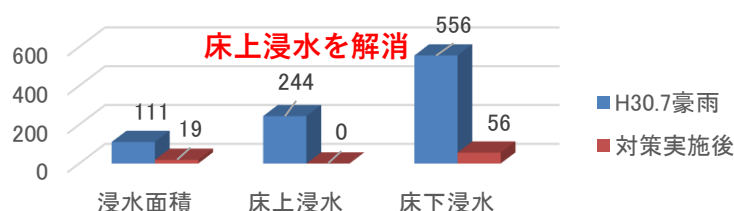
- ・洪水により、本川の水位が高くなり、自然排水が困難となるため、支川の洪水を強制的に本川に排水する施設です。



本川と支川の合流点部の設置する排水施設のイメージ

施策の効果(事例)

- ・筑後川水系下弓削川では、平成30年7月豪雨で床上浸水が244戸発生しています。そのため、河川管理者が実施する河道整備や排水施設機能向上対策と、地方公共団体等が実施する土地利用規制や流域内貯留施設の整備等の流域対策を実施することで、床上浸水被害の解消を図ります。



施策に関する問合せ

1 氾濫を防ぐ・減らす ————— 内水の排除

#4 排水施設・ポンプ（下水道）

目的

内水の排除（排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）

根拠法令・計画等

下水道法
下水道事業計画

支援

予算・税制

下水道浸水被害軽減総合事業 等

技術的支援

- ・雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年11月）
- ・下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（令和3年11月）
- ・下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版 日本下水道協会）

施策の内容

概要

- ・雨水ポンプ場は、排水区域内の雨水を自然に排水することができない地盤の低い地域において、管きよで流下させた雨水を、ポンプで揚水して公共用水域に放流するために設けます。



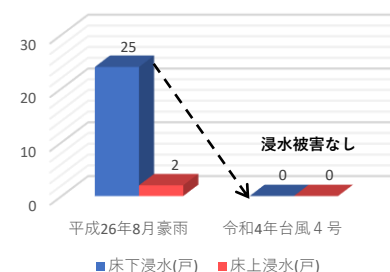
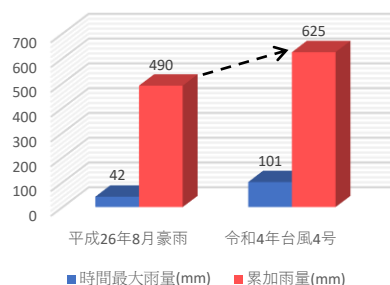
雨水ポンプ場



雨水ポンプ

施策の効果(事例)

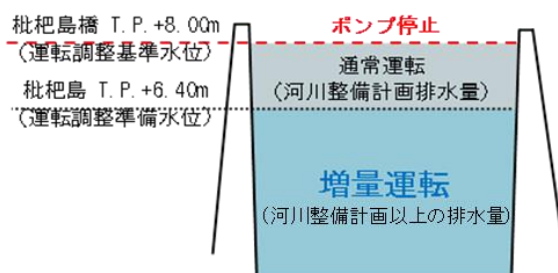
- ・高知県中土佐町久礼地区では、平成26年8月豪雨(時間最大42mm/h)により床下浸水25戸、床上浸水2戸が発生しました。
- ・5年確率78.8mm/hの計画降雨に対応するため、久礼排水ポンプ場に、排水ポンプ1台を増設しました。（令和元年度完成）
- ・令和4年台風4号に伴う豪雨(時間最大101mm/h)で効果を発揮し、久礼地区での浸水被害はありませんでした。



施策推進のポイント

放流先の河川管理者等との連携が重要です。

- ・名古屋市では、浸水被害の早期軽減のため、河川水位に応じて排水量を変更する「2段階運転調整」を実施することで、既存の河道能力を最大限活用し、整備計画排水量以上のポンプ増強を実施しました。
- ・河川低水位時は整備計画以上の排水を行い、枇杷島水位観測所の水位が運転調整の準備水位（T.P. +6.40m）に達した時点で整備計画排水量まで排水量を抑制。更に水位が上昇し、運転調整の基準水位に達した場合にポンプ排水を停止します。



施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
TEL 03-5253-8432

1 氾濫を防ぐ・減らす ————— 内水の排除

国・都道府県・
農業水利施設管
理者等

#5 用排水施設・ポンプ（農業水利施設）

目的

内水の排除（排水元の管理者の責任で
設置・管理することが原則）※農業水利施設は設置者と管理者が異なる
場合があります。

関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画

支援

予算・税制

国営かんがい排水事業
水利施設等保全高度化事業
国営総合農地防災事業
農村地域防災減災事業 等

技術的支援

・土地改良事業計画設計基準 等
（国営土地改良事業の実施に当たり、農
業用の用排水路や排水機場等の設計・
施工に際しての基準を定めており、補
助事業等についてもこの基準等を参考
に準用できる）

施策の内容

概要

・農業用の用排水路や排水機場、排水樋門等を整備することにより、
農地のみならず市街地や集落の湛水防止又は軽減が図られます。

用排水路や排水機場、排水樋門等の整備

・老朽施設の改修やポンプの増設等により、農業水利施設の機能
回復や能力増強が図られ、湛水被害の防止又は軽減します。

農業用の水路網（クリーク）の整備

・クリークの護岸整備や堆積土
砂の撤去により、クリークの一
時貯留機能を強化するとともに、
大雨の前に事前放流することで
湛水被害を防止又は軽減します。

クリークの貯留イメージ

施策推進のポイント

農地や農業用施設の湛水被害を防止

（埼玉県比企郡吉見町）

- ・降雨形態の変化や都市化の進行に伴う洪水量の増加から、豪雨の際、農作物や農地等の浸水被害が増加しています。
- ・排水機場及び排水路の改修により地区内の排水能力が向上し、豪雨時の湛水被害の発生を防止することができます。
- ・事業完了後は、農作物や農地・農業用施設の被害がゼロになります。



農業関係想定被害額

【整備なし】

農地・
農業用施設
約31億円農業被害
約14億円

【整備あり】

0億円

○ 約45億円の想定
被害を未然に防止。

施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局 整備部 水資源課

：国営かんがい排水事業

TEL 03-6744-2206

：水利施設等保全高度化事業

TEL 03-3502-6246

防災課

：国営総合農地防災事業

TEL 03-3502-6430

：農村地域防災減災事業

TEL 03-6744-2210

1 氾濫を防ぐ・減らす 内水の排除

#6 排水施設・ポンプ（普通河川・水路）

目的

内水の排除（排水元の管理者の責任で
設置・管理することが原則）

根拠法令・計画等

—

支援

予算・税制

—

技術的支援

- ・ #3 排水施設・ポンプ（河川） p.10
を参考

施策の内容

概要

・ 洪水が発生した場合、本川の河川水位が高くなり、普通河川に逆流が生じないように樋門を全閉します。普通河川や水路に設置される排水施設・ポンプは、樋門が閉鎖した際に宅地側に降った雨水で浸水被害が発生しないよう、強制的に本川に排水するための施設です。



普通河川の管理者による
排水施設の設置（茂原市）



普通河川の管理者による
排水状況（三次市）
※移動式排水施設は市が管理

施策推進のポイント

- ・ 一宮川流域では、過去30年間で4度の浸水被害が生じたことを踏まえ、令和元年10月洪水と同規模の洪水に対して、家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指し、河川整備と内水対策、土地利用施策が連携した事業を実施中です。
- ・ 千葉県茂原市では、内水対策に取り組まれており、一宮川と普通河川の合流点にある樋管のゲートにポンプを整備し、被害の軽減に努められています。

一宮川水系流域治水プロジェクト

- 気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる流域関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（河川での対策、内水対策、雨水貯留浸透対策）

一宮川流域浸水対策特別緊急事業（～R11）

- 令和元年と同規模の降雨による家屋、主要施設の浸水被害ゼロ※

※上流域・支川については、一宮川上流域・支川における浸水対策検討会及び地元意見交換会における地域の意見を踏まえて、家屋や谷場、要配慮者利用施設の床上浸水被害の解消を目標とした浸水対策（案）をとりまとめ、流域市町村長と県からなる一宮川流域減災対策会議にて合意された。

河川での対策

- 年超過確率1/10降雨で河川氾濫させない
 - ・ 中下流域の河道拡幅、調節池整備（河川激甚災害対策特別緊急事業等）
 - ・ 上流域・支川の河道改修、調節池整備等
 - ・ 竹木の伐採、堆積土の撤去

土地利用施策

- ・ 建築の構造規制誘導
- ・ 浸水防止設備等

二線堤

集団移転

被害対象を
減少させるための対策

内水対策

- ・ 下水道整備
- ・ ポンプ増強
- ・ 貯留施設等

雨水貯留浸透

- ・ ため池雨水貯留
- ・ 水田雨水貯留
- ・ 各戸貯留等

浸水想定区域図、ハザードマップの公表

危機管理型水位計の設置

監視カメラの設置

水害対応タイムラインの作成

マイ・タイムラインの作成

啓発・教育

流域治水に対する経済的支援等

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（ソフト対策）

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

#7 雨水貯留浸透施設（調整池・公共施設）

目的

河川への流出抑制
市街地等の浸水の防止

根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法
流域水害対策計画
施設に係る法令・条例等

支援

予算・税制

特定都市河川浸水被害対策推進事業
流域貯留浸透事業

技術的支援

- 雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）（平成22年4月）
- 増補改訂 流域貯留施設等技術指針（案）（令和3年2月（公社）雨水貯留浸透技術協会）
- 流域貯留浸透施設のご紹介（（公益）雨水貯留浸透技術協会）

施策の内容

概要

- 雨水貯留浸透施設は、主に小流域での氾濫や内水による浸水被害の軽減への効果が期待されるものであり、民間事業者の協力・連携による整備も含め、取組を全国で展開しています。
- 地方公共団体においては、施設整備のほか、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策をルール化すること等が考えられます。

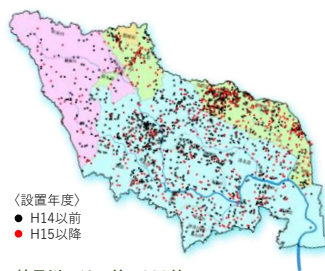


施策の効果（事例）

- 鶴見川流域では、河川・流域の分担等の総合的な治水対策を進めており、令和元年東日本台風の際、約370万 m^3 が貯留（流域分：279万 m^3 ）され、約0.7mの水位低減効果※があったと試算されています。

※亀の子橋地点

鶴見川流域水害対策計画 流量分担



鶴見川では、約5,000基の雨水貯留浸透施設が整備済み

鶴見川流域内の防災調整池等位置図

河川名	鶴見川					
河川	鶴見川	矢上川	早瀬川	島山川	恩田川	
地点	末吉橋	第三京浜	都県境	江川合流前	榎木川合流前	砂田川合流前
目標降雨	戦後最大	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10
合計流量	2,110	1,080	240	200	210	65
流出抑制対策	250 (11.8%)	250 (23.1%)	70 (29.2%)	20 (10.0%)	70 (33.3%)	5 (7.7%)
雨水浸透施設等 行為の対策工事等	205 (9.7%)	225 (20.8%)	65 (27.1%)	20 (10.0%)	65 (31.0%)	5 (7.7%)
地方公共団体等が 実施する対策	15 (0.7%)	25 (2.3%)	5 (2.1%)	—	5 (2.4%)	—
下水道管理者が 実施する対策	30 (1.4%)	—	—	—	—	—
河道・洪水調節	1,860	830	170	180	140	60

施策推進のポイント

- 都市部では、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策のルール化※に加え、再開発等の機会を捉えた対策の促進や、開発等の際に流出増を抑える以上の効果（流出を減少させる効果）を生み出す対策を促進する視点が重要です。
- 地方部も同様に、新たな宅地開発や圃場整備等が流出増につながるおそれがあることも考慮し、都市部と同様の対策のルール化※に加え、既存のため池や田んぼや、国有地の活用や耕作放棄地等の活用を含め、流域内の既存ストックも活用し、雨水貯留浸透機能の確保を積極的に進める視点が重要です。

※「施策コラム②特定都市河川 p.19」が参考となります。

- また、雨水貯留浸透施設（土地）の効果的な整備・運用の観点からは、平常時における都市部の貴重なオープンスペース、公園やビオトープ等としての多目的複合利用や、グリーンインフラとして活用する視点も重要です。



防災調整池を
平時はテニスコート
として利用（横浜市）



学校施設を活用した雨水貯留の取組

上：校庭周囲に設置した小堤による貯留（兵庫県）
下：敷地の地下に貯留施設を設置（西宮市）



施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

1 氾濫を防ぐ・減らす 排水区域内の浸水の防止

#8 雨水貯留浸透施設（下水道）

目的

排水区域内の浸水の防止

根拠法令・計画等

下水道法
下水道事業計画

支援

予算・税制

大規模雨水処理施設整備事業 等

技術的支援

- ・雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年11月）
- ・下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（令和3年11月）
- ・下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版 日本下水道協会）

施策の内容

概要

- ・近年、都市化の進展等に伴い、市街地における雨水の浸透面積が減少し、雨水流出量が増大するとともに短時間に雨水が流出しています。そのため、河川改修や下水道整備によって雨水を排除することに加え、雨水を貯留・浸透させ流出時間を遅らせたり、雨水流出量を減少させる雨水流出抑制対策を推進する必要があります。



雨水貯留管



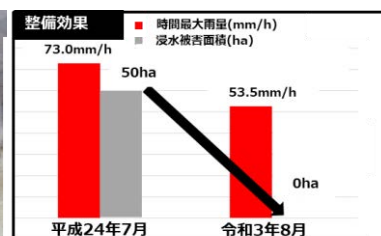
雨水調整池

施策の効果

- ・熊本県八代市では、平成24年7月の豪雨（時間最大73.0mm/h）により浸水被害面積50haが発生し、雨水調整池を公園の地下に整備しました。
- ・令和3年8月13日の豪雨（時間最大53.5mm/h）においては、浸水被害面積0haになるなど、浸水被害の防止に大きく寄与しました。



雨水調整池

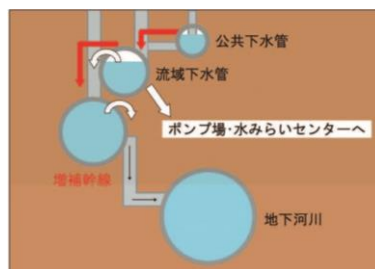


整備効果

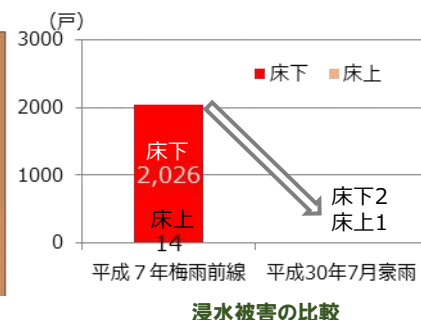
施策推進のポイント

河川と下水道が連携した取組みが重要です。

- ・大阪府寝屋川流域では、増大する雨水流出量に対応するため、既存の下水管の能力不足を補う第二の下水管として「増補幹線」を計画し、その放流先を河川事業で実施する地下河川としました。
- ・平成30年7月豪雨では、地下河川や増補幹線等の整備により、過去の同程度の降雨時に比べ、浸水被害を大幅に軽減することができました。



増補幹線と地下河川の関係図



浸水被害の比較

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
TEL 03-5253-8432

1 氾濫を防ぐ・減らす 市街地等の浸水の防止

#9 雨水貯留浸透施設（民間施設）

目的

市街地等の浸水の防止

根拠法令・計画等

下水道法
特定都市河川浸水被害対策法
流域水害対策計画
施設に係る法令・条例等

支援

予算・税制

特定都市河川浸水被害対策推進事業
下水道浸水被害軽減総合事業
流域貯留浸透事業
固定資産税の特例措置

技術的支援

- ・ 官民連携した浸水対策の手引き（案）（令和3年11月）
- ・ 雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年11月）
- ・ 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（令和3年11月）
- ・ 雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）（平成22年4月）
- ・ 下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版 日本下水道協会）

施策の内容

概要

- ・ 民間事業者等による流出抑制対策の促進においては、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策のルール化に加え、

- ①再開発等の機会を捉えた対策
- ②開発等の際に流出増を抑える以上の効果（流出を減少させる効果）を生み出す対策

等により、主に小流域における氾濫や内水による浸水被害の軽減に向けた協力・連携を図ること等が考えられます。

〈藤沢市の事例〉

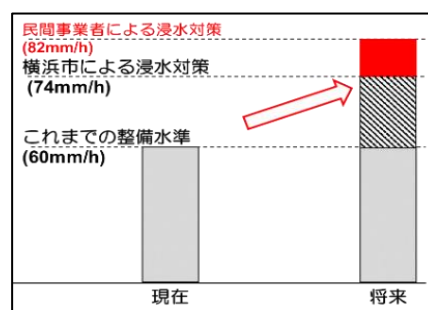
- ・ 平成26年頃から病院事業の具体化を契機として、改正下水道法に基づく浸水被害対策区域に指定
- ・ 病院建設に合わせ、病院駐車場に雨水貯留施設を病院事業者が整備（総貯留：1,835m³）
- ・ 国・市が施設整備（流出減少分）に対する補助を実施



完成後イメージ図

施策の効果

- ・ 横浜市では、駅周辺における大規模開発において建物敷地内に雨水貯留施設の設置を基本ルールとして位置づけることで、民間事業者と連携した雨水貯留施設の整備を推進し、50年確率降雨（約82mm/h）への対応を目指しています。



施策推進のポイント

- ・ 雨水貯留浸透機能の確保に関する民間の取組を促進する観点からは、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策のルール化※や、流出を減少させる効果を発揮する施設の整備に係る国の支援制度（最大で国補助率：1/2）の活用が効果的です。
- ・ また、個別住宅等の小規模施設に対する助成制度を導入している事例があります。

※「施策コラム②特定都市河川 p.19」が参考となります。



開発等による雨水流出増を抑える流出抑制対策のルール化



住宅等に設置する雨水貯留浸透施設に対する助成

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
TEL 03-5253-8432

#10 ため池の活用

目的

農地等の浸水の防止

関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画

支援

予算・税制

農村地域防災減災事業
農業水路等長寿命化・防災減災事業
(ため池の洪水調節機能の増進や低水位管理を行うために必要な整備を支援)

水利施設管理強化事業

(流域治水のために行うため池の低水位管理の取組に要する費用(人件費、ICT機器の設置・運用等)を支援)

技術的支援

- ・ため池の洪水調節機能強化対策の手引き
(平成30年5月 農林水産省農村振興局整備部防災課)

施策の内容

概要

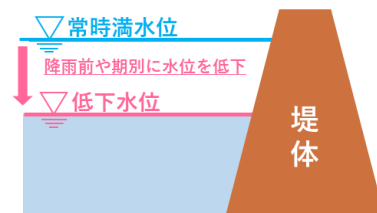
【ソフト対策】

降雨前の事前放流による低水位管理

降雨予測等をもとに、ため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保します。

期別の低水位管理

非かんがい期は常時低水位管理を行うなど、期別毎に水位を設定して空き容量を確保します。

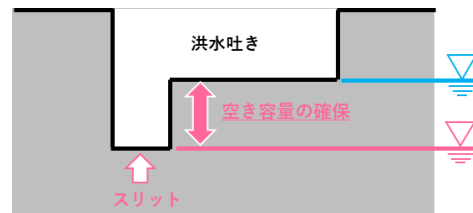


【ハード対策】

洪水調節容量を確保するための取組として、ため池の堤体の嵩上げ、洪水吐きスリット(切り欠き)の設置、廃止予定のため池を活用するための整備を行います。

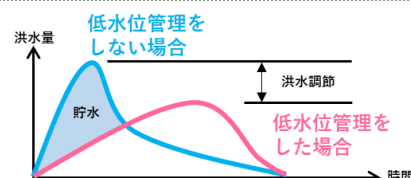


▲スリットの設置状況



施策の効果

- ・降雨時の流水をため池に貯留することにより、下流域の洪水を軽減することができます。



施策推進のポイント

期別の低水位管理の取組事例(佐賀県武雄市)

- ・令和元年佐賀豪雨による浸水被害を受け、県、関係市町、ため池管理者によるため池の洪水調節機能の活用に係る検討会を実施しました。
- ・令和3年度より、営農に支障が出ないよう、代掻き後の7月から11月までの間、低水位管理を行い、総貯水量の約4分の1を空き容量として確保しています。
- ・大雨後、下流域の状況を踏まえながら速やかに放流量を調節するための緊急放流ゲートを整備中です。
- ・また、ため池の貯水状況をリアルタイムで確認できるカメラや水位計を設置予定です。



▲低水位管理の様子

施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局 防災課 防災・減災対策室
TEL 03-6744-2210

#11 「田んぼダム」

目的

農地等の浸水の防止

関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

支援

予算・税制

農地耕作条件改善事業
多面的機能支払交付金 等

技術的支援

- ・「田んぼダム」の手引き
(令和4年4月 農林水産省農村振興局整備部)



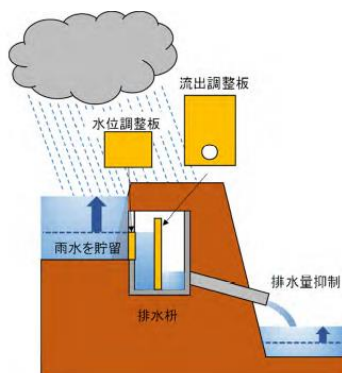
農水省ウェブサイトに掲載

施策の内容

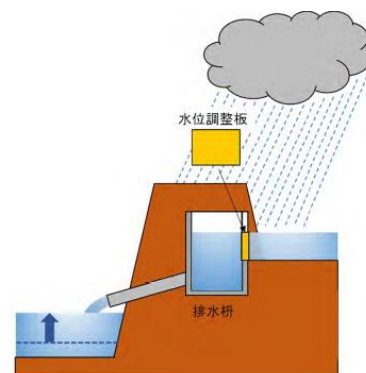
概要

- ・「田んぼダム」とは、「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組です。
- ・水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、溢れる水の量や範囲を抑制することができます。

【「田んぼダム」を実施】



【「田んぼダム」を未実施】

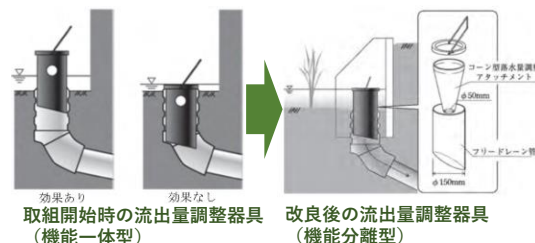


施策推進のポイント

農家の負担を最小限にし、交付金等の活用による継続的な支援体制の構築がポイント

-----「仕掛け」と「仕組み」で高い実施率を実現(新潟県見附市の取組)-----

- ・取組開始時は、規模の小さな降雨も貯留する器具（機能一体型）を導入しました。しかし、田面の排水が滞るため営農の妨げになり、農家が田面位まで調整管を下げて「田んぼダム」の効果が発現しなくなる状態になってしまいました。
- ・そこで新潟大学の協力で新たな流出量調整器具（機能分離型）を開発。小規模な降雨は貯留せず通常と同様に排水され、大規模な降雨のみ貯留し、安定した排出量の抑制が可能になりました。この器具では、農業者は「田んぼダム」に取り組んでいることすら意識せず営農しているとのこと。
- ・「水田の畦畔」を水田の多面的機能の発揮に必要な不可欠な集落共同の施設と位置付け、畦畔の草刈り日当の支払い、排水口周辺及び法面の補修、「田んぼダム」に係る緊急時の点検作業や調整管の破損部品の取替えなどの費用を多面的機能支払交付金から拠出しました。
- ・「田んぼダム」を社会的効用の向上を目指した施策として、市が実施すべき事業を農家に委託するという考えの下、調整管一カ所に対して、耕作者に毎年500円の「委託料」を支払い、直接的なインセンティブになりました。



施策に関する問合せ

特定都市河川（流域治水関連法※の中核をなす制度）

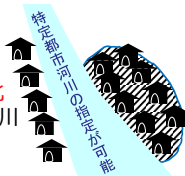
※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

特定都市河川の指定対象

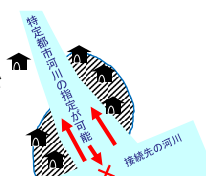
市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

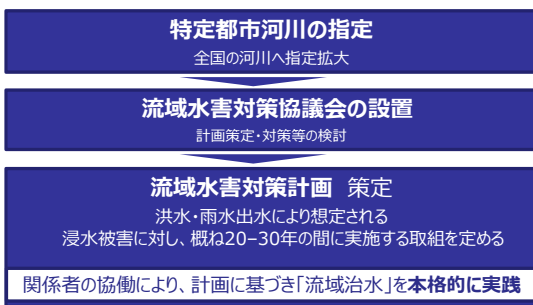
本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



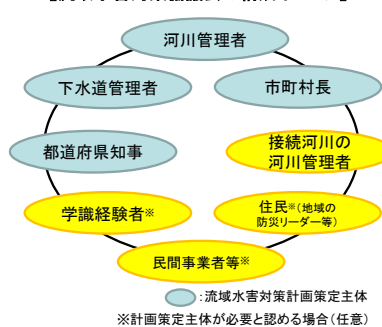
狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化



【流域水害対策協議会の構成イメージ】



（協議会設置）

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）

流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）

流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

- ① 雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- ・ 対象：民間事業者等
- ・ 規模要件：≥30m³（条例で0.1～30m³の間で基準緩和が可能）

- ② 国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- ・ 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- ・ 対象：公共・民間による1,000m²以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の事前届出を義務化
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事
- ・ 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅を除く）
- ・ 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の事前届出を義務化
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

1 氾濫を防ぐ・減らす ————— 貯留機能の保全(浸水の許容) —————

#12 貯留機能保全区域

目的

貯留機能の保全(浸水の許容)

根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法
流域水害対策計画

支援

予算・税制

固定資産税等の特例措置

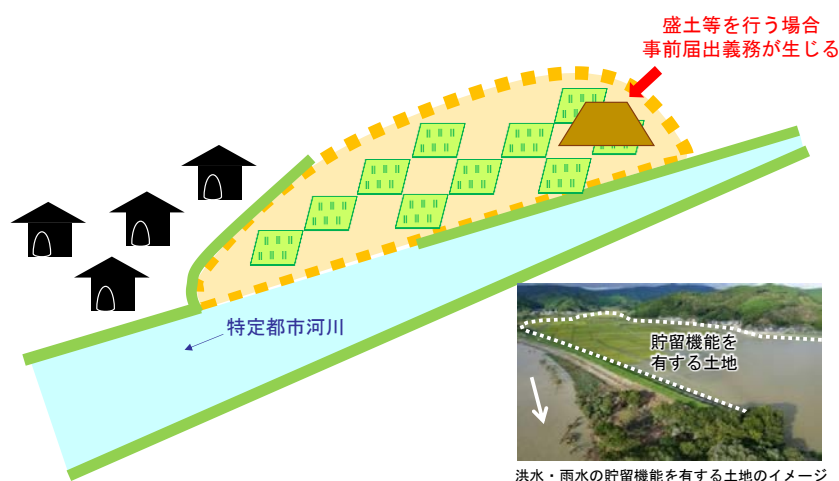
技術的支援

- ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行(6ヶ月以内施行分)について
(令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号)
- ・解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン(改訂予定)

施策の内容

概要

- ・貯留機能保全区域制度は、河川に隣接する低地や窪地等の洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地について、都道府県知事等(政令市長、中核市長)が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で指定することができる制度です。
- ・貯留機能保全区域に指定されると、盛土や堀の設置等の貯留機能保全区域の機能を阻害する行為に対し、事前届出が義務付けられます。
- ・都道府県知事等は、届出に対し、必要な助言・勧告をすることができます。



貯留機能保全区域のイメージ

施策推進のポイント

- ・貯留機能保全区域の指定に当たっては、当該河川の整備及び管理、流域の水災害リスクや土地利用形態等の様々な情報に基づく検討が必要であり、また、指定に対する土地所有者の理解及び同意を得る必要があることから、当該土地における洪水・雨水の貯留による下流域の浸水被害の低減効果や貯留機能を阻害する盛土等の行為がもたらす周辺の宅地等への影響等を明らかにした上で、それらの効用を分かりやすく示すことが望めます。
- ・住宅等が立地する地域は、貯留機能を有する土地であっても指定の対象外となると想定されますが、二線堤の築造等の資産の浸水防護措置を講じた上で、当該地域のうち、住宅が立地していない地域を貯留機能保全区域に指定することは流域における貯留機能の確保の観点から有効な手段であり、土地利用形態や住宅等の立地状況等を踏まえ、必要に応じて浸水防護措置と併せて検討することが望めます。



区域指定と併せて実施する二線堤の築造等のイメージ

※貯留機能保全区域の指定と併せて実施する二線堤の築造については、特定都市河川浸水被害対策推進事業により国の補助を受けることができます

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

2 被害対象を減らす ————— 新たな居住に対し、立地を規制する ————— 居住者の人命を守る

都道府県

#13 浸水被害防止区域

目的

新たな居住に対し、立地を規制する
居住者の人命を守る

根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法
流域水害対策計画

支援

技術的支援

- ・ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について
（令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）
- ・ 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（改訂予定）
- ・ 浸水被害防止区域内の建築物に係る構造計算・設計マニュアル（発行予定）
- ・ 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）

施策の内容

概要

- ・ 浸水被害防止区域は、特定都市河川流域内で、洪水又は雨水出水が発生した場合に建築物の損壊・浸水により住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、都道府県知事が指定することができる制度です。
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法に規定される開発・建築の制限に加え、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外のおける開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となる等、立地規制に係る規定の対象区域です。
- ・ また、厚生労働省では、浸水被害防止区域を含む災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外としています。

開発の原則禁止

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外のおける開発を原則禁止

※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする（R4.4～）

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外
＜厚生労働省にてR3年度より運用開始＞

（参考）災害レッドゾーン

- ・ 浸水被害防止区域（R3.11施行）
- ・ 災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域

市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外（R4.4～）

※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

（参考）災害イエローゾーン

- ・ 浸水想定区域（土地利用の動向、浸水深（3.0mを目安）等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る）
- ・ 土砂災害警戒区域

居住誘導区域から原則除外

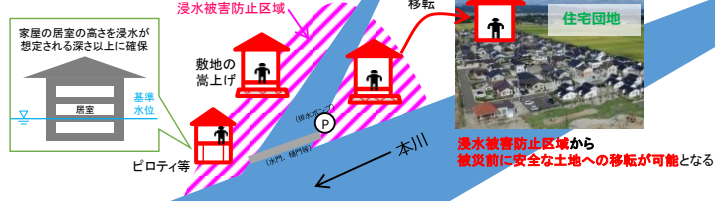
- 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

浸水被害防止区域における安全措置（特定都市河川浸水被害対策法）

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
一 住宅（非自己）・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
一 住宅・要配慮者施設の建築行為について、
・ 居室の床面の高さが基準水位以上
・ 洪水等に対して安全な構造とする

既存の住宅等の浸水対策（嵩上げ等）を支援（災害危険区域等建築物防災改修等事業）

- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域を追加
＜R4年度予算より＞



被災前に安全な土地への移転を推進（防災集団移転促進事業）

- 災害危険区域に加え、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加
- 最小移転戸数を10戸→5戸に緩和

（がけ地近接等危険住宅移転事業）

- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域等を追加
＜R4年度予算より＞



浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる

施策推進のポイント

- ・ 浸水被害防止区域は、新たな居住に対する立地規制や建築の事前許可制とあわせて、区域内の既存住宅を対象に被災前に安全を確保するための移転や嵩上げ等への支援が可能であり、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。
- ・ 水災害に関する防災まちづくりの一般的な考え方について示した「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」でも、想定されるハザードの外力が大きく頻度が高い区域で、都市的土地利用を避けることとした区域における土地利用規制の手法の1つとして、同区域が紹介されており、制度の活用に当たって参考とすることができます。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

2 被害対象を減らす ————— 新たな居住に対し、立地を規制する ————— 居住者の人命を守る

市町村・都道府県

#14 災害危険区域

目的

新たな居住に対し、立地を規制する
居住者の人命を守る

根拠法令・計画等

建築基準法
(規制内容は条例で規定)

支援

予算・税制

—

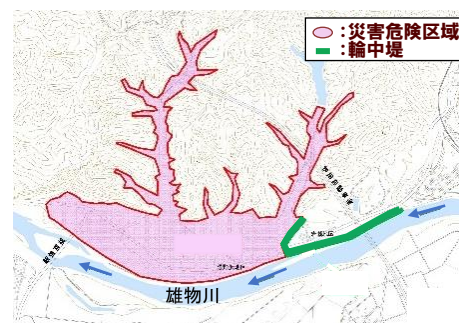
技術的支援

- ・出水等に関する災害危険区域の指定事例等について（令和2年9月4日付事務連絡）
- ・水災害対策への災害危険区域制度の活用について（令和3年6月9日付事務連絡）

施策の内容

概要

- ・地方公共団体は、条例で、出水、高潮等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができます。
- ・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定めます。
- ・平成29年7月洪水の浸水実績を踏まえ、雄物川激甚災害対策特別緊急事業で整備した「輪中堤」で守られる範囲以外を大仙市が「災害危険区域」として指定し、居住の用に供する建築物について、地盤面の高さ制限、主要構造部の構造規制及び居室の高さ制限等を設定しました。



大仙市災害危険区域図

施策の効果

- ・大仙市による対象地区住民への意向調査を実施したうえで、輪中堤による治水対策と災害危険区域の指定による建築物の立地規制を治水部局（国）と建築部局（大仙市）が計画し、双方が連携した流域治水施策として実施しています。
- ・過去幾度も浸水被害を受けてきた集落の浸水リスクの早期軽減や、地域における住まい方の工夫による被害軽減の効果が期待されています。



移転先宅地造成完了状況



移転家屋の建設が進む状況

施策推進のポイント

- ・災害危険区域は、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外の開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となるなど、その他の法令等に基づく立地規制に係る規定の対象となる場合があります。そのため、地域の関係者との丁寧な合意形成が重要となります。
- ・区域内の既存不適格住宅等を対象に災害発生前に安全を確保するため、移転（防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業）や、改修等（災害危険区域等建築物防災改修等事業）の支援制度を活用することができますので、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。

施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課
建築物事故調査・防災対策室 TEL 03-5253-8514

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

2 被害対象を減らす ————— 既存の住居に対し、住まい方を工夫する —————

#15 住宅等の防災改修（嵩上げ・ピロティ化等）

目的

既存の住居に対し、住まい方を工夫する

根拠法令・計画等

—

支援

予算・税制

災害危険区域等建築物防災改修等事業

支援内容

(1) 対象区域

- ・災害危険区域（災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む）
- ・地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域
- ・浸水被害防止区域

(2) 防災改修等の対象となる住宅・建築物

- ・既存不適格の住宅・建築物（区域指定等による建築制限等に適合しないものに限る）等
- ・上記に該当することが予定される住宅・建築物

(3) 交付率 国1／2

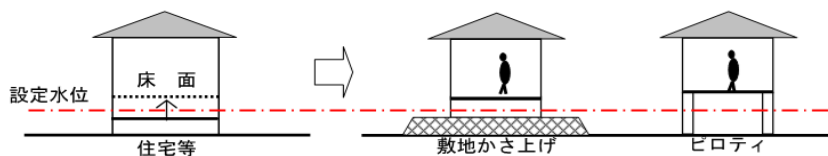
注）建替後の住宅・建築物は原則として土砂災害特別警戒区域外に存し、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります
地方公共団体が建替える建築物はZEB水準に適合する必要があります

施策の内容

概要

- ・近年、激甚・頻発化する水災害による被害を軽減するための施策として、災害危険区域や浸水被害防止区域等を指定することにより、出水などによる危険の著しい区域における新たな住宅の立地規制や、住宅、建築物の構造規制を行うことで、水災害に対する住宅・建築物の安全性を高めることができます。
- ・災害危険区域等建築物防災改修等事業は、これら災害危険区域や浸水被害防止区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、災害危険区域（建築禁止エリアは除く）等に存する既存不適格建築物等について、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する地方公共団体に対して支援するものです。

<災害危険区域等内における建築制限のイメージ>



【交付対象事業】

- ・災害危険区域等の指定に関する計画策定
- ・対象区域に存する住宅・建築物の基準適合調査
- ・特定既存不適格建築物等※の防災改修等（ピロティ化、地盤に係る対応による居室の持ち上げ、建替え、避難空間の整備）

※既存不適格等の住宅・建築物（区域指定等により建築制限や許可基準に適合しなくなったもの）をいい、建築物は災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所または一時集合場所に指定されたものに限る

施策推進のポイント

- ・災害危険区域等の住宅等の構造基準等を定める区域指定が進むことにより、水害に対する居住の安全性が高められる一方で、区域内での住宅・建築物の新築や建替え等の際には建築制限が課されることになるため、区域の指定等にあたっては住民の方々への丁寧な説明が必要となります。
- ・そのため、本事業では上記の各区域等を指定しやすい環境の整備と、区域指定することにより既存不適格等になる住宅等について、建築制限等に適合させる改修費用などの一部を補助することで、区域指定を行いやすくし、以て水災害に対する地域の安全性向上を図るものです。
- ・令和3年度以降に新たに指定された区域等または立地適正化計画における防災指針もしくは流域治水プロジェクト等を定めている地方公共団体における既存の区域等の内の住宅の場合は、補助上限額の嵩上げがあります。

施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課
建築物事故調査・防災対策室

※交付金制度活用にあたってのご相談は、国土交通省の各地方整備局建政部に
お問合せ願います

#16 住居の集団移転

目的

既存の住居に対し、移転を促す

根拠法令・計画等

防災のための集団移転促進事業に係る
国の財政上の特別措置等に関する法律
集団移転促進事業計画

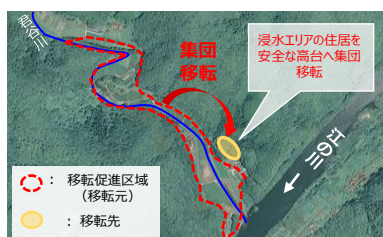
支援

予算・税制

防災集団移転促進事業

技術的支援

防災移転まちづくりガイダンス
Ⅲ章 防災集団移転促進事業
(防集事業) について

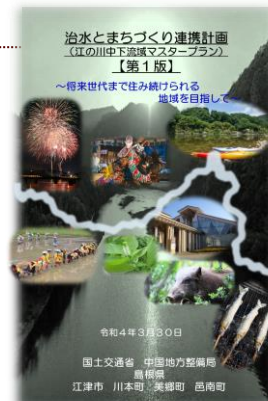


治水対策と集落維持の両立を目指した移転

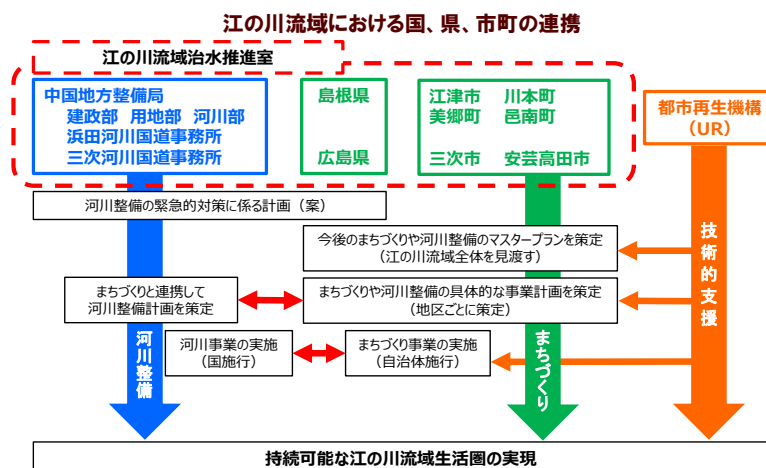
施策の内容

概要

- 江の川では平成30年7月や令和2年7月の豪雨による洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、国、県、沿川市町が連携して『治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）【第1版】』をとりまとめ、令和4年3月に策定・公表しました。
- 沿川市町は、「治水とまちづくり連携計画」に基づき、国、県とともに河川整備と連携し、防災集団移転促進事業等を活用したまちづくりを推進しています。



治水とまちづくり連携計画



施策の効果(事例)

- 島根県美郷町は、港地区において地域コミュニティを維持しながら安全な場所に移転したいという地域の意向を踏まえ、防災集団移転促進事業により地区内の高台団地に住居を集約・移転することにより、安全の確保に取り組んでいます。

施策推進のポイント

- 浸水被害の状況、人口・経済等の社会情勢、生業などを踏まえ、各地域の将来計画を関係行政機関が連携して検討・提案し、集団移転のみならず複数の対策について地域住民と意見交換を行いながら住民・行政が協働した地域づくりを進めることが重要です。
- 防災集団移転促進事業は、地域住民の意向を調整し、市町村が事業主体となって行うまちづくり事業です。そのため、関係主体が緊密に連携してまちづくりの方向性を共有し、国や都道府県等による計画策定への助言、移転元地の家屋補償や関連工事への事業協力など、市町村が実施する事業に対して協力を行うことにより、実効性の高いものとするとともに、事業の円滑化を図ることが重要です。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局
河川計画課 河川計画調整室
治水課

TEL 03-5253-8445
TEL 03-5253-8455

国土交通省 都市局
都市安全課

TEL 03-5253-8400

2 被害対象を減らす ————— 既存の住居に対し、移転を促す —————

市町村
(特別な事情などがある場合は都道府県も可)

#17 住居の個別移転

目的

既存の住居に対し、移転を促す

根拠法令・計画等

-

支援

予算・税制

がけ地近接等危険住宅移転事業

支援内容

(1) 対象地区要件

- ・ 災害危険区域
- ・ がけ条例等の区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域
- ・ 浸水被害防止区域
- ・ 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域
- ・ 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

(2) 対象住宅要件

- ・ 既存不適格住宅[※]
 - ※ 浸水被害防止区域にあっては、許可基準に適合しない既存住宅
- ・ 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示[※]等を行った住宅

※ただし、避難指示は、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

(3) 交付率

- ・ 国：1／2

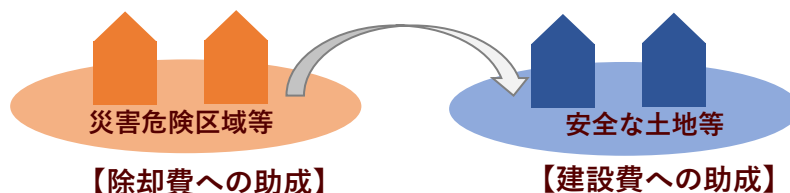
注）危険住宅に代わる住宅を新築する場合は原則として土砂災害特別警戒区域外に存し、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります

施策の内容

概要

- ・ 災害危険区域や浸水被害防止区域の区域内にある危険住宅の移転を促進するため対象地域の調査や、危険住宅の除却及び住宅の建設等の費用を助成する事業等を行う地方公共団体を支援します。

【引越費用等への助成】



施策の効果

- ・ 本制度を用いて約19,000棟の危険住宅除去が行われています。

【交付対象事業】

- ・ 事業推進費
対象地域の調査、事業計画の策定等
- ・ 除却等費
危険住宅の除却及び移転に要する費用を助成
- ・ 建設助成費
危険住宅に代わる住宅の建設、購入、改修のための資金を借入れた場合における利子相当額を助成

施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課
建築物事故調査・防災対策室※交付金制度活用にあたってのご相談は、国土交通省の各地方整備局建政部に
お問合せ願います

2 被害対象を減らす ————— 高台まちづくり

#19 避難路・避難施設等の確保

目的

高台まちづくり

根拠法令・計画等

都市計画法

支援

予算・税制

都市安全確保拠点施設整備事業
固定資産税等の特例措置
(高規格堤防事業に伴う建替家屋)

施策の内容

概要

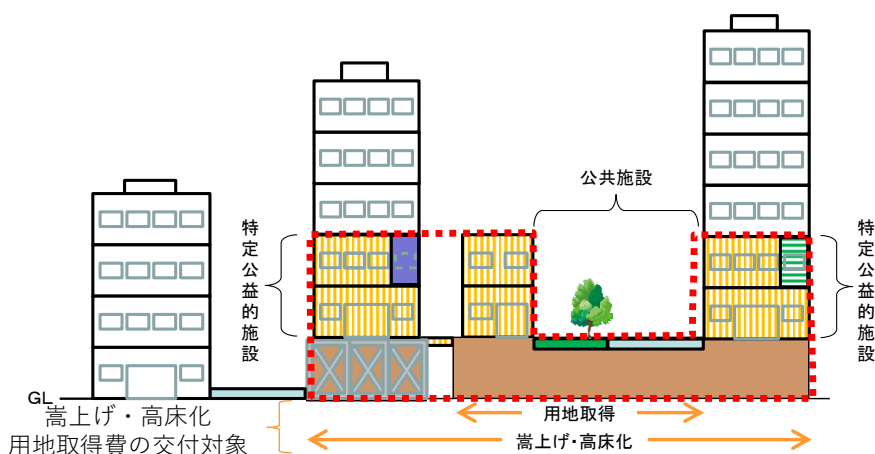
・ 洪水、浸水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが高く、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地（都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設に限る）の形成を支援します。



・ また、高規格堤防のために使用された土地に従前権利者が取得した建替家屋に係る固定資産税、不動産取得税を軽減します。

施策の効果

- ・ 一団地の都市安全確保拠点施設は、特定公益的施設（集会施設、購買施設、医療施設等）と公共施設からなります。
- ・ これらの施設は、避難場所としての機能を確保することに加え、滞在中に必要な生活関連物資の配布や保健医療サービスの提供を行うことで居住者等の一定期間の滞在を可能とします。
- ・ また、税制優遇により高規格堤防に伴い移転される方の負担を軽減し、避難高台にもなる高規格堤防の整備を推進します。



施策推進のポイント

- ・ 治水施設の整備を加速化させるとともに、施設では防ぎきれない大洪水等により大規模氾濫が発生しても、命の安全・最低限の避難生活水準が確保され、さらには社会経済活動が一定程度継続することができるよう、まちづくりを担う地方公共団体等と河川管理者が一体となって、高台まちづくりを推進することが重要です。
- ・ 具体的には、早い段階からの避難が出来なかった場合に備え、居住者等が垂直避難する空間と併せ生活関連物資の提供や医療サービスの提供等の機能を備えた拠点を形成することや、連絡デッキ等で建物を繋げ建物群を創出することが考えられます。また、河川管理者において避難高台にもなる高規格堤防の整備を推進します。

施策に関する問合せ

国土交通省 都市局 市街地整備課
TEL 03-5253-8413

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

資料4-5-32

水害リスクマップ

浸水頻度を示した新たなマップの作成と活用

概要

これまで、水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難等を目的として、洪水ハザードマップのもととなる「洪水浸水想定区域図（想定最大規模の降雨を対象）」を作成し公表してきました。

これに加えて、土地利用や住まい方の工夫及び防災まちづくりなどへの活用を目的として、発生頻度が高い降雨規模の浸水範囲と浸水頻度を図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図）」の作成・公表を進めています。

多段階の浸水想定図

水害リスクマップの作成にあたっては、その基礎情報として、降雨の年超過確率が1/10（高頻度）、1/30（中高頻度）、1/50（中頻度）、1/100（中低頻度）の4ケース、計画規模である1/150や1/200（低頻度）を追加した5ケースの浸水想定図を作成しています。

水害リスクマップ

水害リスクマップは、多段階の浸水想定図を重ね合わせて浸水範囲と浸水頻度を図示したもので、特定の浸水深ごと（浸水深0m以上、床上浸水相当の浸水深0.5m以上、一階居室浸水相当の浸水深3m以上）に作成することとしています。

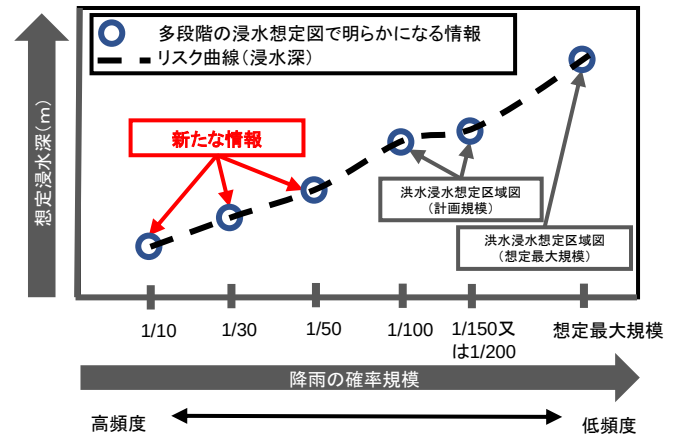
今後、水害リスクマップについては、国土数値情報などでオープンデータ化するとともに、流域治水対策の検討や立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用、住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を促進していきます。

問い合わせ

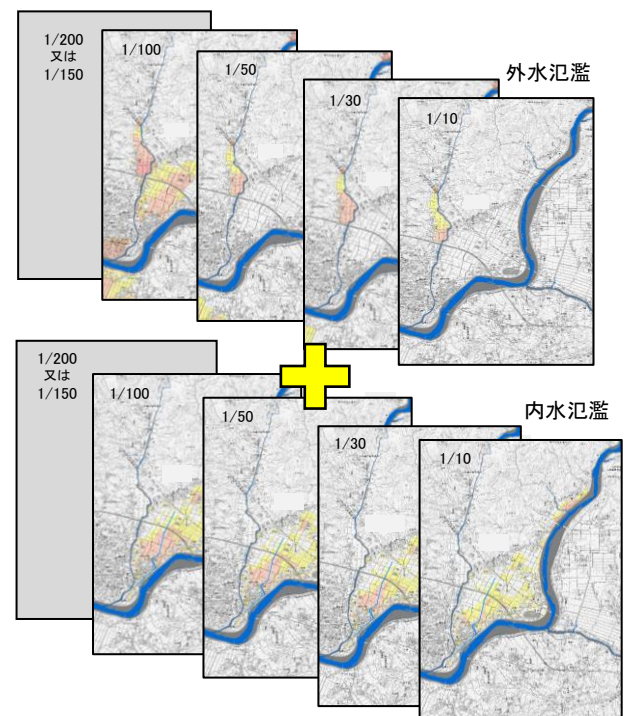
国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課 水防企画室

TEL 03-5253-8460

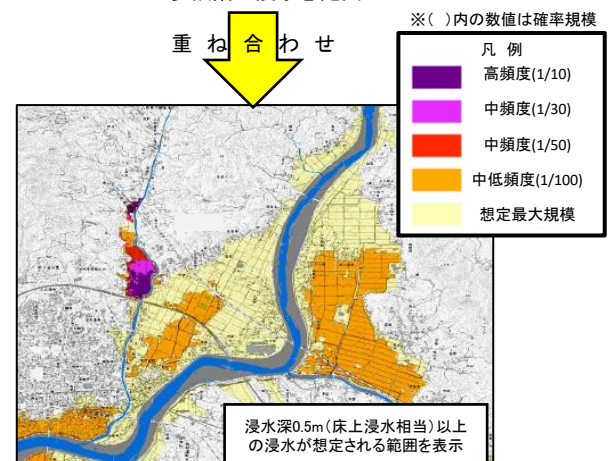


新たな水害リスク情報（イメージ）



多段階の浸水想定図

重ね合わせ



水害リスクマップ

2 被害対象を減らす 氾濫拡大の抑制

#20 浸水被害軽減地区（盛土構造物等）

目的

氾濫拡大の抑制

根拠法令・計画等

水防法

支援

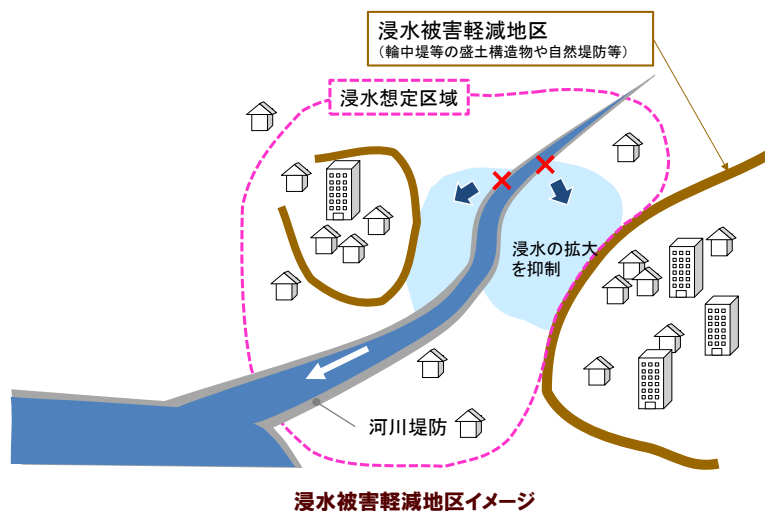
予算・税制

固定資産税等の特例措置

施策の内容

概要

・水防法により、洪水による浸水が地域に拡大することを防ぐ機能がある輪中堤防や自然堤防等を水防管理者が浸水被害軽減地区として指定し、土地の改変等をしようとする者に対して、水防管理者への届出を義務付けることで、浸水抑制機能の保全を図るものです。



施策の効果

洪水による浸水が地域に拡大することを防ぐ機能がある輪中堤や自然堤防等を浸水被害軽減地区として指定し、従来からある浸水拡大防止機能や流域の遊水機能を維持しつつ、浸水被害の軽減を図ることができます。



福束輪中堤(昭和51年9月 台風17号浸水時)

施策推進のポイント

- ・流域治水の取組では、堤防などの河川内の治水対策に加え、流域の遊水機能等を保全することで、河川の急激な水位上昇を防ぐものにも重点が置かれています。
- ・そのため、遊水機能を維持・活用しつつ洪水をしのぐ霞堤箇所などにおいて、機能を維持した形で浸水被害軽減地区を指定し、一体的に保全を図ることで、流域治水を推進することも有効です。
- ・また、浸水範囲と浸水頻度を一元的に示した水害リスクマップ（浸水頻度図）を活用することにより、想定最大規模(低頻度)の洪水に対しては浸水被害の拡大を防御しきれないものの、中・高頻度の浸水に対しては浸水被害を防止する機能を有する自然堤防等を浸水被害軽減地区として指定することも有効です。
- ・浸水被害軽減地区の指定にあたっては、地権者からの同意を得やすくするため、税制特例措置も設けられており、流域治水を一層推進するため、積極的な指定が必要です。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
水防企画室 TEL 03-5253-8460

#21 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)

目的

避難の確保(平時)

根拠法令・計画等

水防法
大規模氾濫減災協議会
(減災に係る取組方針)

支援

予算・税制

水害リスク情報整備推進事業
内水浸水リスクマネジメント推進事業
津波・高潮危機管理対策緊急事業

技術的支援

- ・小規模河川の氾濫推定図作成の手引き(令和2年6月)
- ・内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)(令和3年7月)
- ・高潮浸水想定区域図作成の手引き(令和3年7月)
- ・水害ハザードマップ作成の手引き(令和3年12月)

施策の内容

概要

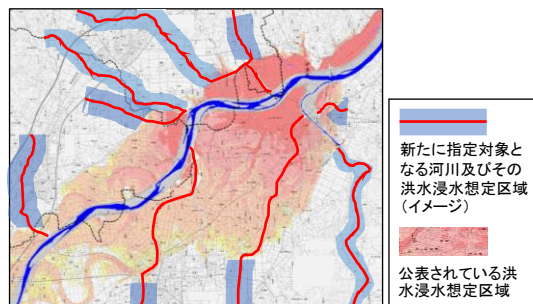
- ・近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生しています。水害リスク情報の空白域を解消するため、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道、海岸に拡大しています。



水害リスク情報の空白域における水害事例

施策の効果

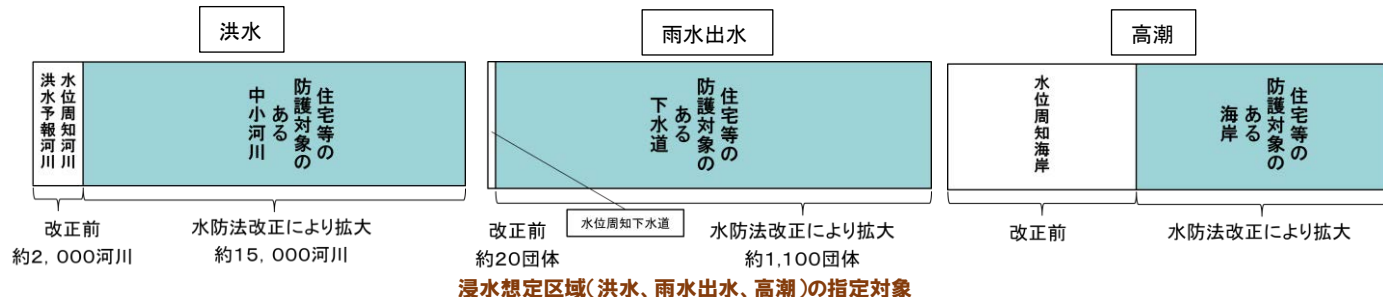
- ・住宅等の防護対象があり、円滑・迅速な避難確保等を図る必要がある、全ての一級・二級河川、海岸における水害リスク情報を提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難行動を促進します。



指定対象河川拡大イメージ

施策推進のポイント

- ・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,100団体が新たに指定対象として追加され、高潮(高潮浸水想定区域)では全ての海岸が指定対象となっています。



施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
水防企画室 TEL 03-5253-8460

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
流域管理官 TEL 03-5253-8432

国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室
TEL 03-5253-8471

#22 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練

目的

避難の確保(平時)

根拠法令・計画等

水防法
大規模氾濫減災協議会
(減災に係る取組方針)

支援

予算・税制

技術的支援

- ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・ 要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材

施策の内容

概要

- ・ 水防法に基づき、浸水想定区域内で市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられます。



避難確保計画(記載例)



避難訓練のイメージ

施策の効果

- ・ 令和4年8月の大雨において、福島県喜多方市の特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、避難確保計画や避難訓練で得たノウハウを活かして迅速に避難行動をとり、利用者を無事に避難させることができました。



避難訓練の様子
(けいわ苑提供)



浸水時の状況
(喜多方市提供)

施策推進のポイント

- ・ 令和3年水防法等の改正により、施設管理者等から市町村に訓練実施の報告をすることが義務化されるとともに、市町村が施設管理者等に対し避難確保計画の内容について助言・勧告できる制度が創設されました。要配慮者利用施設の避難の実効性確保のためには、避難訓練を継続的に実施し、必要に応じて避難確保計画を見直すことが重要です。



要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
水防企画室 TEL 03-5253-8460

#23 迅速・円滑な避難（避難のための情報発信）

目的

避難の確保（災害時）

根拠法令・計画等

災害対策基本法・気象業務法・水防法
大規模氾濫減災協議会
（減災に係る取組方針）

支援

予算・税制

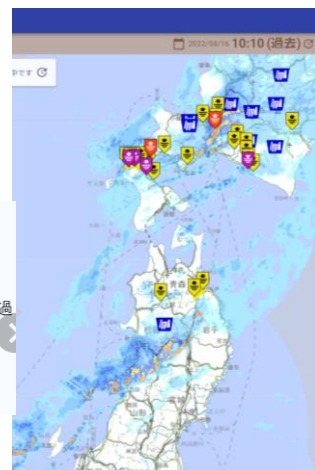
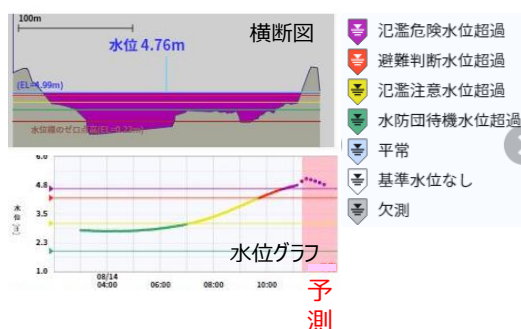
技術的支援

- ・ 川の防災情報
(<https://www.river.go.jp/>)
- ・ 危機管理型水位計運用協議会
(<http://www.river.or.jp/koeki/riverwaterlevels/portal.html>)

施策の内容

概要

- ・ 災害時の迅速・円滑な避難判断に必要な雨量や河川水位、河川カメラ映像などの観測情報や洪水予報やダム放流通知、水防警報などの予報・警報の発信を推進しています。



川の防災情報による
河川水位などの提供

施策の効果

- ・ 観測情報や警報情報の発信を推進することにより、避難所開設などの事前準備や避難指示などの判断に資するものです。



施策推進のポイント

- ・ 地域住民が迅速・円滑な避難行動を行うためには、市区町村による避難先の確保や避難誘導のための的確な避難指示の発令など地域住民が迷わないための事前準備や情報発信が必要です。
- ・ 市区町村によるこれらの行動を支援するため、国や都道府県、関係事業者が有する観測情報などを「川の防災情報」などにより、報道機関や民間企業への提供・配信などを進めています。
- ・ 当該施策には、観測機器の設置などに関する地域住民の理解や協力が不可欠であり、市区町村や民間企業、地域住民による防災行動計画の策定などを進めるとともに地域住民に観測情報や予報・警報などを理解いただく活動が重要となってきます。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課
河川情報企画室 TEL 03-5253-8446

#24 浸水対策（耐水化・止水壁等）

目的

経済影響の軽減等

根拠法令・計画等

水防法
大規模氾濫減災協議会
（減災に係る取組方針）

支援

予算・税制

下水道浸水被害軽減総合事業
下水道事業費補助
地下街防災推進事業
鉄道施設総合安全対策事業費補助
都市鉄道整備事業費補助
一時避難場所整備緊急促進事業 等
固定資産税の特例措置
（浸水防止用設備）

技術的支援

- ・地下街等（大規模工場等）に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き
- ・地下街等における浸水防止用設備整備のガイドライン
- ・地下街の安心避難対策ガイドライン

施策の内容

概要

- ・近年集中豪雨等による浸水被害が多発しており、特に地下街等で浸水が発生した場合は、身体・生命へのリスクが大きく、都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクがあることから、避難確保や浸水防止の取組が必要です。
- ・また、大規模工場等についても、浸水時には地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることから、浸水防止の取組が求められます。



平成15年福岡市での水害



六角川氾濫に伴う油流出

施策の効果

- ・浸水被害が想定される地下街及び大規模工場等において、浸水対策として止水板や排水ポンプ等の設置が進められています。



防水板



防水壁



排水ポンプ



換気口浸水防止機



地下への浸水防止対策

工場での浸水対策例
（株式会社佐賀鉄工所HPより）

施策推進のポイント

- ・水害は、浸水被害が発生するまでに一定の時間があることが想定されるため、事前対策はもとより、初動対応による応急的な浸水防止措置等を図ることで、被害を軽減できる可能性があります。洪水時等に浸水の防止を図るための計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置が有効です。
- ・地下街等においては、連続する施設からの浸水により、予期せぬ被害の拡大が生じる可能性があります。このため、地下で連続する施設による関係者間で、利用者の避難や浸水防止に係る計画を作成することが重要です。



地下街、接続ビルの来客を
想定した避難誘導訓練

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室 TEL 03-5253-8460
下水道部 流域管理官 TEL 03-5253-8432

国土交通省 都市局 街路交通施設課
TEL 03-5253-8416

3 被害の軽減・早期復旧等 ———— 災害復旧(洪水氾濫の防止) ————

#25 流域治水型災害復旧（遊水地・輪中堤）

目的

災害復旧（洪水氾濫の防止）

根拠法令・計画等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
（流域治水型災害復旧）

支援

予算・税制

河川等災害復旧事業

技術的支援

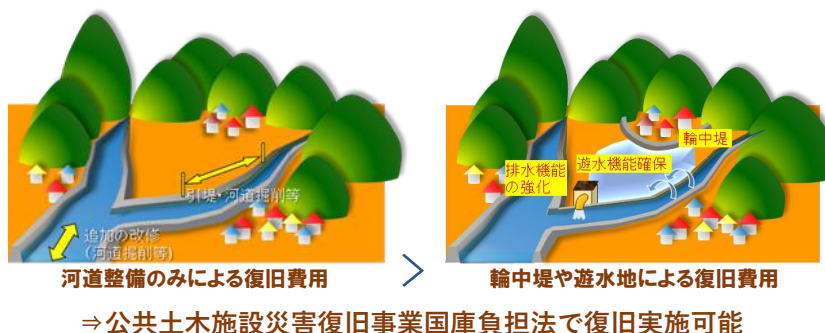
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第3第2「ホ」の運用について
（令和4年5月17日 国水防第23号）
- 「流域治水型の原形復旧」の運用の実施について
（令和4年5月17日付事務連絡）
- 災害緊急調査
（本省災害査定官が被災地へ赴き、被災自治体に対し復旧方針・工法等の技術的支援・助言）
- 事前打合せ
（査定の迅速な処理と現地査定において手戻り等が生じないようにするため、災害査定前に復旧内容等を事前協議）



施策の内容

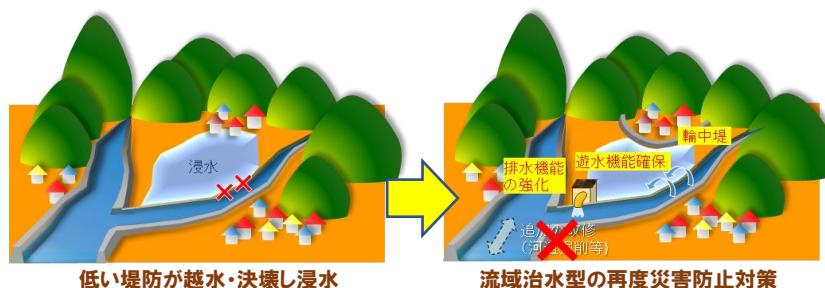
概要

- 堤防の決壊や越水が発生した場合に、下流の追加対策も含めトータルで国費・総事業費ともに安くなる場合、下流への負担を抑えつつ、再度災害防止・減災を図る復旧方法として、災害復旧事業において輪中堤や遊水地による復旧が可能です。



施策の効果

- 輪中堤や遊水地、排水施設等の整備により遊水機能を確保しつつ、家屋浸水を防御することにより、下流における改修を待つことなく、被災箇所の再度災害防止を実現します。



施策推進のポイント

- 災害により堤防等が被災した場合、災害復旧事業として流域治水の取組を推進することが可能です。
- 災害復旧事業（補助）としての国庫負担率（2／3以上）による事業の実施が可能です。
- 「災害査定時点で河川整備計画又は流域水害対策計画が策定されており、当該箇所における輪中堤又は遊水地の整備内容が記載されていること」が採択要件の1つであるため、平時からの流域治水対策の検討、整備計画等の策定・変更を進めることが重要です。
- その他の採択要件について十分に確認することが必要です。なお、要件に合致しない場合においても、改良復旧による手法もあることから、適宜相談をお願いします。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8454国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
TEL 03-5253-8459

資料4-5-39



流域治水の推進



流域治水プロジェクト



紹介動画(4分)



特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践

流域治水施策集(令和4年12月)

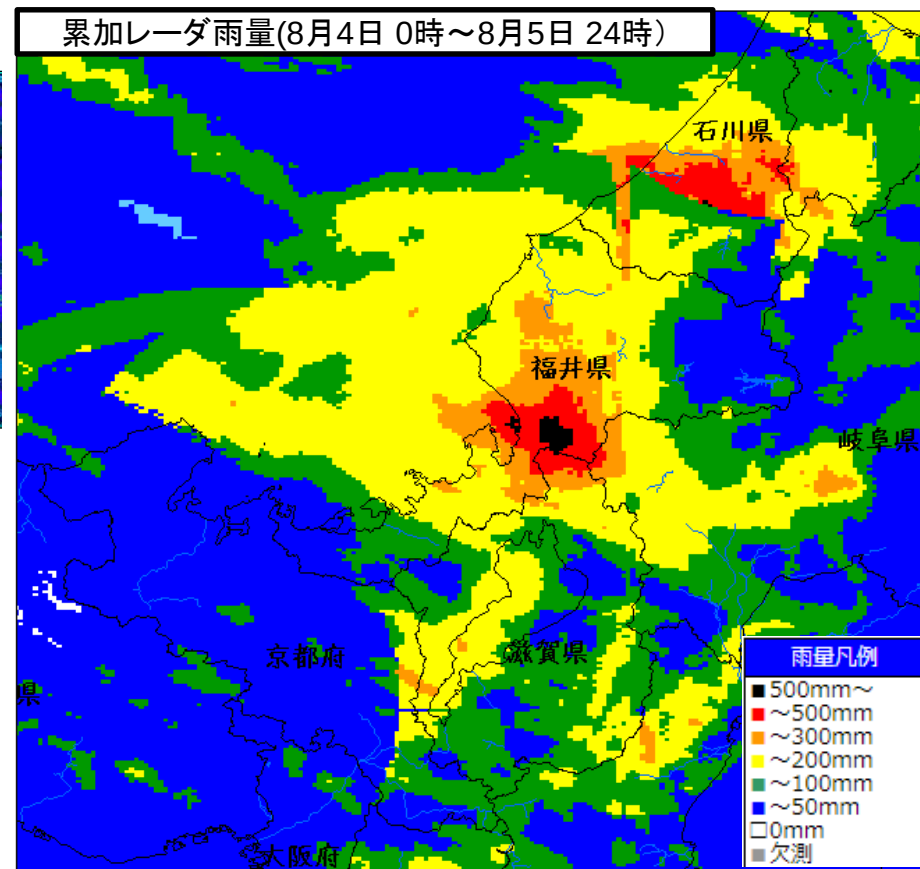
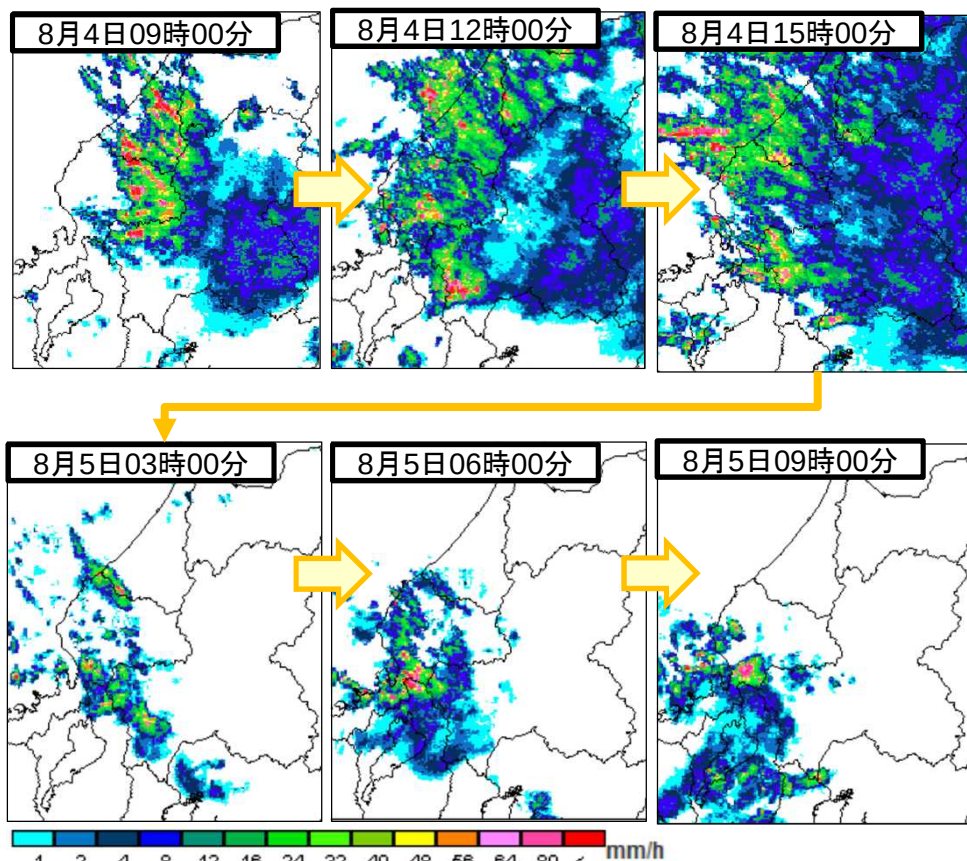
発行:国土交通省水管理・国土保全局治水課

令和4年8月4日から5日の大雨の状況

○8月4日から5日にかけて日本海の前線が北陸・近畿地方を南下しました。この前線に向かって流れ込んだ暖かく湿った空気と寒気の影響で、福井県・滋賀県では大気の状態が非常に不安定となり大雨となりました。

○福井県南越前町今庄ではアメダスの観測で8月4日から5日の総雨量が426.5mmとなり、また、滋賀県長浜市付近で5日6時30分までの1時間に約90mmの猛烈な雨が解析され、両県において、記録的短時間大雨情報が発表されました。

気象レーダー(福井地方気象台「令和4年8月4日から5日の大雨に関する福井県気象速報より」)



※数値等は速報値のため、今後の精査等により変更する場合があります。

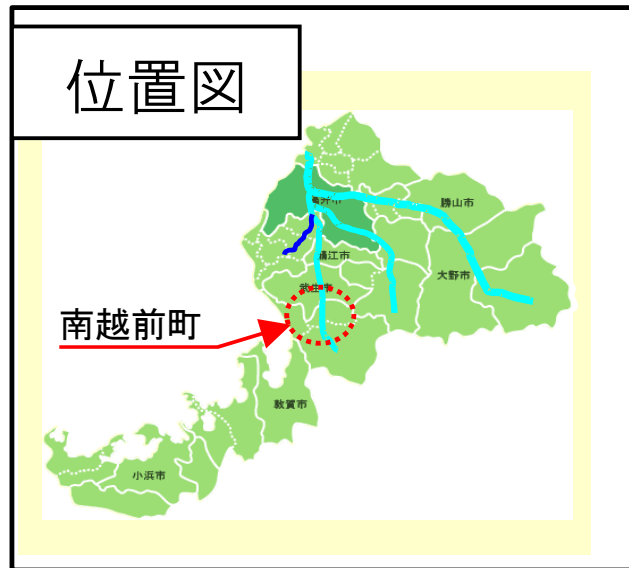
鹿蒜川流域の被害状況(福井県南越前町)

- 鹿蒜川流域の各所で溢水・越水が発生。下流に位置する南今庄地係では堤防が決壊し、氾濫が発生
 住家被害：大桐地区～日野川合流点付近の区間で、深刻な被害発生（全壊5戸、半壊39戸、床上浸水62戸、床下浸水33戸）
 ライフライン：91戸で断水被害発生、復旧までに最大10日間（8/5～8/14）
 道路・鉄道：平地の浸水や土砂流出により、JR北陸本線や県道、町道などに甚大な被害発生
 （JR北陸本線武生駅～敦賀駅間 8/4～8/10運休 県道今庄杉津線 8/5～8/10通行止め）
 農地等：耕地や農業用施設等に土砂が流入し、広範囲で被害発生（30ha）



近畿地方整備局におけるリエゾン、TEC-FORCEの派遣

＜福井県南越前町＞



被災調査 8月7日



かひるがわ
被災状況(鹿蒜川) 8月7日



南越前町長説明 8月15日



流域治水型災害復旧制度の創設

【出典】

令和4年度 水管理・国土保全局関係 予算概要(令和4年1月)

別紙1

- 災害復旧事業においても、流域治水の考え方に基づき、上流から下流、本川・支川の流域全体を俯瞰し、流域全体で水災害リスクを低減する対策を推進。
- 本川上流や支川において堤防の決壊や越水が発生した場合、遊水機能を確保しつつ、早期に浸水被害の軽減が可能な輪中堤や遊水地の整備を災害復旧事業として実施できる「流域治水型災害復旧制度」を創設。



被災水位に対応して
堤防の嵩上げ、引堤、河道掘削
により背後地全体の浸水を防ぐ
(災害復旧事業又は改良復旧事業で実施)



下流への負荷を考慮した追加対策
を実施(追加の河川事業で実施)

拡充の内容

- 河川整備計画に対策が記載されていることや浸水を許容する区域を浸水被害防止区域等に指定すること等を条件に、災害復旧事業により、下流における追加の改修を必要としない対策(輪中堤、遊水地の整備)を実施可能にする。
- また、災害復旧事業査定設計委託費補助の補助対象に、輪中堤、遊水地の整備を追加する。

査定設計委託費補助：査定設計書を作成するための調査、測量、設計等に要する経費を補助【補助率：1/2】



輪中堤又は遊水地の整備により、遊水機能を確保しつつ家屋浸水を防御

下流における改修を待つことなく、速やかに被災箇所の再度災害防止を実現

○ 令和4年8月の大雨により甚大な浸水被害が発生した九頭竜川水系鹿蒜川において、**全国で初めて「流域治水型災害復旧」(令和4年度創設)を採択**(輪中堤整備など)し、「流域治水」の考え方に基づく水害に強い地域づくりを進めます。

位置図



【事業内容】

事業主体：福井県
河川名：一級河川 九頭竜川水系 鹿蒜川
事業箇所：南条郡南越前町南今庄～新道
事業延長：3,140 m
事業期間：令和4年度～令和6年度(予定)
事業概要：輪中堤、護岸工 等

【浸水被害の状況】

面積：55ha
家屋：全壊5戸、半壊39戸、床上浸水62戸、床下浸水33戸
その他：県道、JR北陸本線など



平面図



事業イメージ

